

第5期草津市地域福祉計画

(案)

令和 年 月
草 津 市

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 地域福祉をめぐる動向	3
3 計画の位置づけ	5
4 計画の期間	7
5 計画の策定体制	7
6 圏域の考え方	8
第2章 現状と課題	9
1 市の現状	9
2 アンケート調査の結果から見る住民等の意識	16
3 ワークショット	32
4 第4期計画の成果と課題	38
5 第5期計画に向けた主要課題	40
第3章 計画の理念と体系	41
1 基本理念	41
2 基本目標	42
3 リーディング・プロジェクト	44
草津市重層的支援体制整備事業実施計画	45
4 目標値	51
5 施策体系	52
第4章 施策の展開	53
基本目標1 みんなで育ち合う人づくり	53
基本目標2 みんなで支え合う地域づくり	62
基本目標3 みんなが尊重されるまちづくり	75
第5章 計画の推進に向けて	85
1 協働体制による計画の推進	85
2 計画の評価	87
資料編	88
1 草津市附属機関設置条例	88
2 草津市附属機関運営規則	90
3 草津市地域福祉推進市民委員会委員名簿	93
4 策定経過	94
5 用語解説	95

1

計画策定の趣旨

「福祉」とは、特定の誰かだけでなく、誰もが幸せになれるような取組や活動を言います。それに対し、「地域福祉」とは、私たち一人ひとりが地域社会の一員であることを認識しつつ、居住する地域において安心して暮らせるよう、地域の住民や社会福祉関係者がお互いに協力して地域の福祉課題の解決に取り組む考え方のことを言います。

そのためには、身の回りに起こる日常的な問題は個人や家庭の努力で解決する（＝自助）とともに、近所や地域、ボランティアによる助け合いや支え合いにより解決を図る（＝互助）ことが必要です。また、介護保険や医療保険等の相互負担による社会保険制度の活用（＝共助）や公的サービスによる課題解決の方法（＝公助）も考えられます。

こうした自助・互助・共助・公助が連携・連動するとともに、従来の固定的な役割分担ではなく、「地域福祉」の視点から包括的な支援体制を整備することが求められており、本市の地域福祉をより充実させていくためには、行政や社会福祉協議会をはじめ、すべての市民、各種団体がそれぞれの役割を分担し、連携・協働することが重要です。

草津市では、平成 17（2005）年度に「草津市地域福祉計画（第1期）」を策定し、5年ごとに改定を重ねながら、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らし続けることができるよう、地域の様々な人たちによる助け合い・支え合いを推進するとともに、福祉サービスや公的支援の充実に取り組んできましたが、少子高齢化、核家族やひとり暮らしの増加、ライフスタイルの多様化にともない、一人ひとりが抱える生活課題も多種多様となっており、これらに対応するには、個人の努力や行政による福祉サービスだけではなく、地域でともに暮らす住民が身近にある様々な福祉ニーズに目をむけ、地域全体で課題の解決に取り組んでいくような「地域力*」の向上が一層求められています。

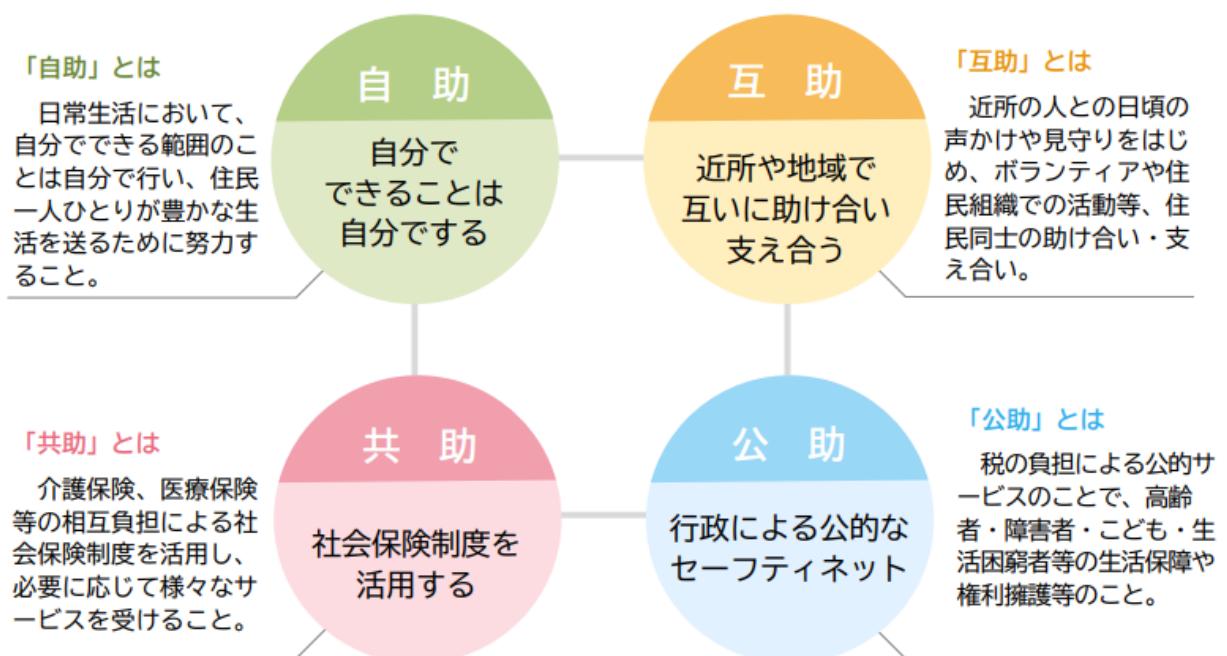
こうした中、平成 29（2017）年には社会福祉法が介護保険法などとともに改正され、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながる「地域共生社会*」の実現をめざす方向性が示されました。

さらに、令和 2（2020）年度の社会福祉法の改正では、「地域共生社会」の実現に向け、市町村における包括的な支援体制の構築を目的とした「重層的支援体制整備事業」が創設され、令和 6（2024）年度には、近年、深刻な社会問題となっている「孤独・孤立」について、「互いに支え合い、人と人との『つながり』が生まれる社会」を目指すことを趣旨として「孤独・孤立対策推進法」が施行されるなど、地域福祉の重要性がますます高まっています。

本計画は、このような近年の地域福祉や社会情勢を取り巻く状況の変化に対応するため、第4期計画での課題を検証するとともに取組の成果を活かしながら、今後 5 年間における草津市の地域福祉の方向性を定め、各施策のより一層の充実を図ることを目的としています。

- ◆ 草津市地域福祉計画（平成 17 年 10 月～平成 22 年度）
- ◆ 第 2 期草津市地域福祉計画（平成 23 年度～平成 28 年度）
- ◆ 第 3 期草津市地域福祉計画（平成 29 年度～令和 2 年度）

※平成 30 年 3 月に、社会福祉法改正に伴う一部改訂
- ◆ 第 4 期草津市地域福祉計画（令和 3 年度～令和 7 年度）
- ◆ 第 5 期草津市地域福祉計画（令和 8 年度～令和 12 年度）



2 地域福祉をめぐる動向

(1) 社会福祉法の改正について

平成29（2017）年に社会福祉法が介護保険法等とともに改正され、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながる「地域共生社会*」の実現をめざす方向性が示されました。

また、令和元（2019）年12月に、国の地域共生社会推進検討会の最終とりまとめ示された方向性を基に、令和2（2020）年6月に、地域共生社会の実現に向けて、複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービスの提供体制を整備していくため、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」により社会福祉法が改正され、「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

平成29（2017）年の改正概要

【地域福祉推進の理念を規定】

- 支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指す。

【市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定】

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進する環境整備
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制
- 主に市町村圏域において、支援関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

【地域福祉計画の充実】

- 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。

令和2（2020）年の改正概要

【重層的支援体制整備事業の創設】

- 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築を支援
- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、Ⅰ相談支援、Ⅱ参加支援、Ⅲ地域づくりに向けた支援を実施する事業を創設する。
- 各事業が相互に重なり合いながら、市町村全体の体制として本人に寄り添う継続的な伴走支援や多機関協働による支援を実施する。

（2）孤独・孤立対策推進法の施行について

近年の社会変化を踏まえ、日常生活において孤独に不安を感じること、また、社会から孤立していることにより心身の有害な影響を受けている状態にある者への支援等に関する取組について、その基本理念、国等の責務、施策の基本となる事項及び内閣府に孤独・孤立対策推進本部の設置等について定める「孤独・孤立対策推進法」が令和6（2024）年4月1日に施行されました。

これにより、「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「相互に支え合い、人と人との『つながり』が生まれる社会」をめざすことが示されました。

地方公共団体においては、関係機関等により構成され、必要な情報交換及び支援内容に関する協議を行う孤独・孤立対策地域協議会を置くよう努めるものとされました。

【基本理念】

- 孤独・孤立の状態は人生のあらゆる段階において何人にも生じ得るものであり、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図ることが重要であること。
- 孤独・孤立状態にある者及びその家族等（当事者等）の立場に立って、当事者等の状況に応じた支援が継続的に行われること。
- 当事者等に対しては、その意向に沿って当事者等が社会及び他者との関わりを持つことにより孤独・孤立の状態から脱却して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようになることを目標として、必要な支援が行われること。

3 計画の位置づけ

(1) 法令上の位置づけ

この計画は、社会福祉法第4条に規定する地域福祉を推進するため、同法第107条の規定に基づく市町村地域福祉計画です。

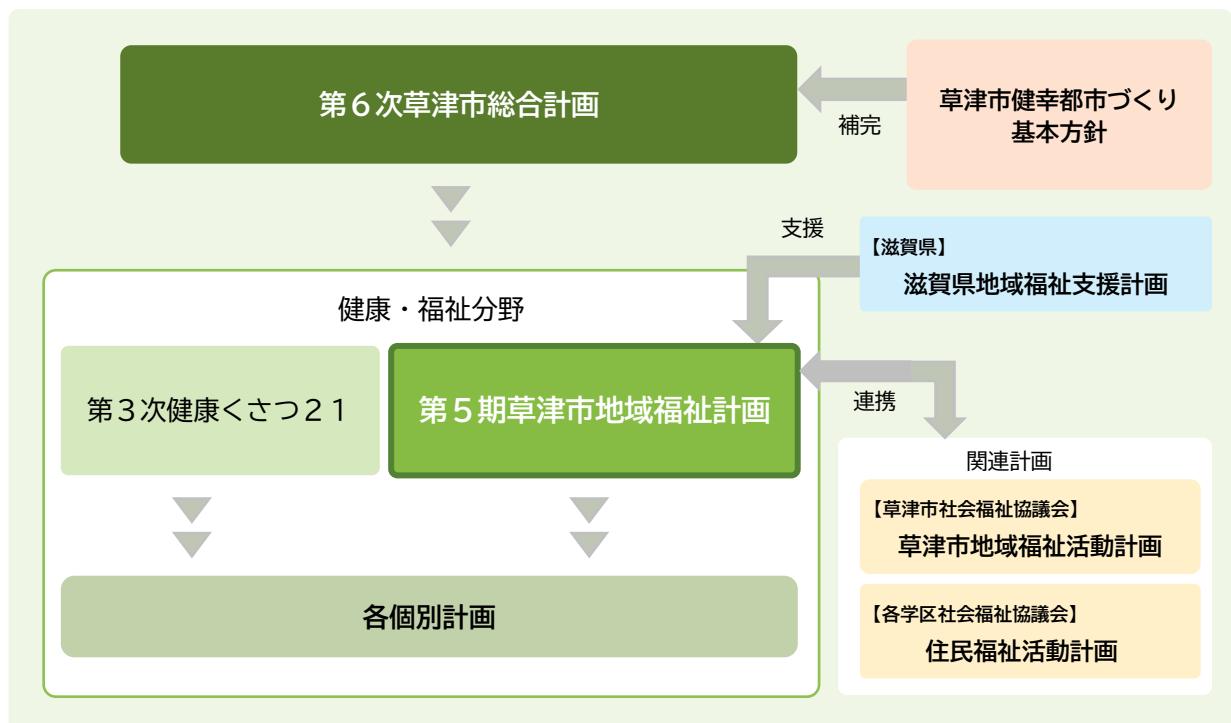
また、地域福祉計画と関わりが深い以下の計画を包含して策定しています。

- ◇ 重層的支援体制整備事業実施計画（社会福祉法第106条の5）
- ◇ 成年後見制度利用促進基本計画（成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条）
- ◇ 再犯防止推進計画（再犯の防止等の推進に関する法律第8条）

(2) 他計画との関係

「地域福祉計画」は、市の最上位計画である「草津市総合計画」がめざすまちの将来像や基本理念の達成に向けた、“福祉のまちづくり計画”です。

また、福祉に関する個別計画（地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、その他の福祉）に関し、共通して取り組むべき事項を体系化するものであり、福祉関連計画の上位計画として位置づけています。



(3) ウェルビーイングとの関係

「ウェルビーイング」とは、身体的・精神的・社会的に良好な状態を表す概念です。

本市においては、市として健幸都市*を作り上げていく意志や目指すべき方向性を内外に示すため、平成28年8月に、「草津市健幸都市宣言」を行い、「健幸」を「生きがいをもち、健やかで幸せであること」と考え、分野横断的な取組を推進しており、その方向性を同じくするものです。

こうしたことから、本計画の各施策においては「健幸」の視点を意識して取組を進めることで、市民の「ウェルビーイング」向上を図ります。

(4) SDGsについて

SDGs (Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標) は、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。2015年の国連サミットにおいてすべての加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられており、17の目標と169のターゲットで構成されています。

本市はこれまでSDGsの理念に沿った施策を展開してきましたが、本計画の各施策においても「持続可能」で「誰一人取り残さない」SDGsの視点を意識して取組を進めます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



【本計画と深く関連する目標】



4 計画の期間

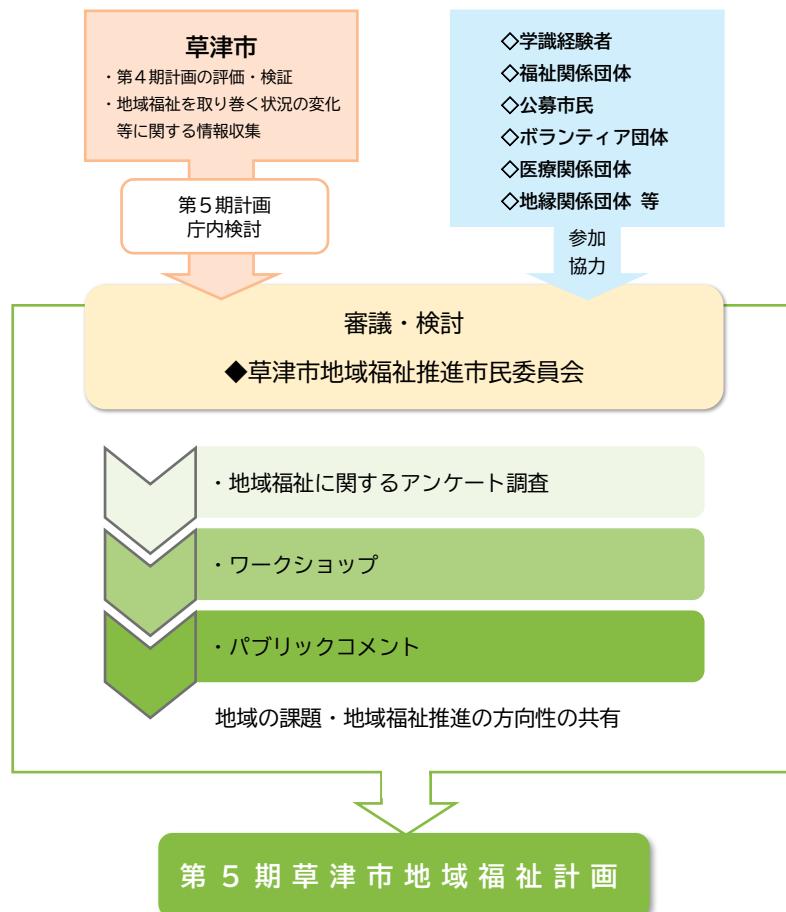
本計画の計画期間は令和8（2026）年度から令和12（2030）年度の5年間とします。

ただし、計画の進捗状況や社会情勢の変化等により見直しの必要性が生じた場合は、適宜、見直しを行います。

和暦（年度）	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12
西暦（年度）	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
計画	第4期草津市地域福祉計画					第5期草津市地域福祉計画				

5 計画の策定体制

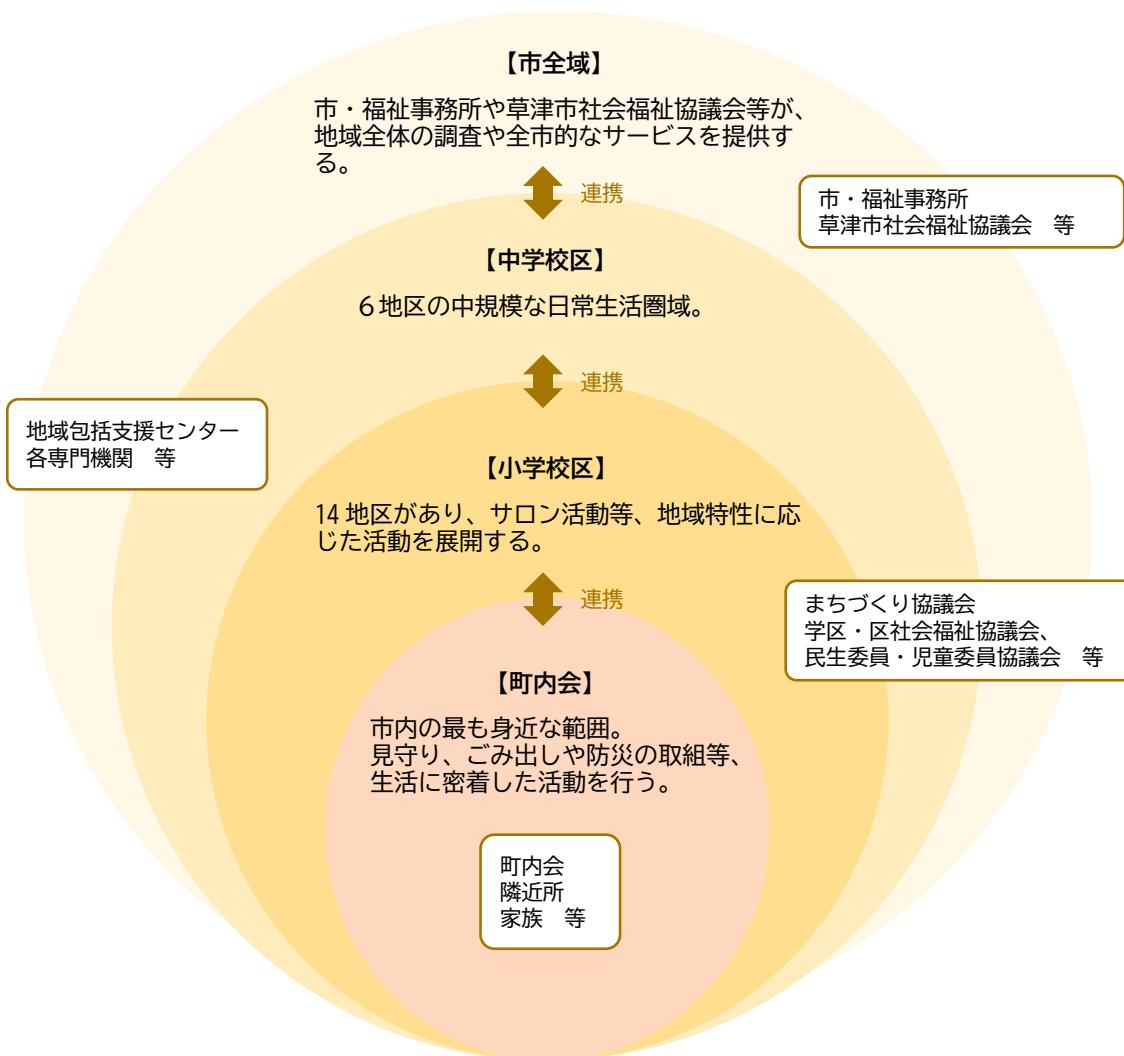
計画の策定にあたっては、住民と行政の協働・連携により、「地域福祉に関するアンケート調査」や計画策定に向けた「ワークショップ」を実施するとともに、「草津市地域福祉推進市民委員会*」における審議を踏まえ、計画の素案づくりや意見調整等を行いました。



6 圏域の考え方

地域福祉活動については、市内の各所で様々な取組が行われますが、その広さや大きさに応じた機能や役割があるため、本計画では、地域福祉活動を推進する範囲（圏域）を「市全域」、「中学校区」、「小学校区」、「町内会」の4つに定めています。

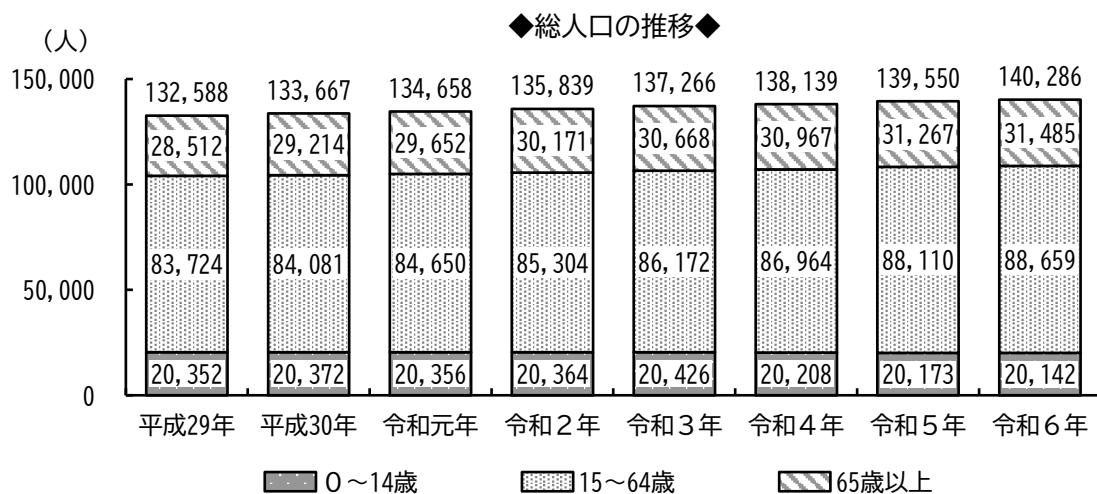
地域レベル	各地域レベルの考え方
市全域	市・福祉事務所の総合的な施策・事業の範囲であり、草津市社会福祉協議会、福祉事務所、障害者福祉センター等と連携。
中学校区	地域包括支援センター*の活動範囲。住民組織では対応が困難である専門的な支援を行う層。教育環境に共通性がみられる。
小学校区	まちづくり協議会・学区・区社会福祉協議会の活動範囲。立地条件や生活環境に共通性がみられる。地域特性に応じた活動を行う層。
町内会	お互いに顔のみえる、市民に最も身近な組織がある範囲。ゴミ出しや防災の取組等、生活に密着した活動を行う層。



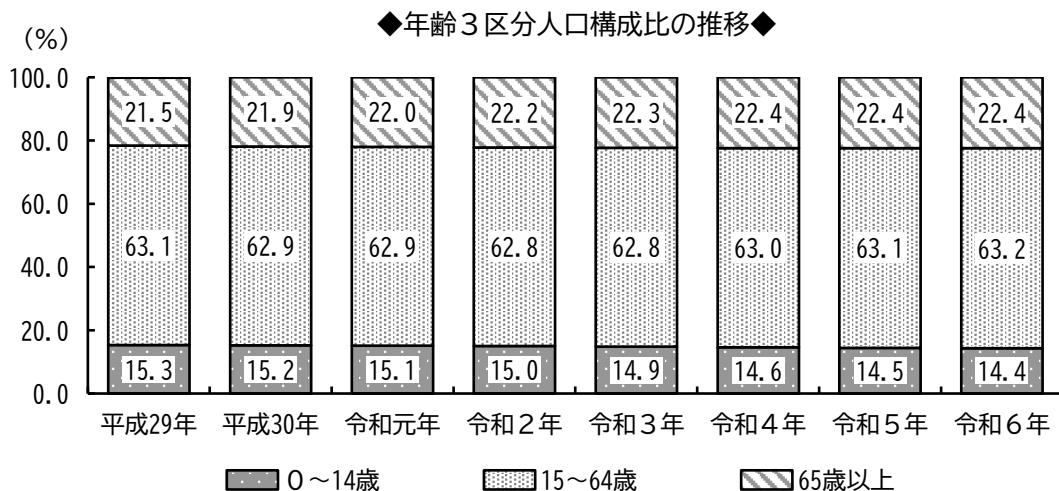
1 市の現状

(1) 人口の推移

近年の人口動向を住民基本台帳で見ると、全国的に人口が減少する市町村が多い中、本市においては人口増が続いている。令和6年10月1日現在で、総人口は140,286人となっています。また、人口の年齢3区分の構成比をみると、高齢者人口（65歳以上）の割合が緩やかに増加し、年少人口（0～14歳）の割合は緩やかに低下しています。



資料：住民基本台帳（各年10月1日時点）

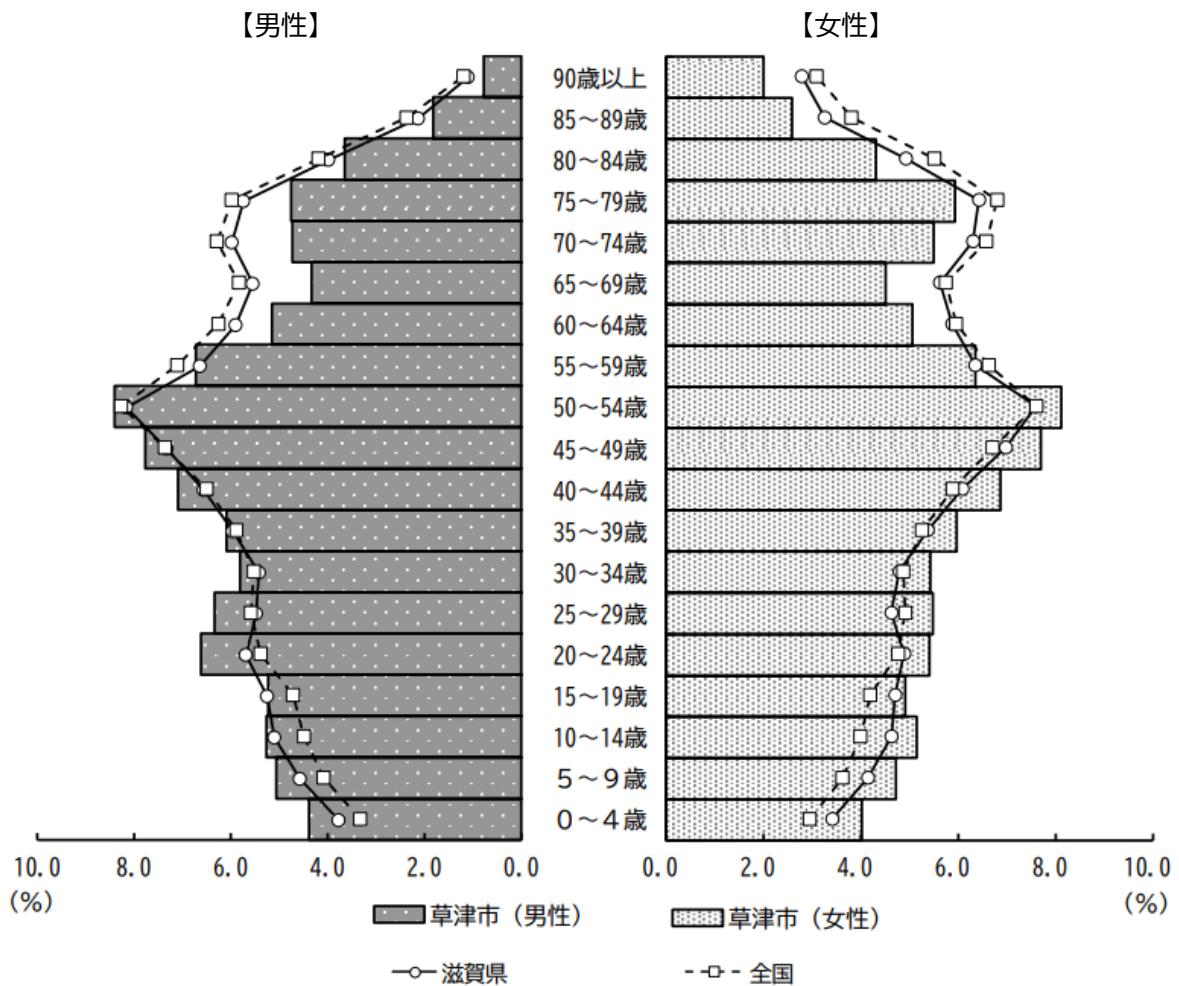


資料：住民基本台帳（各年10月1日時点）

(2) 人口の構成

全国および滋賀県と比べて、男女ともに60代以上の割合が低く、50代以下の割合は高くなっています。

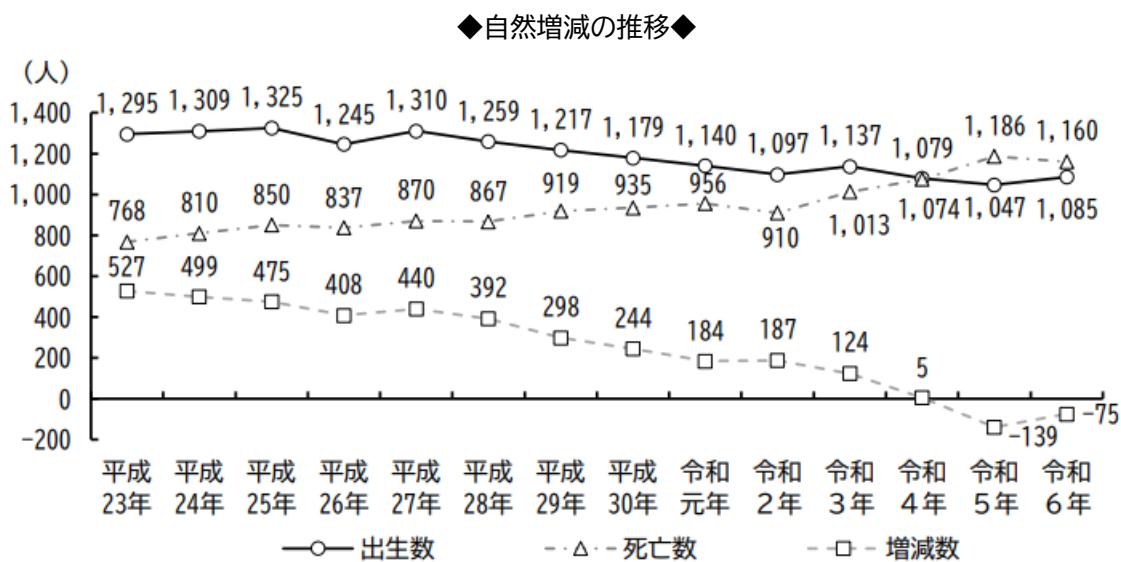
◆人口の構成（5歳区分）◆



資料：住民基本台帳（令和6年10月1日時点）

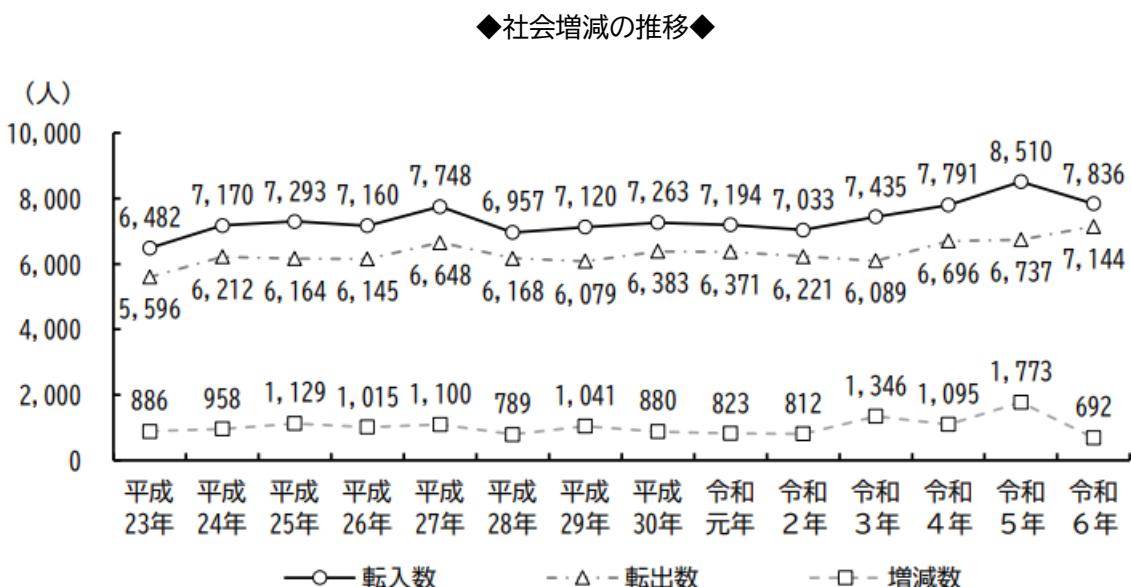
(3) 自然増減、社会増減の推移

自然増減（出生数と死亡数の差）は減少傾向にありますですが、社会増減（転入数と転出数の差）は転入数が転出数を上回る状況が続いています。



※ 平成 23年～平成 24年は各年4月1日～翌年3月31日、平成 25年～令和 6年は各年1月1日～12月31日

資料：住民基本台帳

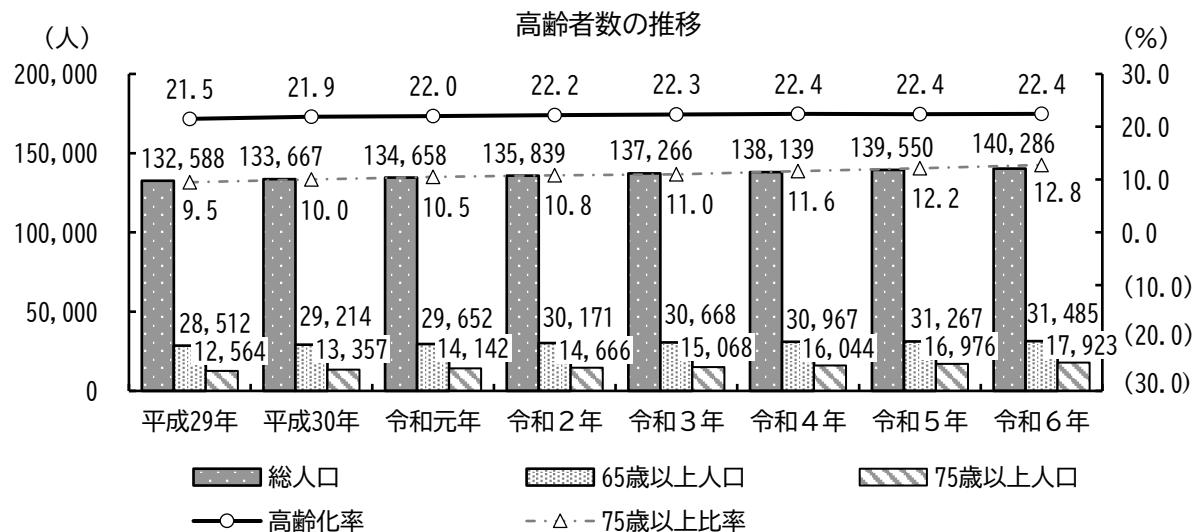


※ 平成 23年～平成 24年は各年4月1日～翌年3月31日、平成 25年～令和 6年は各年1月1日～12月31日

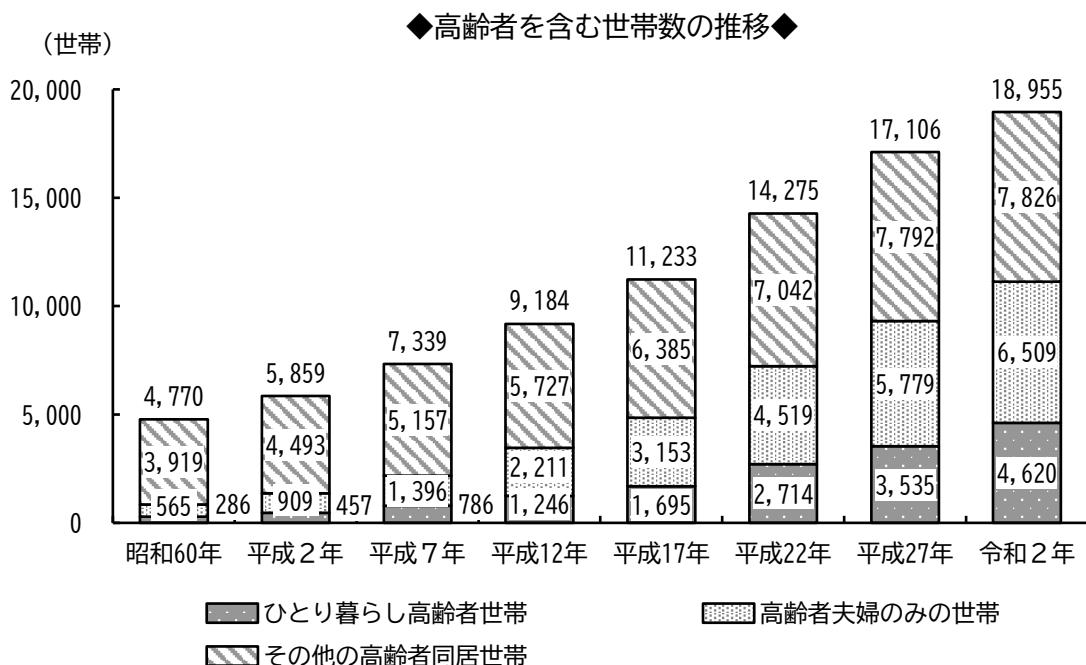
資料：住民基本台帳

(4) 高齢者の状況

住民基本台帳の人口で近年の動向を見ると、令和6年10月1日現在の65歳以上人口（高齢者人口）は31,485人となっています。総人口に占める高齢者人口の比率（高齢化率）は22.4%となっており、ゆるやかな上昇が続いている。また、高齢者を含む世帯数も増加しており、特にひとり暮らし高齢者世帯と高齢者夫婦のみの世帯の増加が顕著です。



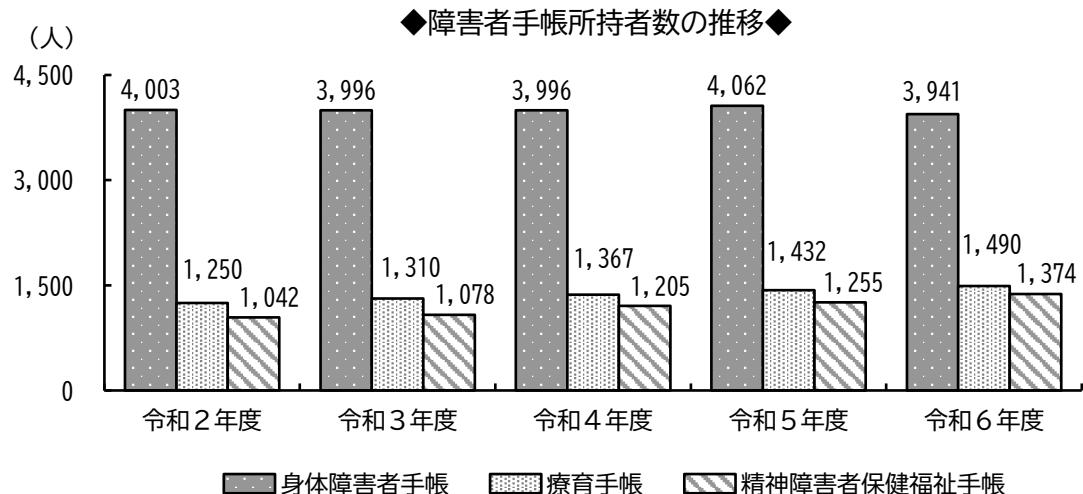
資料：住民基本台帳（各年10月1日時点）



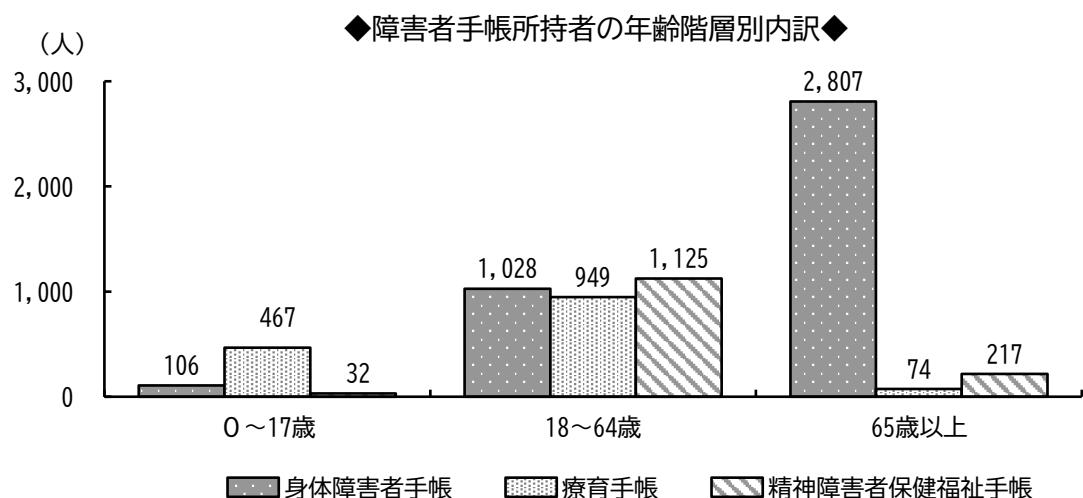
資料：国勢調査

(5) 障害者の状況

障害者手帳所持者数については、身体障害者手帳は横ばいで推移していますが、療育手帳・精神障害者保健福祉手帳は年々増加しています。また、年齢階層別では65歳以上で身体障害者手帳が多く、18～64歳で療育手帳・精神障害者保健福祉手帳が多くなっています。



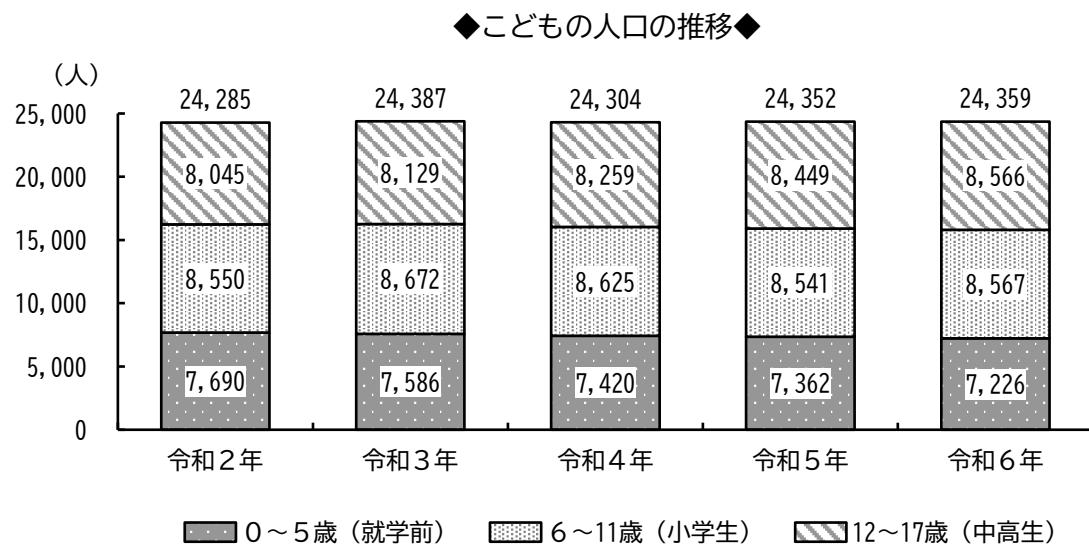
資料：草津市（各年度末時点）



資料：草津市（令和7年3月31日時点）

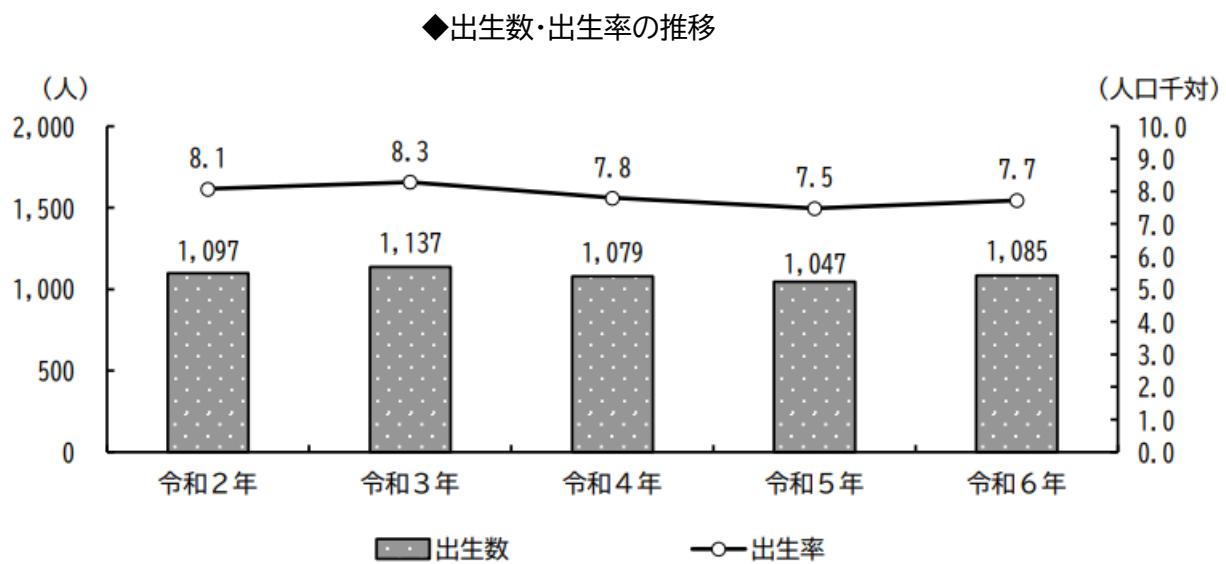
(6) 子どもの状況

子どもの人口は概ね横ばいで推移していますが、0～5歳（就学前）の子どもは減少傾向となっています。



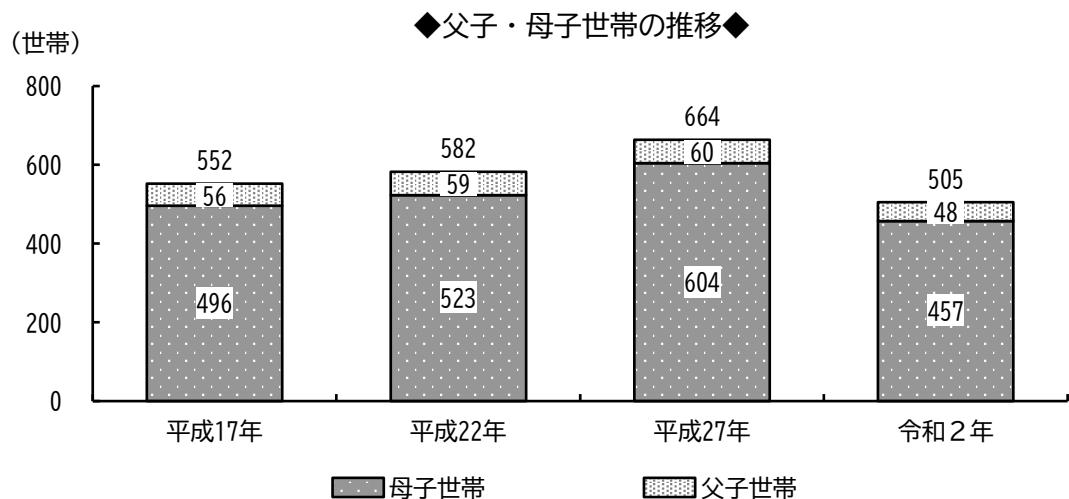
資料：住民基本台帳（各年 10月1日時点）

出生数および出生率は令和3年、4年と減少が続いていましたが、令和6年は増加に転じています。



資料：住民基本台帳（各年 1月1日～12月31日）

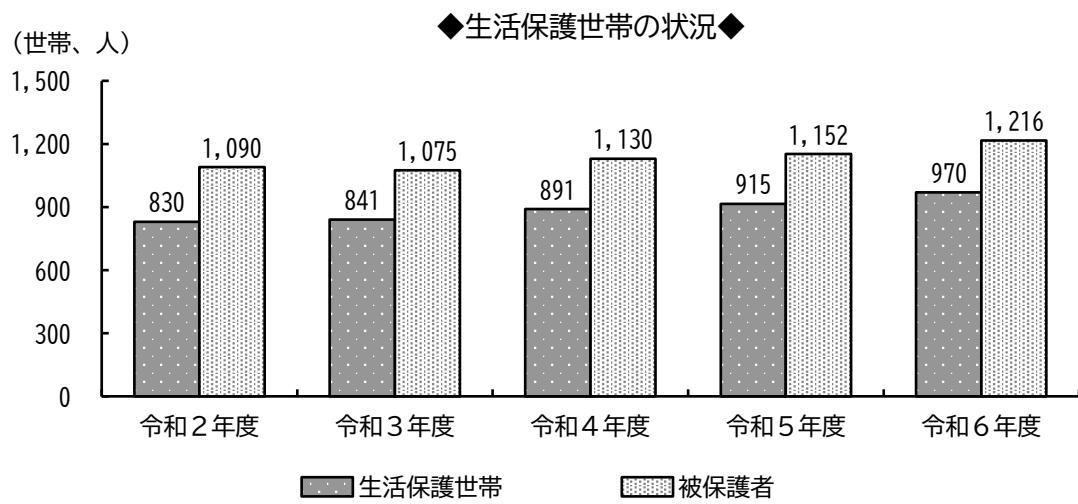
父子・母子世帯は増加傾向にありました、令和2年に減少に転じています。



資料：国勢調査

(7) 生活保護の状況

生活保護世帯、被保護者ともに年々増加しています。



資料：草津市（各年度末時点、保護停止中のものを含む）

2 アンケート調査の結果から見る住民等の意識

(1) 調査概要

① 調査の目的

草津市では、“「助け合い・支え合い」を未来へつなげるまち”を基本理念とする「第4期草津市地域福祉計画に基づき、いつまでも健幸で地域力*のあるまちをめざし、各種取組を進めています。

こうした中、第4期計画の計画期間が令和7年度末で終了することにともない、次期計画（第5期草津市地域福祉計画）策定の基礎資料とするため、地域の課題や取組、福祉に関する考え方や意見を調査するためのアンケートを実施しました。

② 調査対象

個人：草津市に住所を有する18歳以上の方の中から無作為抽出

団体：日頃から福祉活動やまちづくりに取り組んでいただいている団体

③ 調査期間

令和6年11月28日～令和6年12月23日

④ 調査方法

郵送による調査票の配布・回収およびインターネットによる回答

⑤ 回収状況

	調査票配布数	有効回答数	有効回答率
個人	3,000件	1,035件 (内、インターネット回答数：304件)	34.5%
団体	674件	457件 (内、インターネット回答数：81件)	67.8%

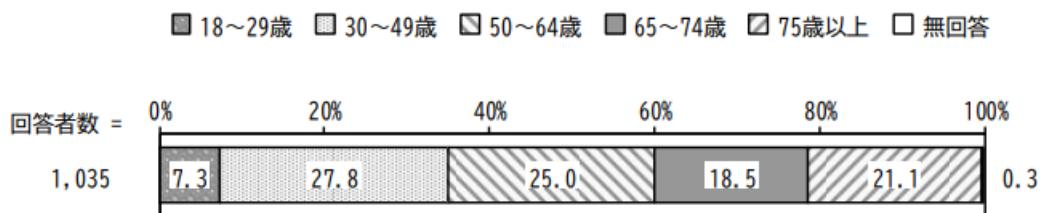


⑥ 回答者（団体）の属性

【個人】

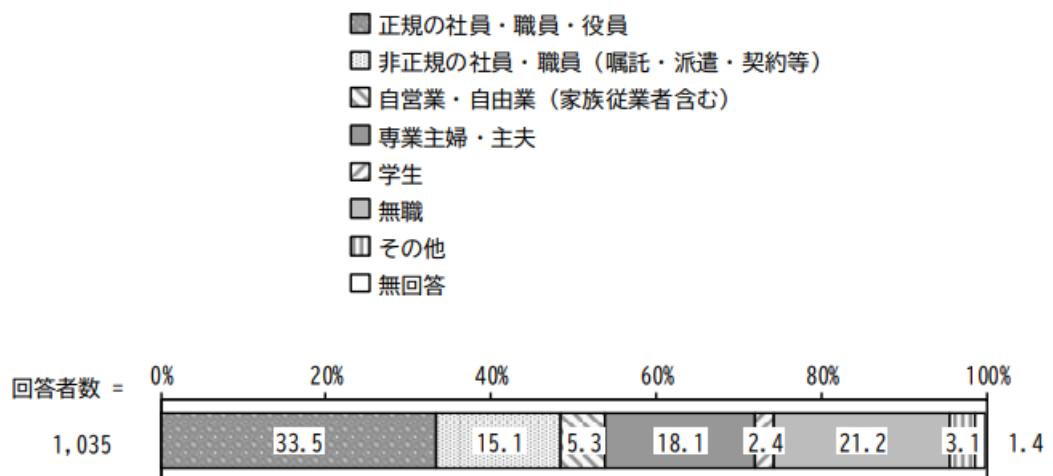
■ 年齢（年代）

「30～49歳」が27.8%で最も割合が高く、次いで、25.0%の「50～64歳」、21.1%の「75歳以上」となっています。



■ 職業

「正規の社員・職員・役員」が33.5%で最も割合が高く、次いで、21.2%の「無職」、18.1%の「専業主婦・主夫」となっています。

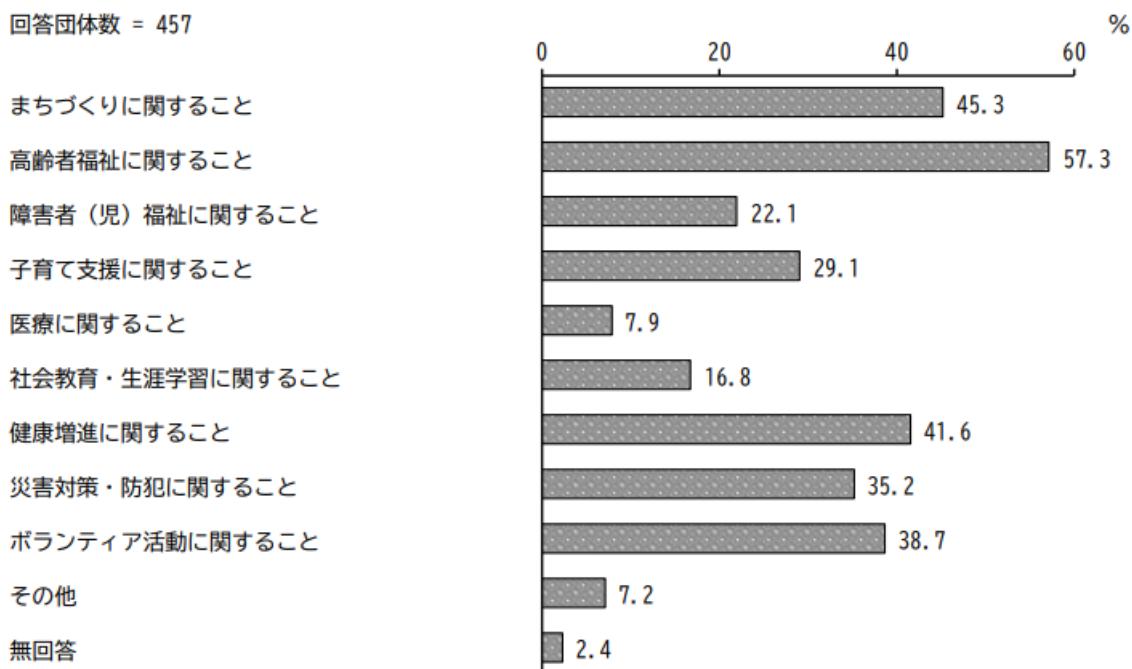


【団体】

■ 活動分野

「高齢者福祉に関すること」が 57.3%で最も割合が高く、次いで、45.3%の「まちづくりに関すること」、41.6%の「健康増進に関すること」となっています。

回答団体数 = 457

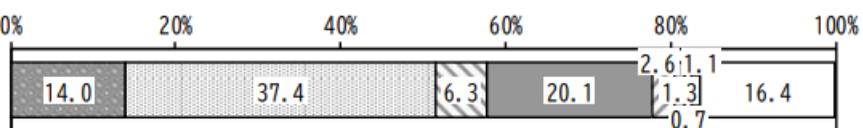


■ 会員等の人数

「10～49人」が 37.4%で最も割合が高く、次いで、20.1%の「100～499人」、14.0%の「1～9人」となっています。



回答団体数 =
457

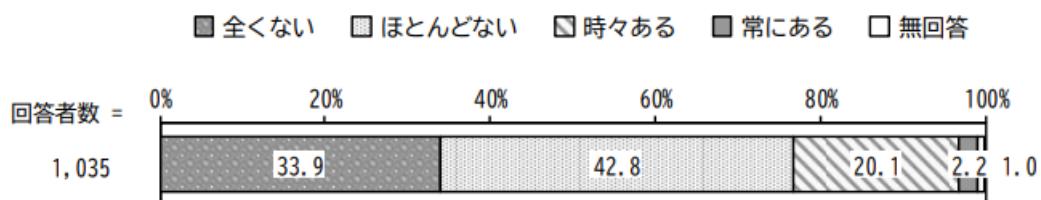


(2) 調査結果

【個人アンケート】

■ 孤独であると感じることについて

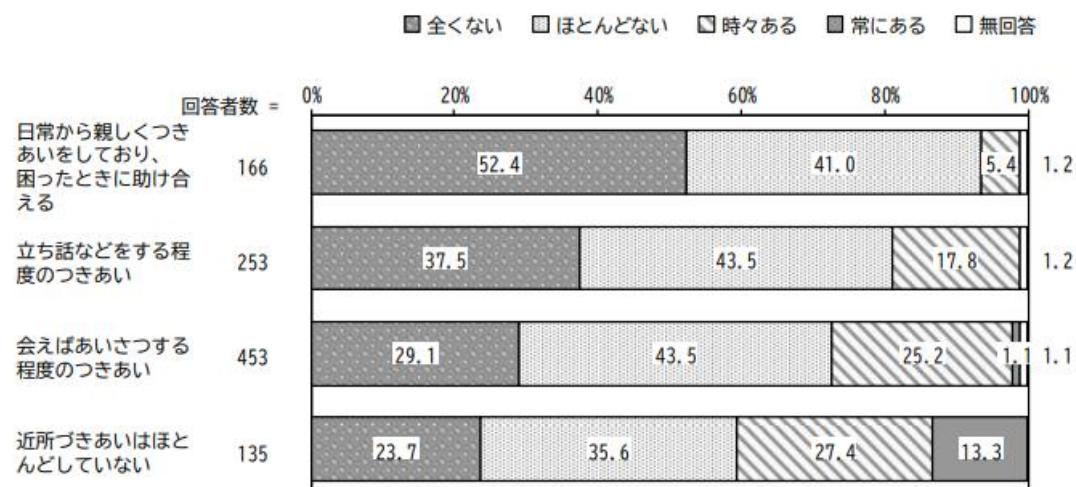
「ほとんどない」が42.8%で最も割合が高く、次いで、33.9%の「全くない」、20.1%の「時々ある」となっており、「常にある」は2.2%となっています。



(参考)

【近所づきあいの程度別】

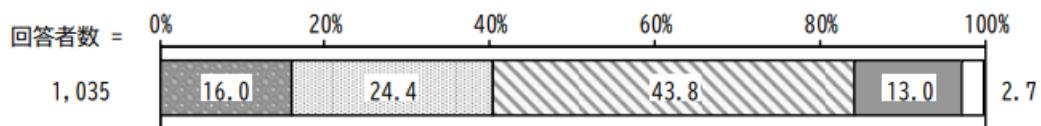
孤独であると感じることが「常にある」と回答した人の13.3%が『近所づきあいはほとんどしていない』と回答しています。



■ 近所づきあいの程度について

「会えばあいさつする程度のつきあい」が43.8%で最も割合が高く、次いで、24.4%の「立ち話などをする程度のつきあい」、16.0%の「日常から親しくつきあいをしており、困ったときに助け合える」となっています。

- 日常から親しくつきあいをしており、困ったときに助け合える
- 立ち話などをする程度のつきあい
- 会えばあいさつする程度のつきあい
- 近所づきあいはほとんどしていない
- 無回答

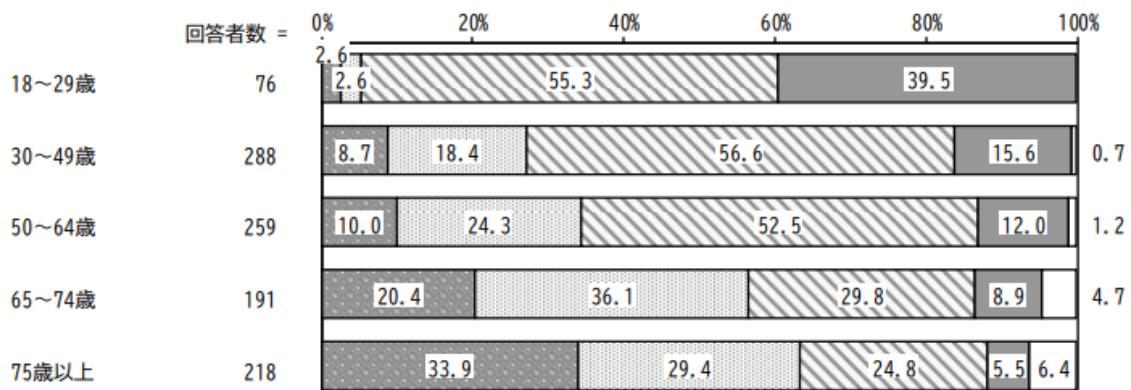


(参考)

【年代別】

「近所づきあいはほとんどしていない」の割合が最も高いのは『18~29歳』で39.5%、最も低いのは『75歳以上』で5.5%となっています。一方、年代が高いほど「日常から親しくつきあっており、困ったときに助け合える」の割合が高く、『75歳以上』では33.9%となっています。

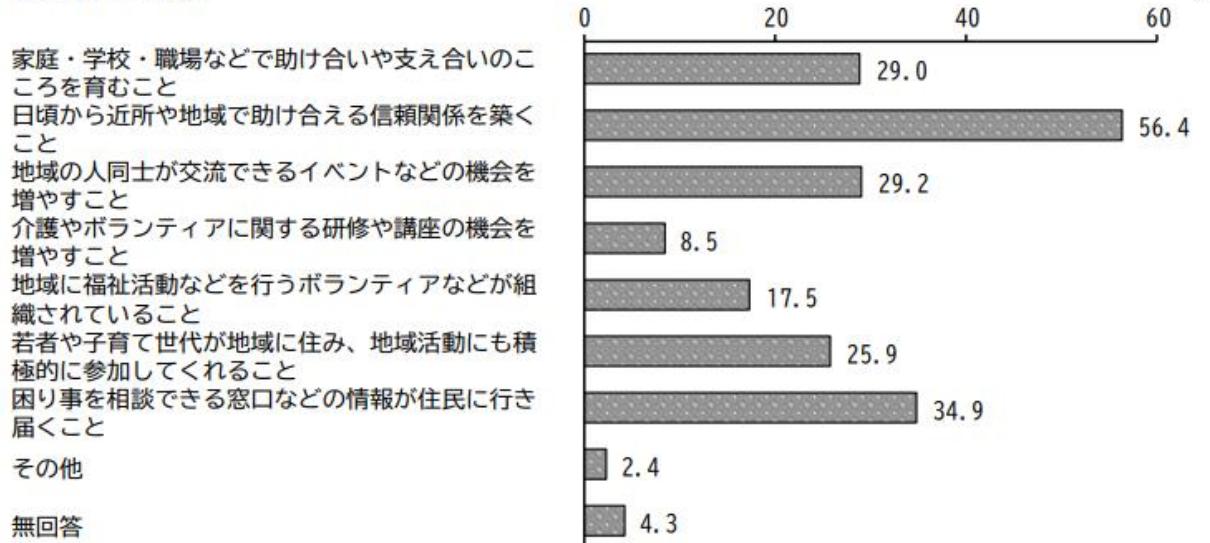
- 日常から親しくつきあいをしており、困ったときに助け合える
- 立ち話などをする程度のつきあい
- 会えばあいさつする程度のつきあい
- 近所づきあいはほとんどしていない
- 無回答



■ 近所や地域での助け合いや支え合いの活動を活発にするためには、どのようなことを充実すべきだと思うかについて

「日頃から近所や地域で助け合える信頼関係を築くこと」が56.4%で最も割合が高く、次いで、34.9%の「困り事を相談できる窓口などの情報が住民に行き届くこと」、29.2%の「地域の人同士が交流できるイベントなどの機会を増やすこと」となっています。

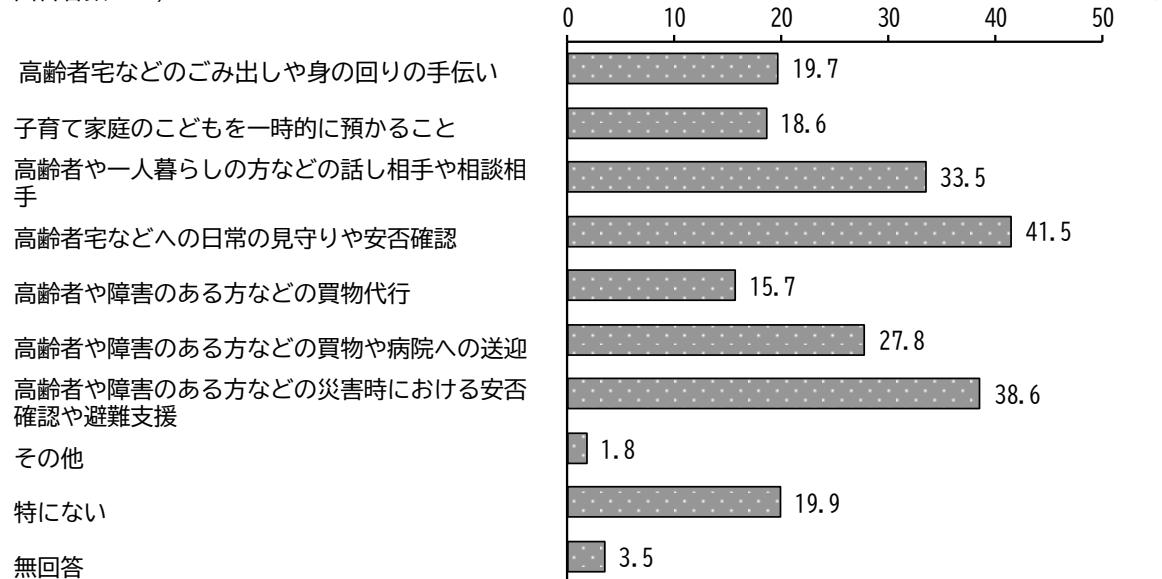
回答者数 = 1,035



■ 近所や地域での助け合いや支え合いで、最近、特に求められていると感じることについて

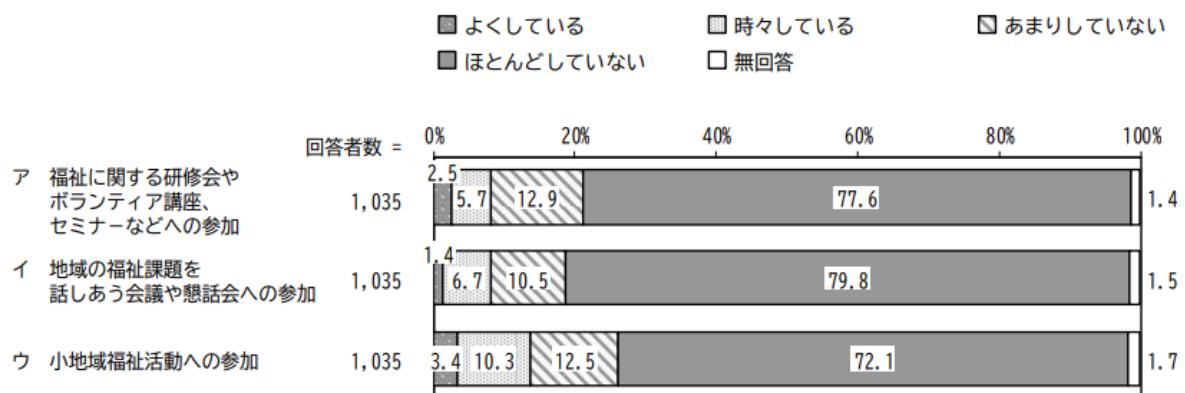
「高齢者宅などへの日常の見守りや安否確認」が41.5%で最も割合が高く、次いで、38.6%の「高齢者や障害のある方などの災害時における安否確認や避難支援」、33.5%の「高齢者や一人暮らしの方などの話し相手や相談相手」となっています。

回答者数 = 1,035



■ 地域活動への参加状況や活動状況について

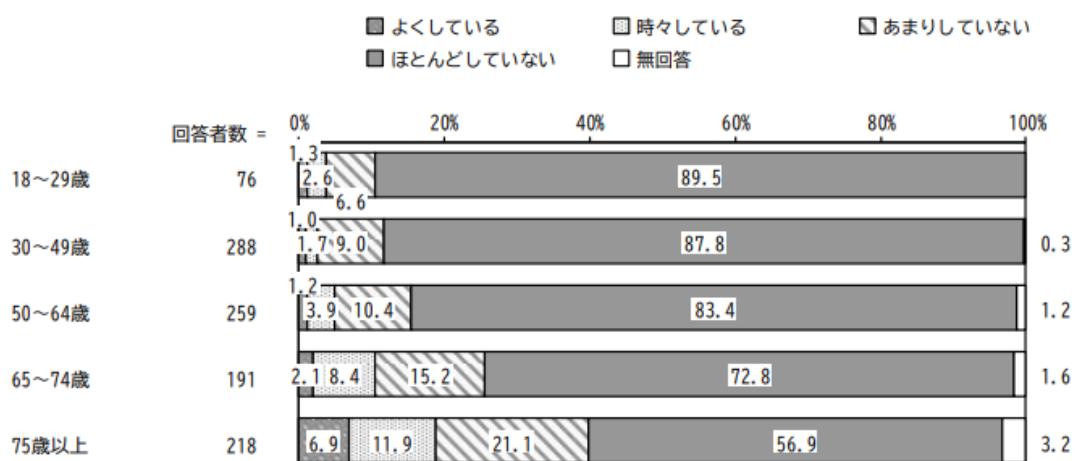
『ア 福祉に関する研修会やボランティア講座、セミナーなどへの参加』、『イ 地域の福祉課題を話し合う会議や懇話会への参加』、『ウ 小地域福祉活動への参加』のいずれも「ほとんどしていない」が7割を超えています。



(参考)

【年代別】

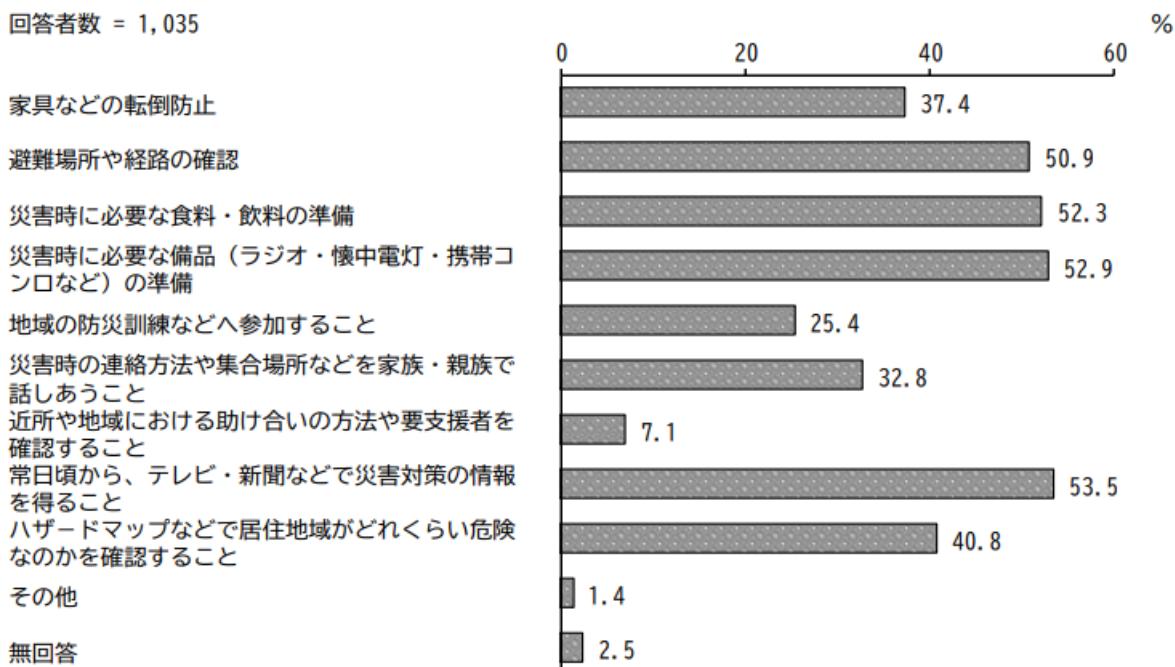
年代が低いほど「ほとんどしていない」の割合が高く、『18~29歳』では89.5%となっています。



■ 地震や風水害、火災などの災害に対して、どのような備えを行っているかについて

「常日頃から、テレビ・新聞などで災害対策の情報を得ること」が53.5%で最も割合が高く、次いで、52.9%の「災害時に必要な備品（ラジオ・懐中電灯・携帯コンロなど）の準備」、52.3%の「災害時に必要な食料・飲料の準備」となっています。

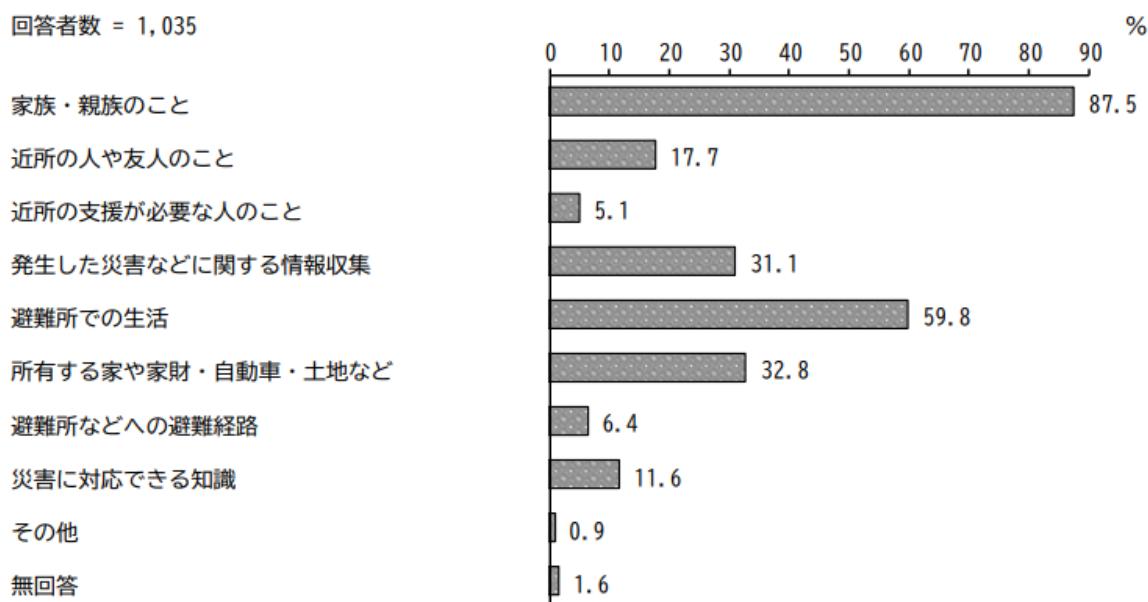
回答者数 = 1,035



■ 災害時の不安や心配について

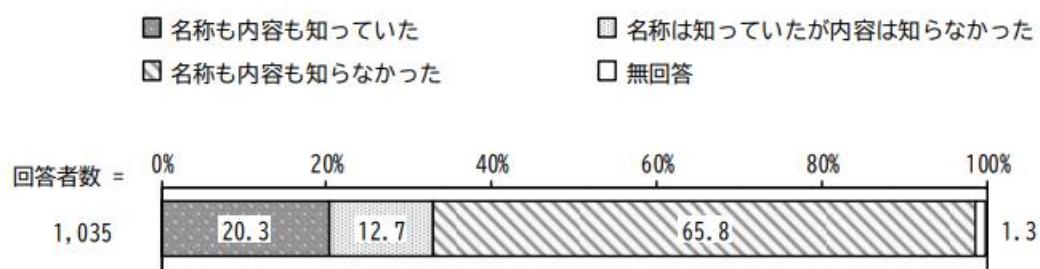
「家族・親族のこと」が87.5%で最も割合が高く、次いで、59.8%の「避難所での生活」、32.8%の「所有する家や家財・自動車・土地など」となっています。

回答者数 = 1,035



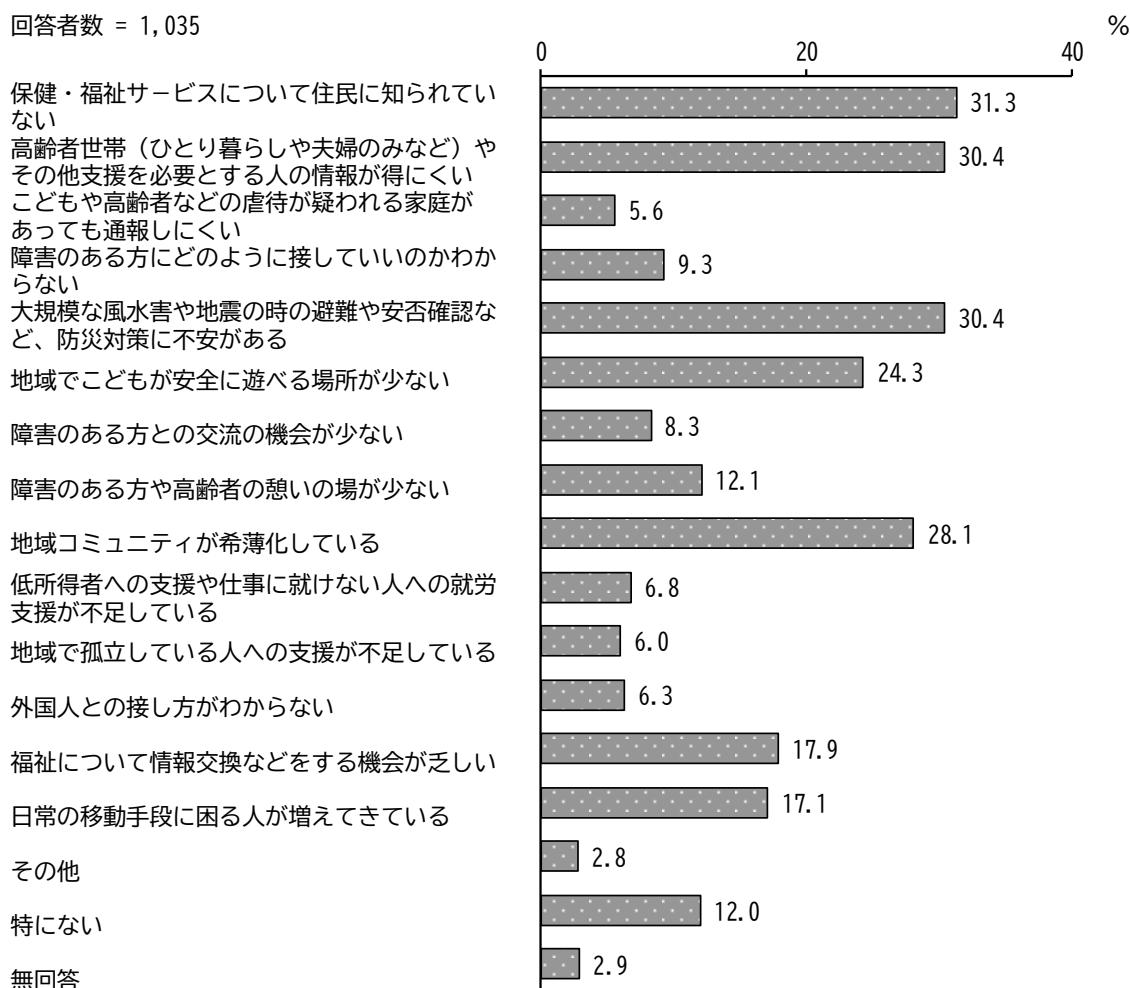
■ 「避難行動要支援者登録制度」について

「名称も内容も知らなかった」が65.8%と最も割合が高く、次いで、20.3%の「名称も内容も知っていた」、12.7%の「名称は知っていたが内容は知らなかった」となっています。



■ 住んでいる地域で、安心して生活していくうえでの課題について

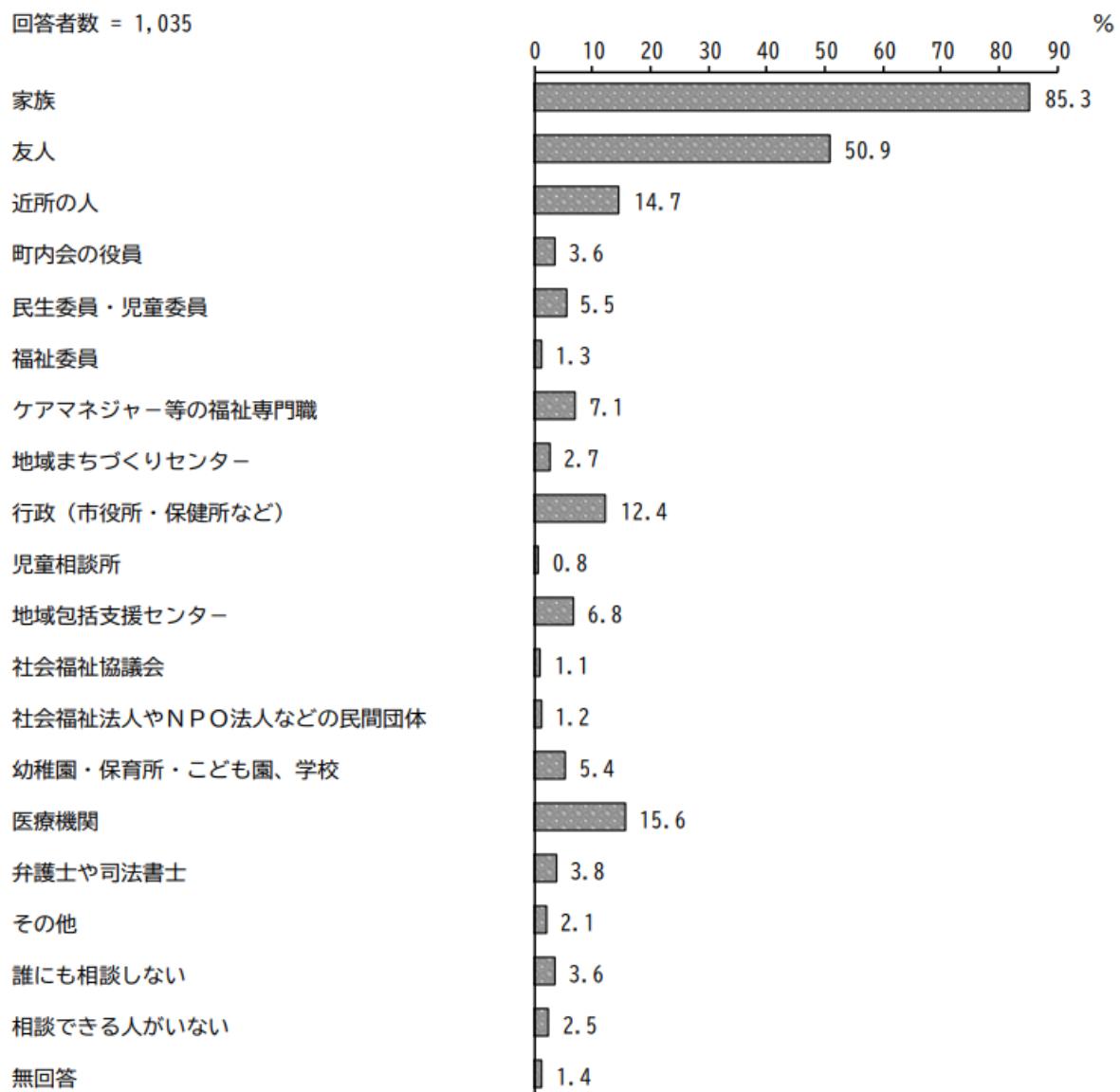
「保健・福祉サービスについて住民に知られていない」が31.3%で最も割合が高く、次いで、30.4%の「高齢者世帯（ひとり暮らしや夫婦のみなど）やその他支援を必要とする人の情報が得にくい」と「大規模な風水害や地震の時の避難や安否確認など、防災対策に不安がある」となっています。



■ 不安や悩みの相談先について

「家族」が85.3%で最も割合が高く、次いで、50.9%の「友人」となっています。

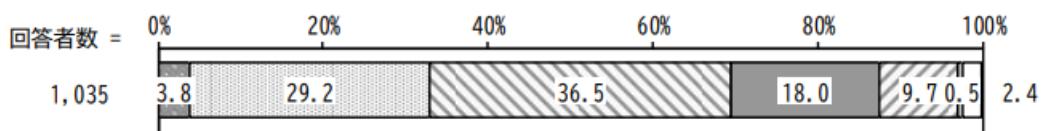
回答者数 = 1,035



■ 地域福祉の考え方について

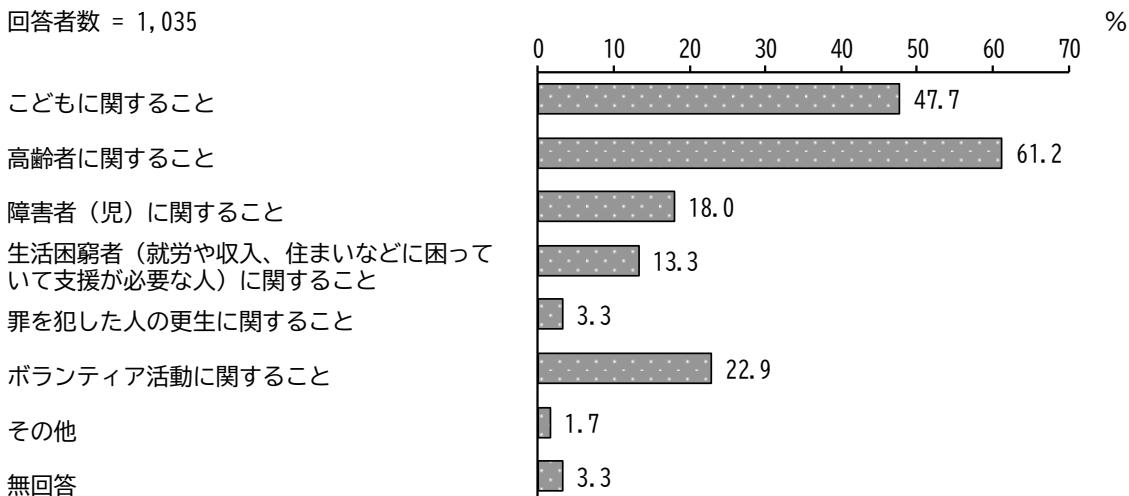
「行政だけにまかせず、住民も一緒に協力して取り組む必要がある」が36.5%で最も割合が高く、次いで、29.2%の「福祉は行政が行うものだが、行政で解決できない問題は住民が協力する必要がある」、18.0%の「家族や地域で協力し合って、解決できないことは行政に任せるほうがよい」となっています。

- 福祉は行政が行うものなので、住民が協力しなくてもよい
- 福祉は行政が行うものだが、行政で解決できない問題は住民が協力する必要がある
- 行政だけにまかせず、住民も一緒に協力して取り組む必要がある
- 家族や地域で協力し合って、解決できないことは行政に任せるほうがよい
- わからない
- その他
- 無回答



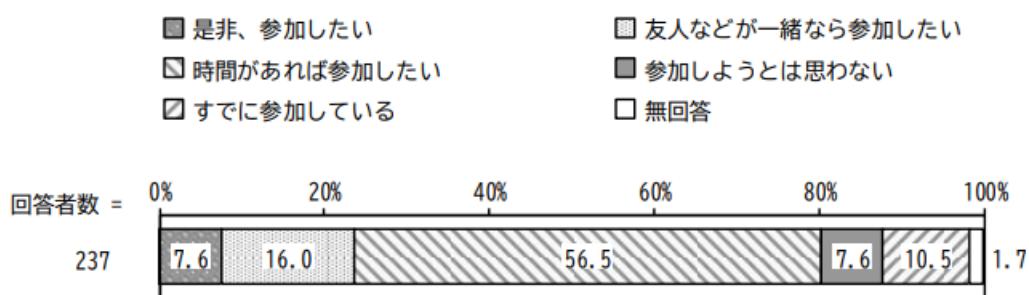
■ 福祉で関心のある分野について

「高齢者に関すること」が61.2%で最も割合が高く、次いで、47.7%の「こどもに関すること」、22.9%の「ボランティア活動に関すること」となっています。



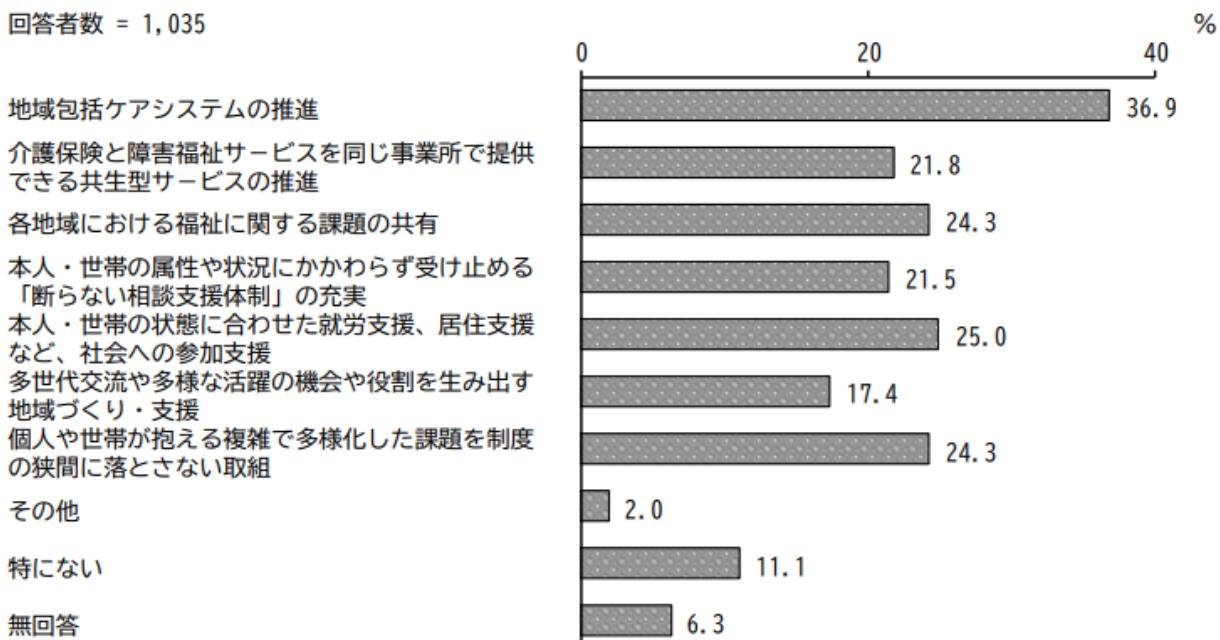
■ ボランティア活動に関する人の参加意向について

「時間があれば参加したい」が56.5%で最も割合が高く、次いで、16.0%の「友人などが一緒に参加したい」、10.5%の「すでに参加している」となっています。



■ 「地域共生社会*」の実現に向けて、地域の様々な団体の連携をさらに深めたり、活発にするために必要な取り組みについて

「地域包括ケアシステム*の推進」が36.9%で最も割合が高く、次いで、25.0%の「本人・世帯の状態に合わせた就労支援、居住支援など、社会への参加支援*」、24.3%の「個人や世帯が抱える複雑で多様化した課題を制度の狭間に落とさない取組」と「各地域における福祉に関する課題の共有」となっています。

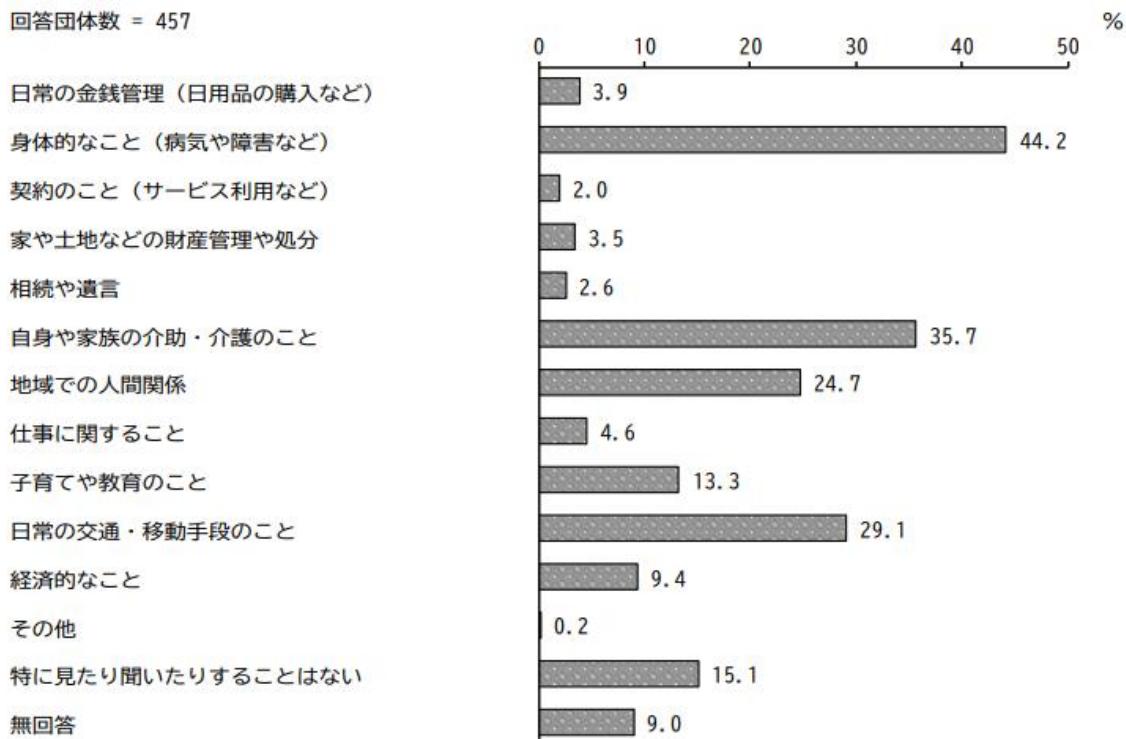


【団体アンケート】

■ 日常の活動の中で、よく見聞きする住民の不安や悩みについて

「身体的なこと（病気や障害など）」が44.2%で最も割合が高く、次いで、35.7%の自身や家族の介助・介護のこと、29.1%の「日常の交通・移動手段のこと」となっています。

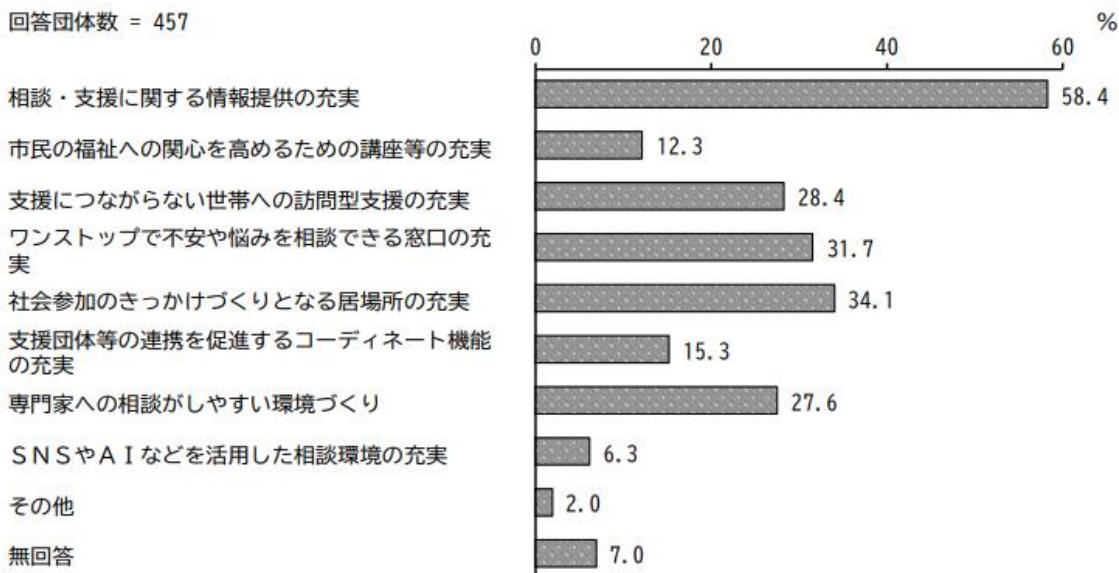
回答団体数 = 457



■ 不安や悩みを抱える人を適切な支援に繋げるために、どのような取組が特に重要だと思うかについて

「相談・支援に関する情報提供の充実」が58.4%で最も割合が高く、次いで、34.1%の「社会参加のきっかけづくりとなる居場所の充実」、31.7%の「ワンストップで不安や悩みを相談できる窓口の充実」となっています。

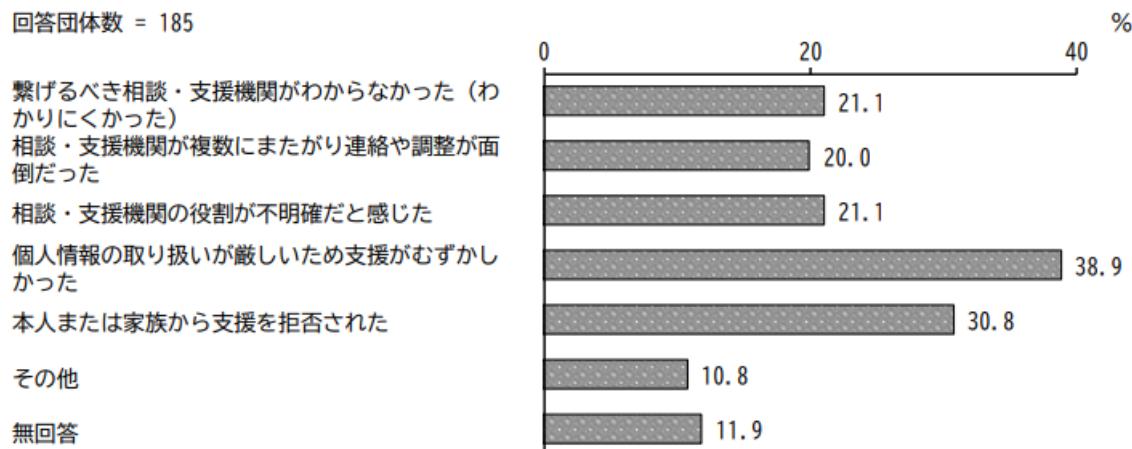
回答団体数 = 457



■ 不安や悩みを抱える人や世帯を支援したことがある団体の困り事について

「個人情報の取り扱いが厳しいため支援がむずかしかった」が38.9%で最も割合が高く、次いで30.8%の「本人または家族から支援を拒否された」、21.1%の「繋げるべき相談・支援機関がわからなかった（わかりにくかった）」と「相談・支援機関の役割が不明確だと感じた」となっています。

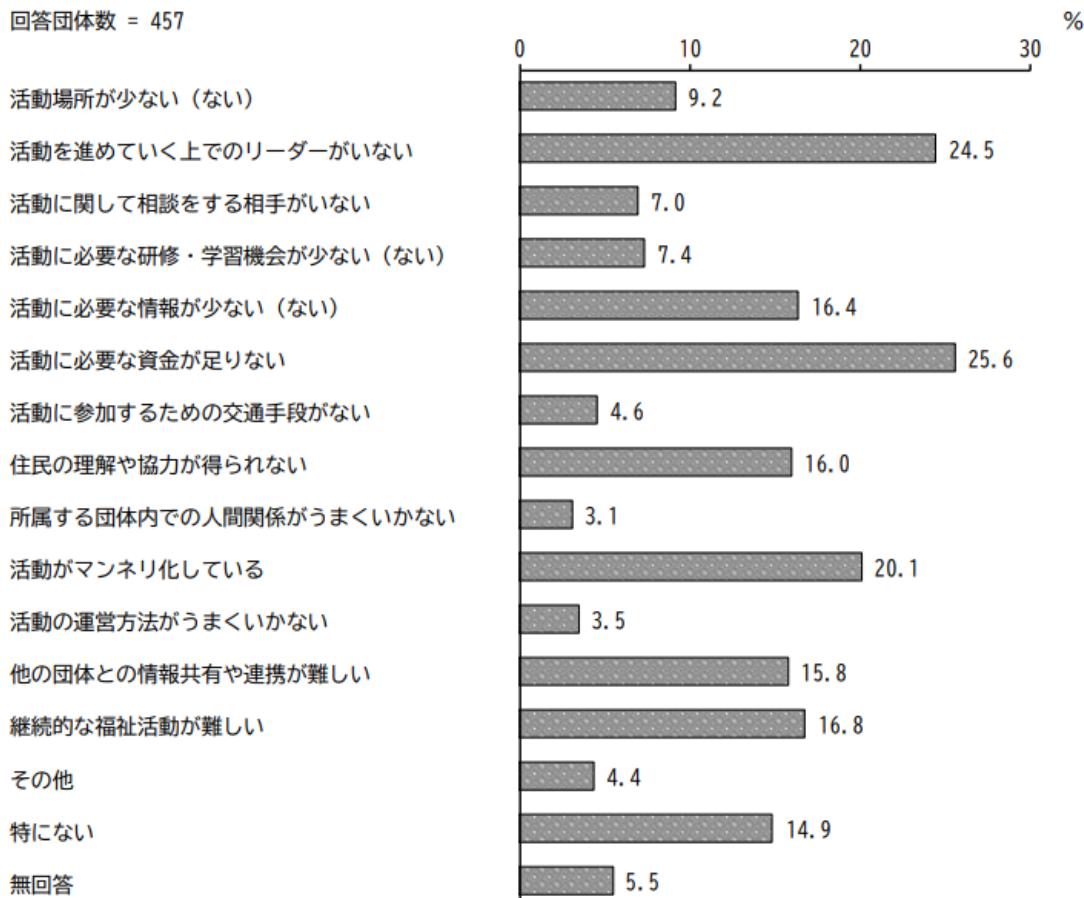
回答団体数 = 185



■ 福祉に関する活動の中で、困っていることや苦労していることについて

「活動に必要な資金が足りない」が25.6%で最も割合が高く、次いで、24.5%の「活動を進めていく上でのリーダーがいない」、20.1%の「活動がマンネリ化している」となっています。

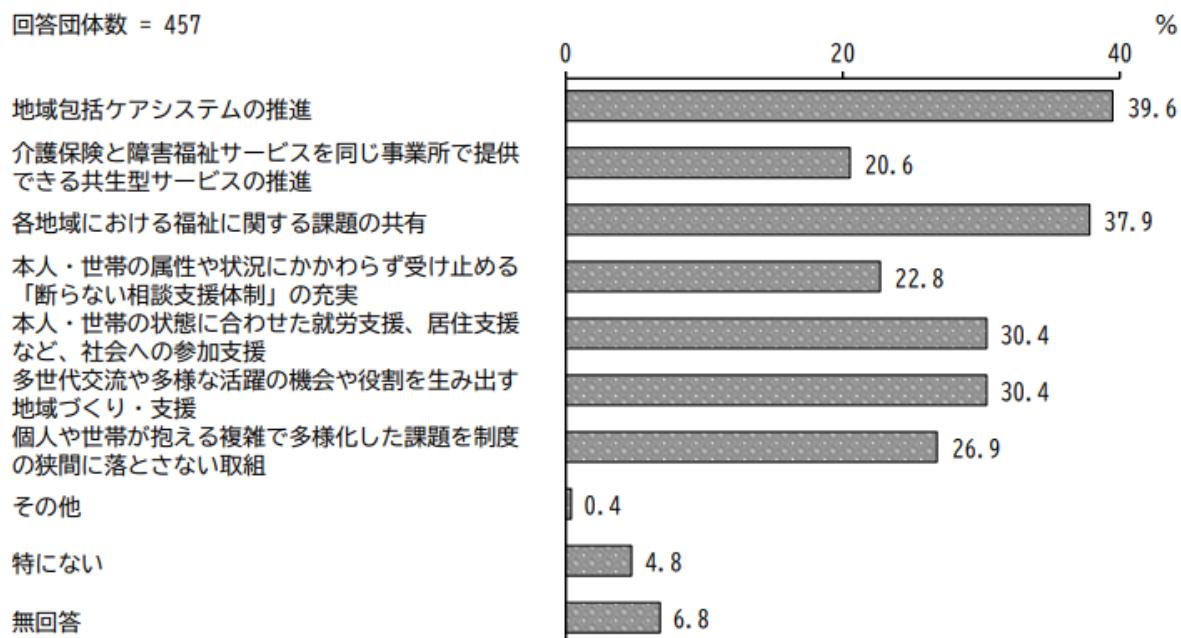
回答団体数 = 457



■ 「地域共生社会*」の実現に向けて、地域の様々な団体の連携をさらに深めたり、活発にするために必要な取り組みについて

「地域包括ケアシステム*の推進」が39.6%で最も割合が高く、次いで、37.9%の「各地域における福祉に関する課題の共有」、30.4%の「本人・世帯の状態に合わせた就労支援、居住支援など、社会への参加支援*」と「多世代交流や多様な活躍の機会や役割を生み出す地域づくり・支援」となっています。

回答団体数 = 457



(3) 調査結果を受けての総括

【個人アンケート】

- 孤独感や孤立感が「常にある」人は、「相談する人が誰もいない」で著しく高い割合を示しており、相談窓口の周知や相談体制の充実、相談できない人への積極的なアプローチが必要である。
- 近所づきあいの程度では、「立ち話程度」と「会えばあいさつする程度」で約7割を占めているが、一方で、「高齢者宅などへの日常の見守りや安否確認」、「高齢者や障害のある方などの災害時における安否確認や避難支援」など、地域の助け合いや支え合いが必要であるとの回答も多く、地域の課題に住民が主体的に取り組める環境を整えていく必要がある。
- 地域福祉に関する考え方では、住民が協力することについて肯定的な考え方を持っている人の割合が高く、こうした意識を具体的な行動に結び付けるためには、地域において、日頃からの顔の見える関係づくりや福祉活動等に住民が参加しやすい仕組み作りを進めるとともに、住民活動を支援するための相談支援体制の充実が必要である。
- 災害時には、「家族・親族」に頼る人が多いが、身边に家族や親族などがいない人や世帯、特に高齢者のみの世帯や障害のある人などについては、地域において平時から把握しておくことが重要であり、「避難行動要支援者登録制度」を一層推進して行く必要がある。
- 住民が生活していく上での課題として、「保健・福祉サービスについて住民に知られていない」と回答した人の割合が高いことから、こどもから高齢者まで、相談窓口を含めた保健・福祉サービスの周知・啓発に一層努める必要がある。
- ボランティアに関心がある人は一定数いるものの、様々な理由で参加に結び付いていない状況が見られることから、活動や研修のあり方についての工夫が必要である。
- 住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるまちを実現するためには、住民相互の助け合い・支え合いが重要であるが、そうした地域の活動を支えるためには、在宅サービスをはじめとした公的制度やサービスの充実と、複雑・多様化する福祉的課題に対応するための総合的な相談体制の強化が必要である。

【団体アンケート】

- 活動の中で、よく見聞きする住民の不安や悩みについては、「身体的なこと」や「介護に関すること」が多く、相談支援に関する情報提供の充実が求められている。また、支援を行うにあたっての困り事として、「個人情報の取り扱い」や「本人または家族からの支援の拒否」と回答した団体が多く、行政や専門機関と連携した支援体制の構築が必要である。
- 活動を進めて行くうえでのリーダーをはじめ、各団体の担い手不足は深刻な問題であり、地域福祉を進めるためには、福祉関係団体やまちづくり関係団体の担い手の発掘や育成を支援する取組が必要である。
- 「地域共生社会*」の実現に向けた取組については、「地域包括ケアシステム*」の深化・推進による全世代の助け合い・支え合いを進めて行く必要がある。

3 ワークショップ

1 目的

「第5期草津市地域福祉計画」を策定するにあたり、市民の方々から幅広い意見や提言をいただき、計画に反映することを目的に、市民ワークショップを開催しました。

2 実施場所

草津市役所2階特大会議室

3 実施日程

令和7年8月4日（月）

第1部：14時～16時

第2部：18時～20時

4 実施手法

グループワーク形式での意見交換を行いました。

5 実施テーマ

令和6年度に実施した「地域福祉に関するアンケート調査」の結果を題材として、次のテーマについて意見交換を行いました。

テーマ①：不安や悩み、相談先について

テーマ②：地域との関わりについて

テーマ③：福祉に関する施策について

6 参加者人数

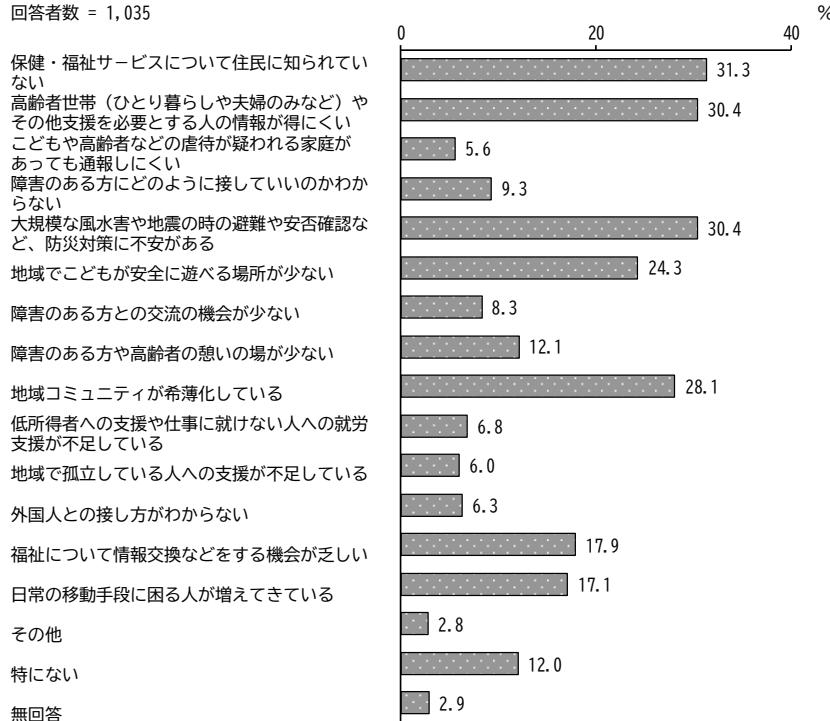
24名（4グループに分かれて実施）



テーマ①：不安や悩み、相談先について

設問：安心して生活していくうえで、どのような課題がありますか。

回答者数 = 1,035



ステップ①アンケート結果から見えたこと

- ・ 情報発信は届かず、口コミにもつながらない
- ・ 顔見知りが安心感につながるが、外出が前提
- ・ 相談先が制度ごとに分かれているが分かりづらい
- ・ 地域とのつながりが希薄で孤立が見えにくい
- ・ こどもが安全に遊べる場が地域に不足している

ステップ②地域でできること・始められそうなこと

- ・ 情報発信は繰り返し・わかりやすく・魅力的に
- ・ 閉じこもりがちな人への訪問など、つながりへの一歩を支援
- ・ 専門職と地域の連携強化
- ・ 「ちょっとそこまで」の移動手段が不足
- ・ 道路整備が全ての人に配慮されていない
- ・

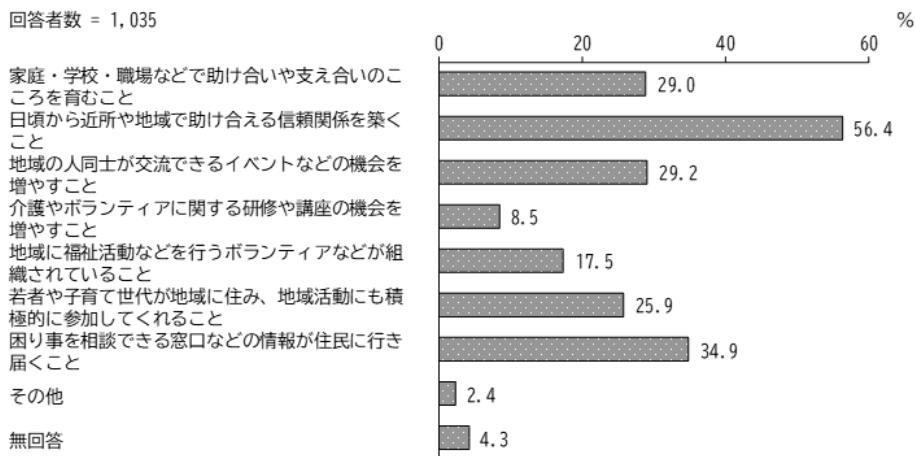
ステップ③草津市の未来

- ・ 高齢者・障害者・こどもも含めた「誰もが住み続けられるまち」
- ・ 地域住民が主役となり、遠慮なく話せる関係性
- ・ 専門職と地域が協働して支える仕組み
- ・ 安全・安心に暮らすために一人ひとりができるを考える
- ・ 多様な形の暮らし方を認め合う重層的なまちづくり

テーマ②：地域との関わりについて

設問：近所や地域での助け合い支え合い活動を活発にするためには

回答者数 = 1,035



ステップ①アンケート結果から見えたこと

- ・ 地域イベントの温度差と交流機会の不足
- ・ 高齢者の移動手段が深刻（バス減便・免許返納後の困難）
- ・ 情報の届き方に課題（SNS*・紙・口コミの使い分け）
- ・ 災害時の不安と地域との関係性の再確認
- ・若い世代の活躍と地域参加の促進が必要

ステップ②地域でできること・始められそうなこと

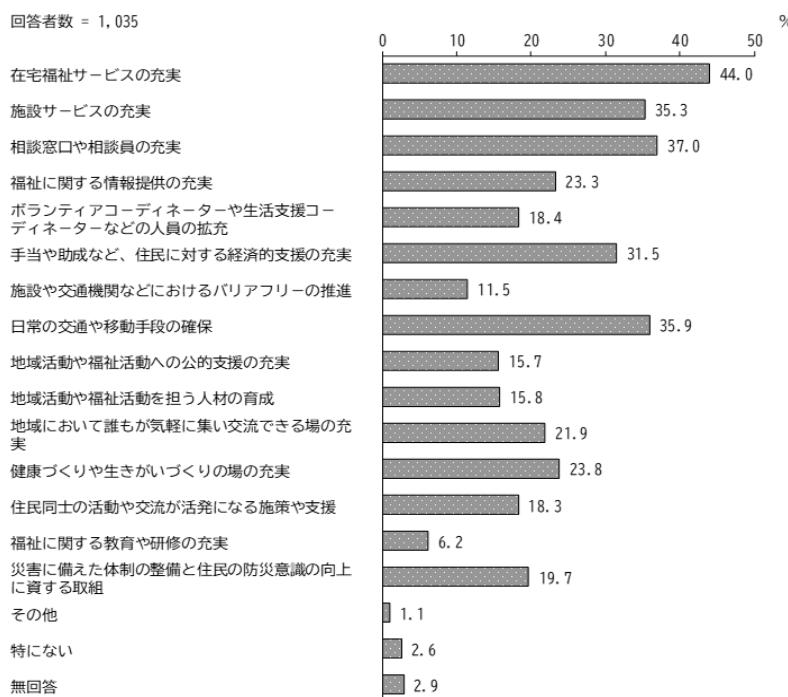
- ・ ご近所とのあいさつ・声かけを積極的に
- ・ マンション内交流や地域イベントで仲間づくり
- ・ 若者の意見を聞く場づくりと担い手育成
- ・ 災害時の助け合いを平時から準備
- ・ 気軽に立ち寄れる居場所（地域サロン*・カフェ）の整備

ステップ③草津市の未来

- ・ 多世代が関わり、知り合えるまち
- ・ 健康寿命 No. 1 を目指す笑顔の見えるまち
- ・ こどもが安心して遊べる、外出しやすい環境
- ・ 災害の不安を軽減し、助け合える地域づくり
- ・ 歴史や伝統を受け継ぎながら若者が元気に活躍するまち

テーマ③：福祉に関する施策について

設問：みんなで地域社会を支え合いながら、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるまちを実現するためには。



ステップ①アンケート結果から見たこと

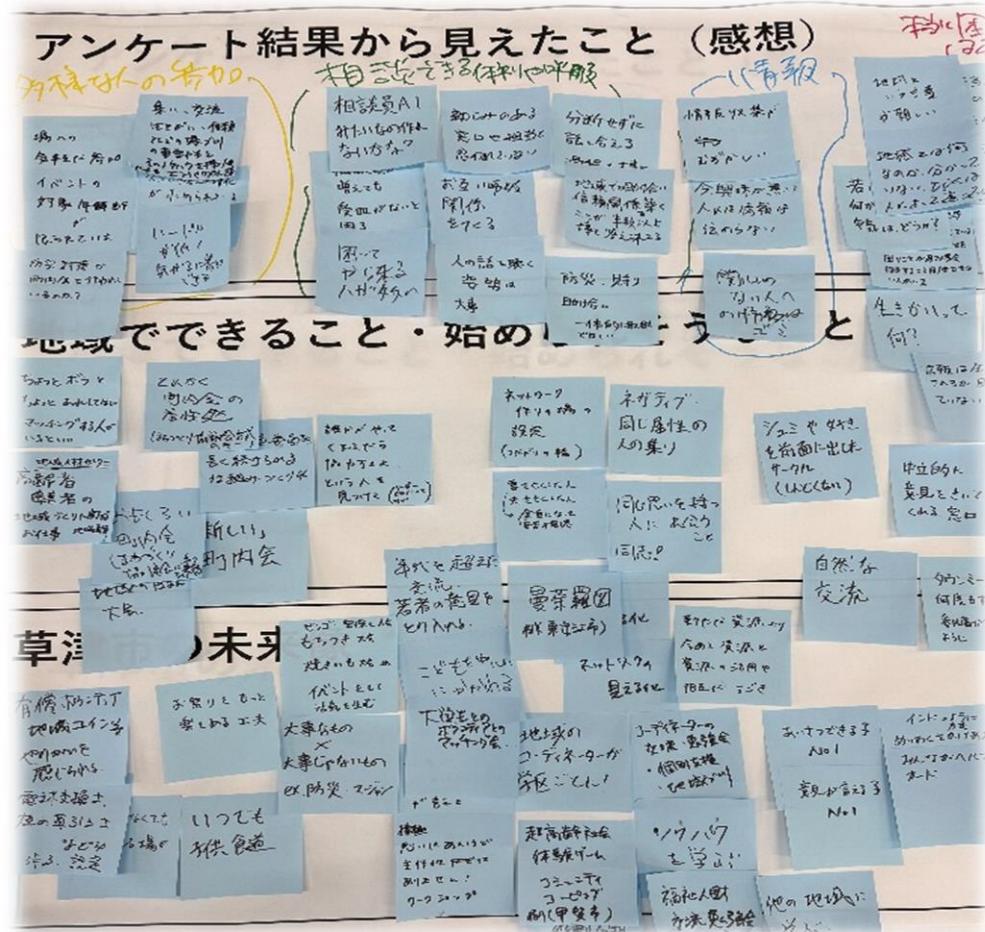
- ・ 地域の担い手不足と町内会の脱退傾向
- ・ 交流の場が少なく、あいさつ程度の関係
- ・ 情報発信は受け手に合わせた工夫が必要
- ・ 若者は人よりも AI*や SNS*に相談する傾向
- ・ 信頼関係を築くための共通事項が必要

ステップ②地域でできること・始められそうなこと

- ・ ボランティア募集の簡素化と送迎支援の確保
- ・ 若者向けイベントや大学との連携授業の開発
- ・ SNS や保育・学校を通じた情報交換の場づくり
- ・ 地域の祭りや運動会などの交流機会の充実
- ・ 他自治体の好事例から学ぶ

ステップ③草津市の未来

- ・ AI や自動運転などの技術を活用したインフラ整備
- ・ 小さなグループ同士のつながりを促進
- ・ 企業退職者の活躍の場づくり（畠管理・販売など）
- ・ 誰もが笑顔で挨拶し合える地域
- ・ 地域資源*の見える化とコーディネーターの育成



ワークショップの総括

今回の市民ワークショップでは、「不安や悩み、相談先」、「地域との関わり」、「福祉に関する施策」の3つのテーマをもとに、地域福祉の現状と未来について多様な視点から意見が交わされました。

「不安や悩み、相談先」に関しては、情報発信の届きにくさや相談先の分かりづらさ、孤立感の強さなどが課題として挙げられました。特に、制度の複雑さや顔見知りの少なさが安心感の欠如に繋がっているとの声が多く、子どもの遊び場や移動手段の不足も生活の不安要素として共有されました。市民による取り組みとしては、繰り返しの情報発信や訪問支援、専門職との連携などが提案され、誰もが住み続けられるまちづくりに向けて、地域と専門職が協働する姿勢が求められました。

「地域との関わり」については、イベントや交流機会の不足、交通の不便さ、情報の届き方に課題があることが挙げられました。特に高齢者や若者の地域参加の促進が必要とされ、災害時の不安や新住民の孤立など、地域のつながりの希薄さが課題として共有されました。市民の工夫としては、あいさつや声かけ、マンション内交流、若者の意見を聞く場づくりなどが挙げられ、地域サロン*やカフェなど気軽に立ち寄れる居場所の整備に関する意見もありました。未来像としては、多世代が関わり、笑顔が見える健康なまち、安心して外出できる環境の整備への期待が示されました。

「福祉に関する施策」では、地域の担い手不足や町内会の脱退傾向、交流の場の不足が課題として挙げられました。若者の相談傾向や情報発信の工夫、信頼関係の構築に向けた共通事項の必要性も指摘されました。市民による取り組みでは、ボランティアの募集簡素化や送迎支援、大学との連携授業の開発などが提案され、他自治体の好事例から学ぶ姿勢といった意見もありました。未来に向けては、AI*や自動運転技術の活用、小さなグループ同士のつながり、企業退職者の活躍の場づくり、また、地域資源*の見える化やコーディネーターの育成が重要とされました。

各テーマを通じて共通して見えたのは、人と人とのつながりが地域福祉の基盤であるという認識です。情報の届け方や相談体制、交流の場づくりなど、日常の課題解決には個人の意識とともに、地域全体で支え合う仕組みの構築が不可欠であることが再確認されました。

4 第4期計画の成果と課題

第4期計画における「重点プログラム」の実績評価から、その成果と課題をまとめました。

重点プログラム1 地域で活動する人の輪を広げます

《主な成果》

- 各学校の創意工夫による教育活動を展開するため、学習支援や環境ボランティア等を募集し、学校教育活動に参画いただきました。
- 地域福祉の担い手を育成・創出することを目的に、福祉教養大学と大学院を開催し、これまで福祉への関わりが少なかった方にも多く参加いただくことができました。
- 地域で活躍されているボランティアへの援助やコーディネート、相談等に対応することで、活動の活性化を図ることができました。

《主な課題》

- 地域の福祉活動を支える担い手不足は深刻であり、民生委員・児童委員*や福祉委員など、地域福祉をけん引する方々の役割の重要性や必要性、やりがい等を広く周知するとともに、そうした方々が活動しやすい環境を整えることで、新たな人材の掘り起こしを進めて行く必要があります。

重点プログラム2 市民の暮らしに根ざした交流を深めます

《主な成果》

- コロナ禍の影響で減少した高齢者サロンの支援を行うことで、活動の維持と活性化に繋げることができました。
- 地域が主体となって実施する、移動困難者のためのボランティア送迎を支援することで、互いに見守り支え合う地域づくりを推進することができました。
- 地域の団体や企業等の多様な地域資源との協働による健康測定会や健康講座を実施することで、地域住民の健康づくりと地域づくりを推進することができました。

《主な課題》

- 地域コミュニティの希薄化が進んでおり、住民同士の顔の見える関係づくりが求められていることから、隣近所や町内会、学区等の単位で行われる、助け合い・支え合いの取組や地域のボランティア活動等を支援する必要があります。

重点プログラム3 包括的な支援体制の構築に向けた取組を進めます

《主な成果》

- 地域ケア個別会議*を開催し、各学区において、地域住民と専門職による地域課題の共有と解決に向けた取組の検討ができました。
- 高齢者の課題解決に向けた取組として、介護事業所の活動と地域活動との連携についての検討や、地域資源マップの作製、認知症高齢者の見守りネットワークの強化等が実施できました。
- 総合相談窓口において、生活困窮者を含む多様な課題について相談を受けるとともに、関係機関との連携により必要な支援に繋げることができました。
- 包括的な支援体制を更に推進するため、令和5年度より重層的支援体制整備事業を開始しました。

《主な課題》

- 複雑化・複合化した課題や制度の狭間の課題がある人・世帯に対応する相談支援体制の充実と多機関の協働を推進する必要があります。また、相談につながりににくい人への働きかけ（アウトリーチ*）や、継続的に関わることで信頼関係を構築し、その人にとって必要な支援に結び付けることも必要です。

重点プログラム4 災害や感染症への備えを進めます

《主な成果》

- 避難行動要支援者登録制度について、従来から行ってきた民生委員*による登録勧奨や新規対象者への案内に加え、80歳以上の未登録者全員への案内を実施することで、大幅な登録者増に繋げることができました。
- 町内会・学区の地域防災活動に補助金を交付することで、地域防災力の向上と共助の取組を推進することができました。
- 新型コロナワイルスワクチンの接種体制を構築し、希望する方が安全・安心に接種できる環境を整えることができました。

《主な課題》

- 単身高齢者や高齢者のみの世帯、障害等により介護を要する方が災害等の緊急時に支援が受けやすい環境を整える必要があります。また、住民同士の支え合いの取組を推進するため、引き続き地域防災活動への支援を行っていく必要があります。

5 第5期計画に向けた主要課題

第4期計画における成果と課題および個人・団体アンケートの調査結果やワークショップでの意見を踏まえ、第5期計画に向けた主要課題を次のとおり設定します。

1. 地域福祉の担い手を育成するため、福祉への関心を高めることが重要であり、そのため、誰もが参加しやすい福祉学習や福祉体験の機会の充実を図るとともに、地域福祉を支える民生委員・児童委員*やボランティア等の役割の重要性や魅力、やりがいを広く市民に伝える必要があります。

☞第5期計画 基本目標1 みんなで育ち合う人づくり

2. 地域福祉をより充実したものとするため、地域住民や各種団体、医療や介護等の関係者による課題共有と、様々な地域資源を活用したネットワークづくりが必要です。また、住民主体の福祉活動の支援や新たな活動が生まれる環境を整える必要があります。

☞第5期計画 基本目標2 みんなで支え合う地域づくり

3. 包括的な支援体制の強化に向けて、総合的な相談体制の充実を図るとともに、支援関係機関を調整する機能が必要です。また、支援が必要な人に支援を届けるための積極的なアプローチや制度・サービスに関する情報をよりわかりやすく市民に発信するとともに、サービスの質の向上を図る必要があります。

☞第5期計画 基本目標3 みんなが尊重されるまちづくり

4. 災害時における地域の支援体制を強化するため、避難行動要支援者登録を推進するとともに、住民同士のつながりを促進する取組や組織的な見守り活動等を支援する必要があります。

☞第5期計画 基本目標2 みんなで支え合う地域づくり

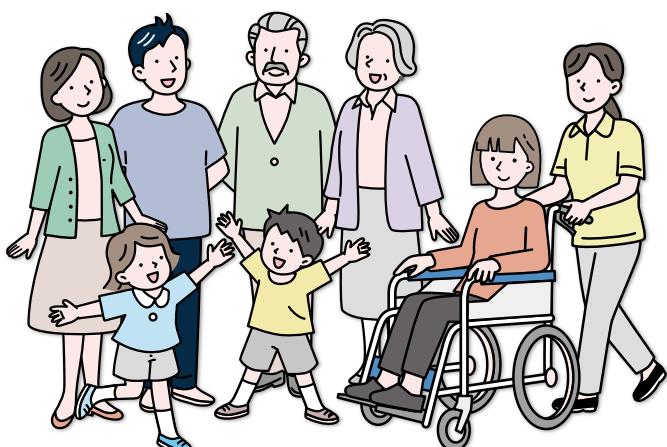
1 基本理念

人と人とのつながりで笑顔が輝くまち

~いつまでも健幸で地域力のあるまち草津をめざして~

第4期計画では、地域福祉の重要性が高まる中、地域の構成員が健やかで幸せに暮らしながら、地域社会の問題に自ら気づき、主体的に、または関係する組織や行政等と協働を図りながら、問題解決や地域の価値を創造していくような「地域力」を高めるため、地域における多様な人々による助け合い・支え合いを推進するとともに、福祉関連施策・支援体制等のさらなる充実を図ることを目的に、『「助け合い・支え合い」を未来へつなげるまち ~いつまでも健幸で地域力*のあるまち草津をめざして~』を基本理念に掲げて様々な福祉施策を展開してきました。

第5期計画においては、第4期計画でめざした方向性は継承しつつ、一層深刻化するコミュニティの希薄化や担い手不足の現状を踏まえ、助け合い・支え合いの基盤となる”人と人とのつながり”に着目し、各種取組を通してこれを広げ、市全体で持続可能な「地域力」を高めることを共通の考え方として、『人と人とのつながりで笑顔が輝くまち ~いつまでも健幸で地域力のあるまち草津をめざして~』を基本理念に定めました。



2 基本目標

基本理念を実現するため、「人づくり」「基盤づくり」「仕組みづくり」の視点から、次の3つの基本目標を設定し、それぞれで示す方向性に基づき各施策を展開していきます。

基本目標1 みんなで育ち合う人づくり

- 人権や福祉に関する講座や啓発活動等を通じて福祉意識の醸成と差別のない社会をめざすとともに、高齢者や障害者、子ども等への暴力や虐待の防止に努めます。
- 地域で活動する民生委員・児童委員*やボランティア等の重要性を広く周知し、市民の関心を高めるとともに、担い手の育成と活動支援を推進します。
- 住民同士の交流やふれあいの場づくり、高齢者や障害者等の社会参加を促進するとともに、企業や事業所等による社会貢献を支援し地域との交流を推進します。

【基本方向】

- (1) 福祉意識の醸成
- (2) 地域福祉の担い手の育成と活躍の促進
- (3) 地域交流の推進

基本目標2 みんなで支え合う地域づくり

- 地域包括ケアシステム*の深化・推進に向けた住民参加のネットワークづくりに一層取り組むとともに、支援が必要な人や世帯を支えられる地域の形成をめざします。
- 地域課題の共有や解決に向けた取組等について、地域の様々な主体が参加し検討する場を推進するとともに、住民主体の福祉活動を支援します。
- 地域における災害時の支援体制の強化を支援するとともに、バリアフリーの推進等により、平時から誰もが住みやすいまちづくりを推進します。

【基本方向】

- (1) 地域福祉を支えるネットワークづくり
～地域包括ケアシステムの深化・推進～
- (2) 地域の課題解決力 《地域力*》 の強化
- (3) 安全・安心な地域づくり

基本目標3 みんなが尊重されるまちづくり

- 分野横断的な相談支援体制を強化するとともに、孤独・孤立等により支援が届きにくい人・世帯への働きかけや、信頼関係の構築と継続的な支援の充実に努めます。
- 権利擁護の推進や多様な課題を抱える生活困窮者の自立の促進を図ることにより、生活課題の深刻化を防ぎ、必要な人に制度が届く体制づくりに努めます。
- 公的保険制度や福祉サービス等の情報提供の充実に努めるとともに、サービス事業者の評価の公表や、人材育成と人材確保に向けた取組への支援に努めます。

【基本方向】

- (1) 総合相談窓口の充実
- (2) セーフティネット*の充実
- (3) 福祉サービスの利用促進と評価

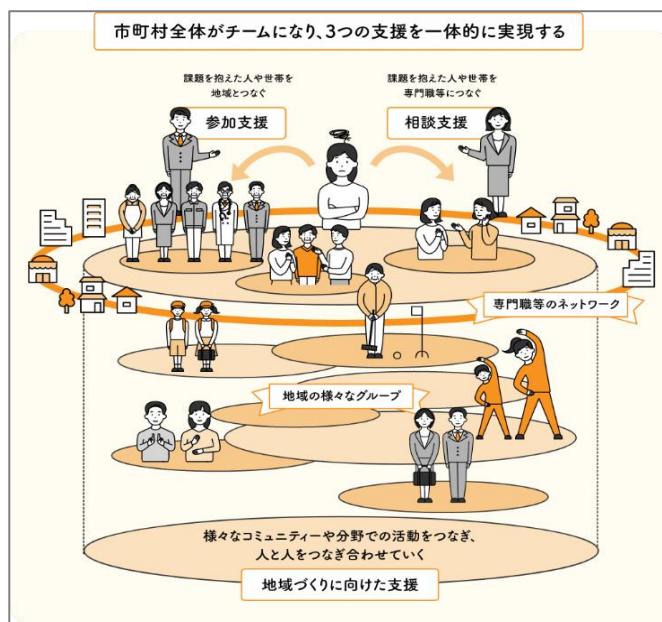
3 リーディング・プロジェクト

本計画の基本理念や基本目標の実現に向け、計画全体の推進を先導していく施策を「リーディング・プロジェクト」として位置づけ、重点的に取り組んでいきます。

本市では、令和5年度から「重層的支援体制整備事業」に着手し、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズにも対応する包括的な支援体制を整備するため、子ども、障害、高齢、生活困窮等といった各分野の取組や支援を活かして、①相談支援、②参加支援*、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施しています。制度・分野ごとの「縦割り」や、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることにより、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、そして地域をともに創っていく地域共生社会*の実現を目指しています。

こうした取組は、地域福祉を推進するための体制強化につながることから、「草津市重層的支援体制整備事業」を本計画のリーディング・プロジェクトに位置づけ、その実施計画を包含し事業を展開することで本計画全体の着実な推進を図ります。

<重層的支援体制整備事業>



【出典】

地域共生社会のポータルサイト
(厚生労働省)

<社会福祉法における重層的支援体制整備事業の位置づけ>



【出典】厚生労働省

草津市重層的支援体制整備事業実施計画

目指す姿

重なりあいとつながりの構築による、人と地域の重層的なセーフティネットの整備

1 重層的支援体制整備事業の概要

重層的支援体制整備事業では、子ども、障害、高齢、生活困窮等といった各分野の取組や支援を活かして、相談支援、参加支援*、地域づくりに向けた支援を一体的に実施することにより、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズにも対応する包括的な支援体制の強化を図ります。これは、各分野の事業・拠点の機能をベースとしつつ、互いに連携し、福祉分野をはじめ、健康づくりやまちづくりといった様々な制度や支援、地域活動の重なりあいやつながりをつくることによって、個別の支援と地域に対する支援による重層的なセーフティネット*の体制整備を進めるものです。

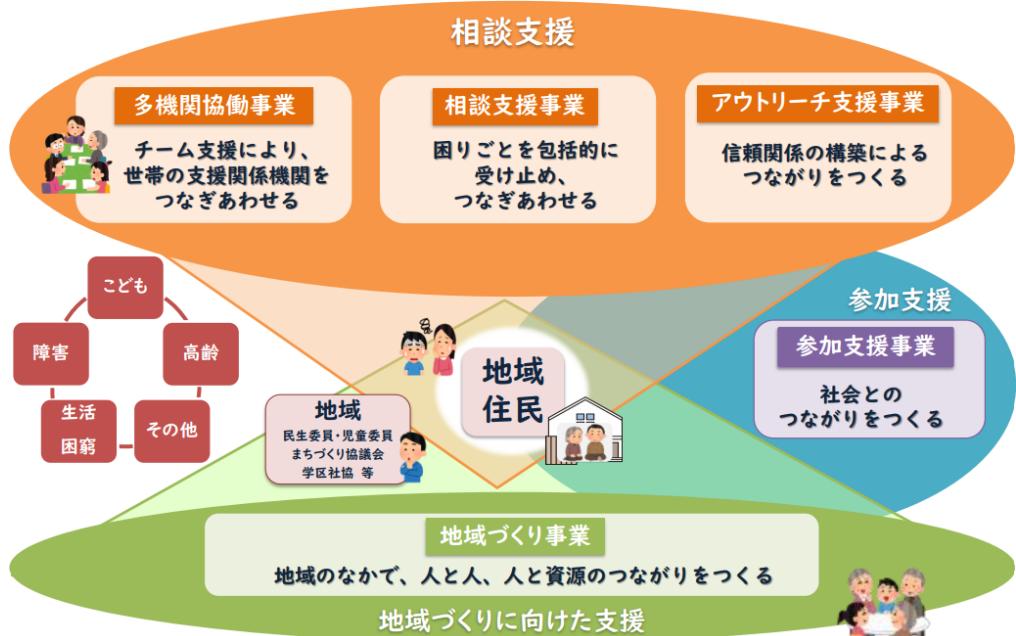
また、府内外の関係機関との連携・協働を通じて、市全体で地域と関係機関によるチームとなれるよう連携推進体制の強化に取り組みます。

【 一体的に行う3つの支援と5つの構成事業 】

- ① 相談支援
 - 相談支援事業
 - 多機関協働事業
 - アウトリーチ*支援事業
- ② 参加支援
- ③ 地域づくりに向けた支援
 - 参加支援事業
 - 地域づくり事業

＜草津市重層的支援体制整備事業の体系＞

重なりあいとつながりの構築による、人と地域の重層的なセーフティネットの整備



2 重層的支援体制整備事業の取組と実施体制

(1) 相談支援

相談支援事業

～困りごとを包括的に受け止め、つなぎあわせる～

困りごとを抱える人の相談を、属性や世代を問わず包括的に受け止め、課題を整理したうえで、利用可能なサービス等の情報提供を行うとともに、適切な関係機関へのつなぎや関係機関との連携による支援を行います。

【実施体制】

	相談支援機関名	主な相談支援の内容 (対象)	運営 形態	設置数	担当課
1	子育て相談センター (こども家庭センター)	妊娠・出産・子育てに関すること	直営	1か所	子育て相談センタ ー
2	子育て支援拠点施設	子育てに関すること	委託	2か所	
3	家庭児童相談室 (こども家庭センター)	こどもの養育に関すること	直営	1か所	家庭児童相談室
4	幼児課	保育に関すること	直営	1か所	幼児課
5	基幹相談支援センター	障害のある人に関すること	委託	1か所	障害福祉課
6	地域包括支援センター*	高齢者に関すること	委託	6か所 (中学校 区)	長寿いきがい課
7	人とくらしのサポート センター	生活困窮に関すること	直営	1か所	人とくらしの サポートセンター
8	こども・若者総合相談窓 口 (こども家庭センター)	こども・若者に関すること	直営	1か所	こども家庭若者課
9	男女共同参画*センター	DVや様々な悩みに関すること	直営	1か所	男女共同参画センタ ー
10	消費生活センター	消費生活相談に関すること	直営	1か所	生活安心課
11	生活支援課	生活保護に関すること	直営	1か所	生活支援課
12	健康増進課	心身の健康に関すること	直営	1か所	健康増進課
13	発達支援センター	発達支援に関すること	直営	1か所	発達支援センター
14	やまびこ教育相談室	不登校に関すること	直営	2か所	教育研究所
—	その他の支援関係機関	各分野に関すること	—	—	各担当課

多機関協働事業

～チーム支援により、世帯の支援関係機関をつなぎあわせる～

複雑化・複合化した課題や制度の狭間の課題がある世帯の支援において、各分野で対応困難な場合に総合調整を行い、役割分担や支援の方向性の検討により、関係機関によるチームを構成し世帯支援を行います。また、包括的な支援体制の構築に向けて、相互に連携・協働するネットワークの構築や伴走支援を行う連携体制に関する協議を行います。

【実施体制】

	事業名	主な取組内容	運営形態	担当課
1	コーディネート会議	<p>複雑化・複合化した課題や制度の狭間の課題がある世帯の支援において、課題の解決に向けた関係課や関係機関の役割の整理、支援の方向性の検討を行い、支援プランを作成します。</p> <p>【重層的支援会議】 随時 関係機関との情報共有に係る本人同意が得られたケースに関して、支援プランを共有し、プランの適切性や支援終結時の判断を協議します。</p> <p>【社会福祉法（第106条の6）に基づく支援会議】 随時 関係機関との情報共有に係る本人同意が得られていない場合は、会議の構成員に守秘義務を課し、構成員同士が複雑化・複合化した課題を抱える世帯の支援に関する情報共有や支援関係機関間で役割分担を行います。</p>	直営	人とくらしのサポートセンター —
2	(仮称) 連携推進ネットワーク会議	部局横断的で包括的な支援体制を図るため、庁内外の構成機関による協議を行います。	直営	<事務局> 人とくらしのサポートセンター —

アウトリーチ*支援事業

～信頼関係の構築によるつながりをつくる～

複雑化・複合化した課題を抱えている、または、制度の狭間に陥っていることで、自ら支援を求めることができない人や必要な支援が届いていない人・世帯との信頼関係の構築を図り、継続的な伴走支援を行います。

【実施体制】

	事業名	主な取組内容	運営形態	担当課
1	アウトリーチ支援事業	<p>潜在的なニーズを抱え、必要な支援が届いていない人・世帯の把握を行います。</p> <p>また、関係性構築に向けた支援や、家庭訪問や同行支援等による継続的な伴走支援を行い、適切な支援関係機関や地域の関係者につながるように働きかけます。</p>	委託	人とくらしのサポートセンター

(2) 参加支援*

参加支援事業

～社会とのつながりをつくる～

こども・障害・高齢・生活困窮等の各分野の社会参加に向けた支援では対応できない狭間のニーズに対応するため、居場所やボランティア、地域活動等の社会資源の開拓や調整・活用により、本人や世帯と社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。

【実施体制】

	事業名	主な取組内容	運営形態	担当課
1	参加支援事業	狭間のニーズに対応するため、社会福祉法人の活用や居場所やボランティア、地域活動や民間企業等の社会資源への働きかけによる開拓を通じたマッチングを行い、本人やその世帯の状態に合った支援を行います。	委託	人とくらしのサポートセンター

(3) 地域づくりに向けた支援

地域づくり事業

～地域のなかで、人と人、人と資源のつながりをつくる～

地域の人や資源を活かし、「人と人」、「人と資源」がつながり、支え合いや助け合いの取組の創出や意識の醸成を図り、地域住民同士がつながる場や多様な活動が生まれやすい環境整備を行います。

【実施体制】

	事業名	主な内容	運営形態	担当課
1	地域子育て支援拠点事業	子育て支援拠点施設を中心に、各中学校区に子育て支援の総合的な拠点として、子育て支援施設を運営し、親子の交流や相談の場としての機能を担い、子育て世代の不安解消や情報提供を行います。 ◆子育て支援センター 市内1か所 ◇子育て支援拠点施設 市内2か所 ◇地域子育て支援センター 市内3か所 ◇つどいの広場 市内1か所	◆直営 ◇委託	子育て相談センター
2	地域活動支援センター事業	デイサービス事業やサロン事業等により、地域において障害のある人の創作的活動の支援や社会との交流促進を図ります。 ◇障害者福祉センター 市内1か所 ◇湖南地域活動支援センター 1か所	委託	障害福祉課

	事業名	主な内容	運営形態	担当課
3	生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーター*を配置し、地域住民・関係機関等といった多様な主体との連携により、地域の生活支援ニーズの把握および地域資源*の充実を図り、地域の課題解決に向けた支え合い・助け合いの地域づくりを進めます。	【第1層】直営 【第2層】委託	人とくらしのサポートセンター
4	地域介護予防*活動支援事業	「地域サロン*」や「いきいき百歳体操」、「草津歯・口からこんにちは体操」といった介護予防に資する住民主体の通いの場等の活動支援を行い、仲間と一緒に自ら介護予防に取り組む地域活動を促進します。	直営 (一部委託・補助)	長寿いきがい課
5	こども・若者の居場所運営事業	不登校やひきこもり*等の課題を抱えていたり、社会生活を送るうえで様々な悩みを抱えているこどもや若者に対して、個性や能力に合わせた居場所を提供し、社会参加や自立に向けたステップを歩めるよう支援します。	委託	こども家庭若者課
6	福祉講座活動実践事業	福祉に関する市民の意識向上や、地域福祉活動の担い手の育成・創出を図るため、草津市社会福祉協議会が福祉講座を開催し、ボランティアの実践の場に繋げます。	補助	健康福祉政策課
7	ボランティア活動支援事業	ボランティア活動の拡大・活性化による住民主体の地域活動の拡充を目指し、草津市社会福祉協議会が「ボランティアマルシェ」を開催します。	補助	健康福祉政策課
8	地域保健活動事業	地区担当保健師を配置し、地域の特性に応じた健康づくりや保健活動を通じたネットワークづくりを行い、社会的処方*の取組も取り入れた地域づくりを推進します。	直営	人とくらしのサポートセンター
—	その他の地域づくり事業	各分野の地域づくり事業	—	各担当課

3 重層的支援体制整備事業の事業評価

重層的支援体制整備事業の実施評価については、事業の実施状況を踏まえながら、今後の方向性の検討や必要に応じた見直しを行うものとし、「草津市地域福祉推進市民委員会*」において評価・検証を行います。

本事業の評価としては、利用者数や会議回数等の数値実績の多寡のみに着目するのではなく、地域共生社会*の実現に向けて、各事業がどのように地域のつながりや関係づくりを生み出し、関係機関や地域住民との連携・協働を促進し、包括的かつ継続的な支援につながっているかといった、各事業における取組の質的側面に着目した評価を行います。

このため、評価にあたっては、以下の評価の観点を踏まえ、関係機関間での意見交換や事例共有等を通じた総合的な評価とし、体制整備の充実に資するものとします。

なお、各事業の実績については、時系列での年次推移を確認し、本事業が対応していくべき方向性を検討するために活用します。

【評価の観点】

	支援	事業	評価の観点
	全体		<p>～重なりあいとつながりの構築による、人と地域の重層的なセーフティネットが整備されているか～</p> <p>↳複雑化・複合化した課題や狭間にある課題の予防や解決に向けて、のりしろを出し合い、柔軟に対応する重なりあいの体制であるか。</p> <p>↳支援を必要とする人・世帯や地域住民、関係機関のそれぞれが孤立せずにつながっているか。</p>
1	相談支援	相談支援事業	<p>～困りごとを包括的に受け止め、つなぎあわせる支援ができているか～</p> <p>↳多様な相談を受け止め、単独の相談支援機関で解決が難しい場合には、関係機関と連携することができているか。</p>
		多機関協働事業	<p>～チーム支援により、世帯の支援関係機関をつなぎあわせることができているか～</p> <p>↳課題解決に向けた協議や連携の機会を効果的に活用できているか。</p> <p>↳複雑化・複合化した課題や狭間の課題の解決にあたり、各分野の関係機関間での情報共有や役割分担を図ることができているか。</p>
		アウトリーチ支援事業	<p>～信頼関係の構築によりつながりをつくる支援ができているか～</p> <p>↳自ら支援を求めることができない人や必要な支援が届いていない人・世帯に対する働きかけができているか。</p> <p>↳継続的な伴走支援による働きかけにより、適切な支援関係機関や地域の関係者につながることができているか。</p>
2	参加支援*	参加支援事業	<p>～社会とのつながりをつくる支援ができているか～</p> <p>↳こども・障害・高齢・生活困窮等の各分野の社会参加に向けた支援では対応できない狭間のニーズに対応したつながりをつくることができているか。</p>
3	地域づくりに向けた支援	地域づくり事業	<p>～地域のなかで、人と人、人と資源のつながりをつくる支援ができているか～</p> <p>↳地域住民にとって、人や資源につながりやすい環境になっているか。</p> <p>↳地域住民同士の支え合いや緩やかな見守りにより、気にかけあう関係性がつくられているか。</p>

【各事業の実績】

	支援	事業	指標	(単位)
1	相談支援	相談支援事業	相談件数 (件)	
		多機関協働事業	コーディネート会議の開催数 (回)	
			仮) 連携推進ネットワーク会議の開催数 (回)	
		アウトリーチ支援事業	利用者数 (実人数)	
2	参加支援	参加支援事業	利用者数 (実人数)	
			資源開拓状況 (延件数)	
3	地域づくりに向けた支援	地域づくり事業	地域住民同士がつながる場や拠点の設置数・団体数 (箇所)	
			地域住民同士がつながる場や拠点の参加者数 (延人数)	

第5期計画に基づく取組全体の効果を図る指標として、次のとおり目標値を設定します。

指標	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
1. 「「地域力*」のあるまちづくり」に満足している市民の割合 (%)	26.7	27.8	28.9	30.0	31.1
2. 「福祉の総合的な相談・支援の充実」に満足している市民の割合 (%)	21.4	22.1	22.8	23.5	24.2



5 施策体系

リーディング・プロジェクト
『草津市重層的支援体制整備事業』

- (1)相談支援 ● 相談支援事業 ● 多機関協働事業 ● アウトリーチ支援事業
- (2)参加支援 ● 参加支援事業
- (3)地域づくりに向けた支援 ● 地域づくり事業

リーディング・プロジェクトの取組を通して各施策の効果を高めます。

[基本理念] [基本目標]

[基本方向]

[基本施策]

人と人とのつながりで笑顔が輝くまち
（いつまでも健幸で地域力のあるまち草津をめざして）

施策を展開し、基本目標を達成することで、基本理念の実現をめざします。

1. みんなで育ち合う人づくり

- (1) 福祉意識の醸成
- (2) 地域福祉の担い手の育成と活躍の促進
- (3) 地域交流の推進

- (1) 人権教育・啓発活動の推進
- (2) 福祉教育や福祉体験学習の推進
- (3) 虐待防止への取組の推進
- (1) ボランティアの育成と活躍の促進
- (2) 福祉活動を担う人たちの支援
- (3) 地域でのリーダーやコーディネーターの育成
- (1) 住民交流・ふれあいの場づくり
- (2) 高齢者や障害者等の社会参加の促進
- (3) 地元企業・事業所等による社会貢献の促進

2. みんなで支え合う地域づくり

- (1) 地域福祉を支えるネットワークづくり～地域包括ケアシステムの深化・推進～
- (2) 地域の課題解決力（地域力）の強化
- (3) 安全・安心な地域づくり

- (1) 住民参加のネットワークづくり
- (2) 関係機関、各種団体等との連携強化
- (3) 居場所や多様な活躍の場づくり
- (1) 地域福祉活動への参加促進
- (2) 住民活動が生まれやすい環境づくり
- (3) 助け合い・支え合い活動の支援
- (1) 災害時等における支援体制の強化
- (2) 誰もが住みやすい環境づくり
- (3) 再犯防止の取組の推進

3. みんなが尊重されるまちづくり

- (1) 総合相談窓口の充実
- (2) セーフティネットの充実
- (3) 福祉サービスの利用促進と評価

- (1) 総合相談体制の充実
- (2) 多機関協働と伴走支援の推進
- (3) 孤独・孤立対策の推進
- (1) 生活困窮者の自立支援
- (2) 権利擁護の推進
- (1) サービス利用に関する情報発信の充実
- (2) サービスの評価と質の向上

みんなで育ち合う人づくり

基本方向（1）福祉意識の醸成

基本施策① 人権教育・啓発活動の推進

現状と課題

お互いの人権を尊重し支え合う「地域共生社会*」の実現をめざし、地域や学校、職場等での研修会や啓発活動に取り組んでおり、人権に対する市民の意識や正しい知識に一定の浸透と理解の深まりが見られますが、「市民意識調査」の結果では、市が開催する研修会・講演会の参加状況について、「参加したことがない」と回答した人が約5割であり、自身の人権問題に関する学習のあり方・姿勢については、「一応の理解を持っているつもりなので、あまり学習する気はない」、「自分には関係のないことなので、学習する気はない」といった消極的な学習姿勢の人が約7割を占めるという結果となっていることから、引き続き、「人権擁護に関する基本方針」（改訂版）に基づき、人権教育と啓発活動を推進するとともに、研修会等への市民参加の促進と人権意識を高めるための効果的なあり方を検討する必要があります。

取組

施 策	内 容（●主な事業）
人権教育・学習の推進	市民一人ひとりの人権に対する意識の向上を図るため、同和問題をはじめ、高齢者、障害者、子ども、外国人、L G B T等、あらゆる人権問題をテーマにした人権教育・啓発を推進します。 ●町内学習懇談会（人権センター）
市民、事業所等への人権啓発の推進	同和問題をはじめとする人権課題や、公正採用に関する差別等、人権課題に対する関心を高めるため、事業所等への訪問や啓発冊子の発行等により啓発活動を推進します。 ●企業内人権啓発推進事業（商工観光労政課）
外国人への理解の促進	市民の生活習慣や文化の違う外国人に対する理解を深めるとともに、地域で交流できる機会づくりを促進します。 ●国際交流事業（まちづくり協働課）
男女共同参画*についての意識啓発	男女が互いに人権を尊重し合い、共に協力して支え合うまちづくりを進めることの重要性等、男女共同参画について市民の意識啓発を図ります。 ●男女共同参画に関するセミナーや講座等（男女共同参画センター）

基本施策② 福祉教育や福祉体験学習の推進

現状と課題

福祉に対する意識や関心を高め、助け合い・支え合いの心により福祉活動への参加が促進されるよう、各種講座や研修会を開催しています。また、学校教育においては、学校・家庭・地域が連携しながら大人と子どもがともに学び合う「地域協働合校*事業」や、社会のために活躍する持続可能な社会の創り手を育成する「スクール E S D *くさつ推進事業」等を通じて、福祉教育や福祉体験学習に取り組んでいます。

こうした中、令和6年度に実施した「地域福祉に関するアンケート調査」においては、福祉に関する研修会や講座、懇談会に「ほとんど参加していない」の割合が若い世代ほど高い傾向にあり、10代、20代では約9割となっていることを踏まえ、引き続き、研修会等への市民参加の促進に向けた検討や、草津市社会福祉協議会や社会福祉施設、関係団体等と連携し、次代を担う子どもたちへの福祉教育・福祉体験の充実に努める必要があります。

取組

主な施策	内 容 (●主な事業)
重層 福祉に関する講座や研修会の充実	福祉への理解を深めるとともに、福祉活動へ参加するきっかけとなるよう、講座や研修会等の充実を図ります。 ●福祉講座活動実践事業<育成>(草津市社会福祉協議会)
学校での福祉教育・体験学習の推進	小・中学校における「地域協働合校事業」や「スクール ESD くさつ推進事業」等を通して、福祉について考え方体験する機会の提供に努めます。 ●スクール ESD くさつ推進事業(学校教育課) ●地域協働合校事業 (生涯学習課)
認知症の正しい知識と理解を深めるための取組の推進	幅広い世代を対象に認知症についての講座を開催し、高齢者や認知症について正しい知識と理解を深める機会の提供に取り組みます。 ●認知症サポーター*養成講座 (長寿いきがい課)
障害のある人への理解の促進と尊厳の保持	障害者差別解消法*の周知や障害者差別解消への取組を進め、障害のある人もない人も人格と個性を尊重し合いながら共生するまちづくりを推進します。 ●障害者差別解消法に関する取組 (障害福祉課)
手話に関する施策の推進	聴覚に障害のある人等の日常生活上のコミュニケーション支援と交流活動の促進を図ります。 ●手話奉仕員養成講座・ステップアップ講座 (障害福祉課)

重層は「重層的支援体制整備事業」の関連施策です。

基本施策③ 虐待防止への取組の推進

現状と課題

配偶者等に対する暴力や児童虐待、高齢者や障害のある人への虐待の相談件数の増加や当事者等が抱える課題の複雑化に対応するため、男女共同参画*センターや家庭児童相談室、地域包括支援センター*等の相談支援機関においては、地域や学校、関係機関等と連携を図りながら、虐待や暴力の防止と早期発見・早期対応に努めています。

今後も引き続き、各相談支援機関と関係機関、地域等との連携により、通報・相談体制の充実を図り、虐待の早期発見・早期対応に取り組む必要があります。

また、近年、社会問題となっている、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者、いわゆる「ヤングケアラー*」についての相談支援への取組の充実が必要です。

取組

主な施策	内 容 (●主な事業)
配偶者等に対する暴力の防止と被害者支援	府内外の関係機関・窓口と連携しながら相談および継続的な支援を行うとともに、母子生活支援施設など既存の施設や制度の活用による被害者保護に努めます。 ●DV防止および被害者の自立支援 (男女共同参画センター・こども家庭若者課・家庭児童相談室)
障害者虐待の防止	基幹相談支援センターにおいて、被虐待者、養護者へのフォローアップおよび支援者に対する後方支援、虐待防止に関する啓発を図ります。 ●障害者虐待防止対策支援事業（障害福祉課）
高齢者虐待の防止	高齢者虐待の防止と早期発見の重要性や相談窓口について、広報紙やリーフレット等による啓発を進めます。また、高齢者虐待処遇検討会議における有識者からの助言を通じて、支援者の対応力向上を図ります。 ●高齢者虐待処遇検討会議（長寿いきがい課）
児童虐待の防止	関係機関等との連携を図り、虐待を受けているこどもをはじめとする要保護児童や要支援児童等の早期発見や必要な支援を行います。 ●要保護児童対策地域協議会（家庭児童相談室）
ヤングケアラーへの支援	家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる、こども・若者、いわゆる「ヤングケアラー」についての相談支援を行います。 ●ヤングケアラーへの支援（こども家庭若者課）

基本方向（2）地域福祉の担い手の育成と活躍の促進

基本施策① ボランティアの育成と活躍の促進

現状と課題

草津市社会福祉協議会では、ボランティアの窓口としてボランティアグループと支援を望む人とのマッチングや、ボランティア活動への市民の理解促進、ボランティア活動の支援等に取り組んでいます。また、市においても、市民の学びや知識・技術をまちづくりに活かすための学習ボランティアや子どもの安全確保を図るボランティア活動の支援を行っています。

こうした中、令和6年度に実施した「地域福祉に関するアンケート調査」では、福祉で関心のある分野として、ボランティア活動と回答した人は2割となっており、今後も引き続き、草津市社会福祉協議会や地域と連携しながら、幅広い年齢層がボランティアに関心を持ち、様々な事業や支援への参加に繋げるとともに、住民の多彩な才能をボランティア活動に生かせる環境づくりを進める必要があります。

取組

主な施策	内 容 (●主な事業)
重層 地域ボランティアの育成と活動機会の拡大	身近な地域で気軽にボランティア活動ができるよう、福祉講座活動実践事業や地域サロン*活動の推進、学区・区社会福祉協議会で行われている福祉委員*の取組支援を行い、地域ボランティア活動の拡大を図ります。 ●福祉講座活動実践事業<育成>（草津市社会福祉協議会）
重層 ボランティアの活動機会の提供	ボランティア活動の拡大・活性化による住民主体の地域活動の拡充を目指し、「ボランティアマルシェ」を開催します。 ●福祉講座活動実践事業<実践>（草津市社会福祉協議会）
ボランティアセンター事業の推進	ボランティア活動希望者が活動の実践に取り組めるよう、ボランティアの体験や活動機会の場の提供を図ります。 ●ボランティアセンター事業（草津市社会福祉協議会）
身近な場面で活躍するボランティアの育成支援	福祉・文化・芸術・社会教育・スポーツ等の各種分野の指導者や学習ボランティア等の材育成に資する取組を充実するとともに、活動機会の提供の充実に努めます。 ●ゆうゆうびとバンク（生涯学習課）

重層は「重層的支援体制整備事業」の関連施策です。

基本施策② 福祉活動を担う人たちの支援

現状と課題

地域で見守りや支援が必要な人の把握や緊急時等の対応を行うため、民生委員・児童委員*や学区・区社会福祉協議会、町内会等が、行政や専門機関等と連携を図りながら様々な活動に取り組んでいます。また、中間支援組織*である草津市社会福祉協議会は、ボランティアグループや地域サロン*の立ち上げ・活動に際しての支援を通して、地域福祉の推進に取り組んでいます。

こうした中、令和6年度に実施した「地域福祉に関するアンケート調査」の団体アンケートでは、支援している中での困り事として、「個人情報の取り扱いが厳しいため支援が難しかった」と回答した団体が約4割、「本人または家族から支援を拒否された」と回答した団体が約3割となっており、個人情報の保護に配慮しながら関係団体と情報共有ができる体制づくりに努めるとともに、福祉活動を担う人たちの役割やその重要性を広く周知するなど活動への支援に一層取り組む必要があります。

取組

主な施策	内 容 (●主な事業)
民生委員・児童委員活動の支援	地域福祉を支える重要な活動を行っている民生委員・児童委員について、その役割や重要性を広く伝えるため、広報媒体や住民が集う機会等を活用した周知・啓発を推進します。 ●民生委員・児童委員活動の支援 (健康福祉政策課・草津市社会福祉協議会)
社会福祉団体等の活動支援	地域で活躍する社会福祉団体等の活動を支援することで、地域の特性に応じた地域福祉の推進を図ります。 ●社会福祉団体活動補助金 (健康福祉政策課)
ボランティア団体やNPO法人等の相互交流や連携の場づくり	ボランティア団体やNPO法人等の相互交流や連携の機会を創出し、情報交換や交流を通じて活動の充実が図られるよう取り組みます。 ●ボランティア連絡協議会の支援 (草津市社会福祉協議会)
老人クラブ*活動の充実	老人クラブの自主的な活動の支援に向け、コーディネーターの役割として創造推進員を配置し、組織づくりの推進を行うとともに、高齢者の健康づくり、生きがいづくり、仲間づくりを目的とした取組を支援します。 ●老人クラブ活動支援 (長寿いきがい課)
まちづくり活動に対する支援	地域まちづくりセンター*を協働によるまちづくりの拠点として、市民が自ら地域の将来を考え、市民が望む住民主体のまちづくりを支援します。 ●まちづくり一括交付金 (まちづくり協働課)

基本施策③ 地域でのリーダーやコーディネーターの育成

現状と課題

各主体の活動に参画する人々の高齢化や若者のまちづくりへの参画意欲が減退しており、地域の担い手不足や後継者不足が課題となっています。市では、基礎的コミュニティの新規立ち上げを支援するとともに、既存の町内会の安定した運営のための助言等に努めるとともに、草津市社会福祉協議会における地域福祉活動やボランティア活動のコーディネーターやリーダーを育成するための講座等の開催支援を通して、講座等の修了者が学区・区社会福祉協議会等で中心的な存在となるよう取り組んでいます。

こうした中、令和6年度に実施した「地域福祉に関するアンケート調査」の団体アンケートでは、活動等をする中で困っていること、苦労していることとして、回答した団体の4分の1が「リーダーがない」と回答しており、今後も引き続き、小地域福祉活動の主体的な推進が図られるよう、組織運営や人材育成の取組を支援していく必要があります。

取組

主な施策	内 容 (●主な事業)
重層 福祉活動のコーディネーター等の育成	学区における地域福祉活動のキーパーソンとなるコーディネーターやリーダーの育成を進めるための講座等の充実を図ります。 ●福祉講座活動実践事業<育成>（草津市社会福祉協議会）
社会参加・生涯活躍社会の構築に向けた取組の推進	学びを地域に還元することを目的とした講座の開催により、地域活動等の社会参画の意識醸成に繋げるとともに、地域において生涯活躍できる人材を育成します。 ●学びの地域支援講座（生涯学習課）
重層 次世代を担う子どもや若者への体験機会の提供	地域の各種団体やNPO法人と社会福祉施設等と連携し、次世代を担う子どもや若者が、福祉活動をはじめ様々な体験ができる機会の提供を進めるとともに、ボランティアへ踏み出す機会をつくります。 ●キャリア教育の推進（学校政策推進課） ●福祉講座活動実践事業<実践>（草津市社会福祉協議会）

重層は「重層的支援体制整備事業」の関連施策です。

基本方向（3）地域交流の推進

基本施策① 住民交流・ふれあいの場づくり

現状と課題

核家族やひとり暮らしの増加、ライフスタイルの多様化等により、地域コミュニティの希薄化が進んでおり、住民同士の交流機会を促進するために開催される「ふれあいまつり」等の地域イベントや社会福祉施設での地域交流事業、サークルやサロン活動等の自主的な地域活動を促進するための支援を行っています。

こうした中、令和6年度に実施した「地域福祉に関するアンケート調査」では、近所づきあいの程度について、「会えまあいさつする程度」が約5割、「近所づきあいはほとんどしていない」が約1割となっており、特に若い世代ほど近所づきあいをあまりしていない傾向が見られることから、こどもから高齢者まで幅広い年齢層が参加しやすい交流やふれあいの場づくりに一層取り組む必要があります。

取組

主な施策	内 容（●主な事業）
身近な地域での交流の場づくり	高齢者や障害者、こども・若者や子育て家庭、外国人等、地域の様々な人が気軽に立ち寄って話をしたり交流できるよう、学区や町内会等においてのふれあいの場づくりを促進します。 ●ふれあいまつり（まちづくり協働課） ●隣保館*での交流サロンの開放（人権政策課）
社会福祉施設と地域住民との交流の促進	社会福祉施設と地域との交流や連携を深めるため、地域密着型施設利用者や職員の地域行事への参加や施設でのイベント等への地域住民の参加を促進する等、相互交流の機会の創出を図ります。 ●地域密着型サービス*事業所と地域の連携支援（介護保険課）
世代を超えたサークル活動の促進	地域での趣味やスポーツ等において、世代を超えた多様なサークル活動等を促進・支援します。 ●地域まちづくりセンター*自主教室（まちづくり協働課） ●総合型地域スポーツクラブ*活動の活性化（スポーツ推進課）

基本施策② 高齢者や障害者等の社会参加の促進

現状と課題

平均寿命の延伸や人口構造の変化により高齢者人口が増加する中、就労や地域でのボランティア活動など様々な形で能力を発揮し、社会活動に参加したいという高齢者も徐々に増えています。令和5年度に実施した「草津市介護予防*・日常生活圏域ニーズ調査」では、「健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、その活動に参加したいか」という問に対し、約5割が「是非参加したい」「参加してもよい」と回答していますが、一方で、3割強の人が「参加したくない」と回答しており、参加したいと思わせる仕組みづくりを行う必要があります。

また、障害のある人においては、生活の質の向上を図り、能力や個性、意欲に応じて、スポーツ・レクリエーション・文化活動へ積極的に参加できる環境づくりが重要であるとともに、社会の一員として就労の機会を得て充実した社会生活を送るために働き続けることのできる環境整備や企業とのマッチング、就労移行・就労定着への支援に取り組む必要があります。

取組

主な施策	内 容 (●主な事業)
重層 高齢者の介護予防と社会参加の促進	「地域サロン*」や「いきいき百歳体操」、「草津歯・口からこんにちは体操」といった住民主体の通いの場の活動を支援するとともに、eスポーツ*等の介護予防教室や出前講座等を通じて、運動器機能向上や栄養改善等の介護予防の普及・啓発を行います。 ●地域介護予防活動支援事業(長寿いきがい課)
重層 障害のある人の社会参加の促進	デイサービス事業やサロン事業等により、地域において障害のある人の創作的活動や社会との交流促進を図る事業を行います。 ●地域活動支援センター事業(障害福祉課)
就労支援と雇用環境整備の促進	働く力と意欲のある人が、その人らしい働きができるよう支援するとともに、雇用環境の整備を促進します。また、就労移行支援事業所による就労アセスメントを実施することで就労面に関する情報を把握し、サービス等利用計画や個別支援計画に反映させて的確な支援につなげます。 ●障害者就労促進事業(障害福祉課)
高齢者労働能力活用事業の推進	高齢者の豊かな経験を活用し、新たな役割と生きがいを見出せる社会の構築を図るため、公益社団法人草津市シルバー人材センターが行う就業機会の提供や地域に根ざした事業を支援します。 ●草津市高齢者労働能力活用事業補助金(商工観光労政課)

重層は「重層的支援体制整備事業」の関連施策です。

基本施策③ 地元企業・事業所等による社会貢献の促進

現状と課題

本市では、様々な分野において、連携協定等に基づく企業や大学との協働が行われていますが、福祉の分野では、行方不明者の早期発見・保護を目的としたネットワークへの加盟や、「認知症の人にやさしいお店（事業所）」としての登録、地域行事や懇談会等への参加等が行われており、地元企業・事業所等は地域福祉を支える一員として欠かせない役割を担っています。

また、草津市社会福祉協議会の活動においても、学区・区社会福祉協議会を通じての賛助会費や寄附による活動への支援やボランティア活動への参画などの社会貢献活動が行われています。

今後も引き続き、企業・事業所等の社会貢献活動を促すための環境づくりや情報発信に取り組む必要があります。

取組

主な施策	内 容（●主な事業）
地元企業等との連携による見守り活動の推進	認知症高齢者等が道に迷った際に、地域の企業や事業所等で構成する「認知症高齢者等見守りネットワーク」に行方不明者の情報を提供し、早期の発見・保護に繋げる体制を構築します。 ●見守りネットワークの推進（長寿いきがい課）
重層 社会福祉施設等の地域行事への参加促進	ボランティアマルシェにおいての社会福祉施設との連携により、地域行事等への参加促進を図ります。 ●福祉講座活動実践事業＜実践＞（草津市社会福祉協議会）
地元企業の社会貢献の促進	フードバンク事業や生理用品の提供を行う「つながりサポート事業」への社会貢献を地元企業等へ働きかけます。 ●地域資源循環事業（草津市社会福祉協議会）
地域・企業等と連携した健幸への取組の推進	地域住民の健幸や職場での従業員等の健幸を促進するための健幸宣言や市の健幸都市*宣言に賛同する企業等を増やすことで、市全体で心と体の健康を高めます。 ●健幸都市づくりの推進（健康福祉政策課）
大学との連携による学生ボランティアの活動促進	学生ボランティア等の地域でのこどもの見守り活動や土曜日の学習支援、社会福祉施設のボランティア体験等、大学との連携による地域福祉活動の多様な展開を促進します。 ●学校ボランティア（学校政策推進課・各小中学校）

重層は「重層的支援体制整備事業」の関連施策です。

みんなで支え合う地域づくり

基本方向（1）地域福祉を支えるネットワークづくり ～地域包括ケアシステム*の深化・推進～

基本施策① 住民参加のネットワークづくり

現状と課題

住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、「学区の医療福祉を考える会議」等の開催支援を通じ、地域住民が担い手として参加し、住民が主体となって地域団体や関係機関等とともに地域のネットワーク構築を図りながら、高齢者等の生活を支える地域づくりに取り組んでいます。

引き続き、日ごろの声かけや見守りをはじめ、様々な地域活動や互助の取組を推進し、多様な分野の関係機関との協働のもとで地域福祉活動の拡充を図ることにより、支援が必要な人・世帯に限らず誰もが安心して暮らせる地域の形成を目指して、住民参加によるネットワークづくりを一層推進する必要があります。

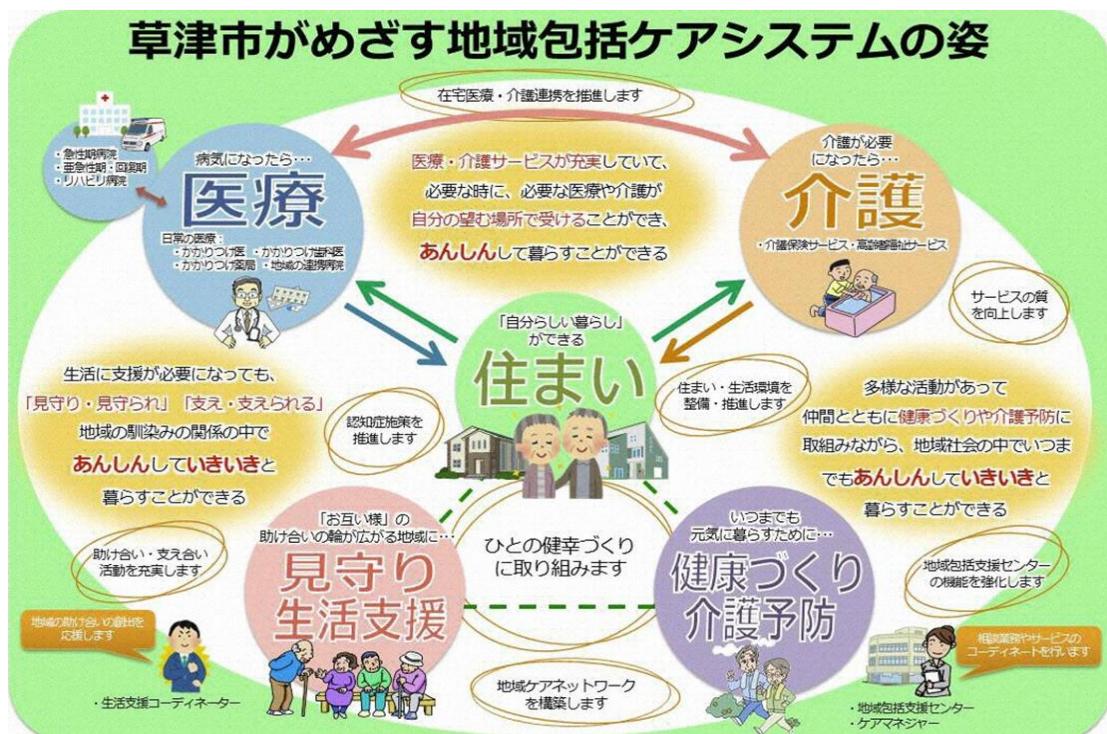
取組

主な施策	内 容 (●主な事業)
重層 「学区の医療福祉を考える会議」の推進	地域住民や団体、医療・介護・福祉等の関係者が集まり、地域のネットワーク構築を図りながら、地域資源*や地域の現状、高齢者の暮らしの問題を共有し課題解決に向けた地域資源の充実や支え合いの地域づくりについて話し合う「学区の医療福祉を考える会議」の開催を支援します。 ●学区の医療福祉を考える会議 (人とくらしのサポートセンター・草津市社会福祉協議会)
重層 地域ケア会議*の推進	地域の関係者や専門職による地域ケア個別会議や地域ケア推進会議を通じて、個別事例から地域課題を抽出し、課題解決を図るための地域づくりや政策形成につながる仕組みづくりを行います。 ●地域ケア会議（長寿いきがい課）
重層 生活支援体制整備事業の推進	生活支援コーディネーター*を配置し、地域住民・関係機関等といった多様な主体との連携により、地域の生活支援ニーズの把握および地域資源の充実を図り、地域の課題解決に向けた支え合い・助け合いの地域づくりを進めます。 ●生活支援体制整備事業 (人とくらしのサポートセンター・草津市社会福祉協議会)

重層は「重層的支援体制整備事業」の関連施策です。

«地域包括ケアシステム*について»

本市では、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、医療・介護・介護予防*・住まい・生活支援が包括的に提供される「地域包括ケアシステム」を推進するため、介護サービスの質の向上、医療と介護の連携、認知症施策の推進、地域での支援体制づくり等、高齢者の生活を支える体制や仕組みづくりに取り組んでいます。



※ 地域包括ケアシステムとは、高齢者がいつまでも元気に暮らすための生活支援や介護予防、介護が必要となった場合には、施設や在宅で受けられる介護サービス等を通じて、重度の要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療と介護の連携など、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制のことです。

基本施策② 関係機関、各種団体等との連携強化

現状と課題

地域福祉を支えるネットワークづくりとして、中間支援組織*である草津市社会福祉協議会を中心に、学区・区社会福祉協議会や民生委員・児童委員*協議会、ボランティア連絡協議会やNPO法人等の各種団体や医療・介護・福祉等の関係機関等との連携・協働により、地域での見守りや支え合いをはじめとした福祉活動等に取り組み、分野横断的な支援体制づくりを進めています。

引き続き、生活基盤である地域において、地域福祉に関わる団体や関係機関等といった多様な主体の取組を通じて、世代、分野等の垣根を超えた連携の強化を図ることにより、地域生活課題の解決に資する地域のネットワークづくりを促進する必要があります。

取組

主な施策	内 容 (●主な事業)
小地域ネットワーク活動の推進	学区・区社会福祉協議会や町内会、民生委員・児童委員、福祉委員*と行政、草津市社会福祉協議会などが地域の課題や活動の展開についてともに考えられるよう、地域でのネットワークづくりを進めます。 ●地域福祉コーディネーターの配置（草津市社会福祉協議会）
在宅医療・介護連携の推進	多職種による在宅医療・介護連携の課題の抽出や対応策の検討を行い、切れ目のない在宅医療と介護の連携に取り組みます。 ●草津市在宅医療介護連携センターの運営（長寿いきがい課）
草津市社会福祉協議会との連携強化	草津市社会福祉協議会との連携及び中間支援組織としての機能充実を推進するため、職員の派遣や事業補助等の支援を行います。 ●草津市社会福祉協議会運営・事業支援（健康福祉政策課）
民生委員・児童委員活動との連携強化	民生委員・児童委員活動と公的支援の連携を強化することで、相談者を適切な支援に繋げます。 ●民生委員・児童委員活動補助（健康福祉政策課）
ボランティア等との連携強化	ボランティアセンターの機能を充実し、福祉活動に参加するきっかけとなる講座の開催や学習機会の提供に努めるとともに、ボランティア連絡協議会やNPO法人等との連携に努めます。 ●ボランティアセンター事業（草津市社会福祉協議会）

基本施策③ 居場所や多様な活躍の場づくり

現状と課題

年齢に関わらず、それぞれの能力や意欲に応じた様々な活躍の場が地域に存在し、そうした場での社会参加を通じて、自身の生きがいと喜び、ひいては生活の満足感を向上させることにつながることから、高齢者においては、「地域サロン*」やボランティア活動への参加機会の提供を行っていますが、社会参加の意欲が活動に結び付いていないケースも存在することから、地域における場づくりや情報発信に向けた取組が必要です。

また、「ひきこもり*」をはじめ、生きづらさを抱えた人の段階的な社会参加の支援が求められています。

さらに、子どもの居場所づくりについては、国において、令和5年12月に閣議決定された「子どもの居場所づくり指針」に基づき、全ての子どもが安全で安心して過ごせる多くの居場所をもちながら、様々な学びや多様な体験活動等を通して、主体性や想像力を発揮できる居場所づくりを推進する必要があります。

取組

主な施策	内 容 (●主な事業)
重層 高齢者が身近な場所で交流できる場づくりの推進	高齢者の見守り活動を推進し、介護予防*や趣味の場づくりを通じて、身近な場所で支え合う関係づくりができるよう、地域サロン活動の拡充を支援します。 ●地域サロン活動支援員設置 (長寿いきがい課・草津市社会福祉協議会)
重層 生きづらさを抱える人の居場所づくり	ひきこもり等の課題を抱えた人に向けたサロン事業を行う団体の活動支援を行います。 ●生きづらさを抱える人のサロン支援事業 (人とくらしのサポートセンター)
重層 子どもが学び、体験できる居場所づくりの推進	不登校やひきこもり等の課題を抱えていたり、社会生活を送るうえで様々な悩みを抱えている、子どもや若者に対して、個性や能力に合わせた居場所を提供し、社会参加や自立に向けたステップを歩めるよう支援します。 ●子ども・若者の居場所運営事業 (子ども家庭若者課)
重層 地域子育て支援センターの充実	子育ての不安感、負担感の解消や家庭の養育力の向上を図るため、保育所(園)等の資源を活用し、施設の開放、育児相談、イベントの開催、園児との交流、情報提供を行います。 ●地域子育て支援センター事業 (子育て相談センター)

重層は「重層的支援体制整備事業」の関連施策です。

基本方向（2）地域の課題解決力（地域力）の強化

基本施策① 地域福祉活動への参加促進

現状と課題

町内会や学区等それぞれ身近な圏域において、生活課題に応じた様々な住民活動が行われていますが、地域福祉を一層推進するためには、地域が抱える問題・課題に住民が関心を持ち、参加し、解決していく総合力（地域力*）の向上が重要です。

令和6年度に実施した「地域福祉に関するアンケート調査」では、地域福祉に関する参加状況について、「福祉に関する研修会等」、「地域課題についての会議や懇談会」、「小地域福祉活動」のいずれにおいても「ほとんど参加していない」が7～8割を占めていますが、一方で、災害時の助け合いや、地域福祉に住民が協力することの必要性については肯定的な考え方を持っている人の割合が高いことから、具体的な参加行動に結び付けて行く必要があります。

取組

主な施策	内 容（●主な事業）
地域福祉活動等の情報提供の充実	市や草津市社会福祉協議会等の広報紙やホームページ、ボランティア情報紙等により、学区・区社会福祉協議会、ボランティア団体、地域サロンの活動紹介を行い活動への参加を促すとともに、講座等において地域福祉活動の先進事例等の情報提供を行います。 ●社会福祉団体等の活動の周知・啓発（草津市社会福祉協議会）
福祉を考える機会の提供	ボランティア活動の情報発信や、市民の地域福祉活動参加のきっかけとなる住民対象の懇談会や集いを継続して開催します。 ●近所力アップ講座（草津市社会福祉協議会）
重層 地域保健活動を通じた健幸な地域づくりの推進	地区担当保健師を配置し、地域の特性に応じた健康づくりやネットワークづくりを行い、社会的処方*の取組も取り入れた地域づくりを推進します。 ●地区担当保健師の配置（人とくらしのサポートセンター）
定年退職者の地域活動への参画促進に向けた取組の推進	定年退職後の高齢者等の社会参加の一環として、ボランティア活動等に参加しやすいよう、体験機会の提供や講座の開催、グループ活動の支援を進めます。 ●レイカディア大学受講生のボランティア受入 (草津市社会福祉協議会)

重層は「重層的支援体制整備事業」の関連施策です。

基本施策② 住民活動が生まれやすい環境づくり

現状と課題

少子高齢化や核家族化をはじめ、様々な社会構造の変化により、地域における人ととのつながりや支え合いの基盤が弱まり、地域コミュニティの持つ「地域力」が低下しており、支援が必要な人を地域全体で支えるため、地域福祉の担い手の育成や支え合いのネットワークの強化を進めることで、「地域力*」を高める必要があります。

また、地域共生社会*の実現に向けた住民同士による助け合い・支え合いのネットワークづくりには、関係者による幅広い連携のもとで、地域の多様な主体が「我が事」として参画することが重要であり、引き続き、住民活動が生まれやすい環境づくりを推進する必要があります。

取組

主な施策	内 容 (●主な事業)
重層 地域づくりの推進に向けた支援	「学区の医療福祉を考える会議」などの地域課題の共有や解決を図るための話し合いの機会を通して、地域資源*の充実や支え合いの地域づくりを支援します。 ●生活支援コーディネーター*の配置 (人とくらしのサポートセンター・草津市社会福祉協議会)
地域住民の主体的な活動への支援	学区・区社会福祉協議会との協働により、「福祉委員*制度」を推進し、地域の特性に応じた地域福祉活動を支援します。 ●福祉委員制度の推進 (草津市社会福祉協議会)
まちづくり活動に対する支援	基礎的コミュニティの新規立ち上げを支援するとともに、既存の町内会の安定した運営のための助言等を行います。 ●基礎的コミュニティ設立支援・加入啓発事業 (まちづくり協働課)

重層は「重層的支援体制整備事業」の関連施策です。

基本施策③ 助け合い・支え合い活動の支援

現状と課題

高齢者・障害者等で、日常生活において支援が必要な人に対して、地域のボランティアグループ等による買物や受診のための移動支援やごみ出し支援等が行われていますが、高齢化等によるボランティアの確保の課題もあり全市的な広がりには至っていません。

こうした中、令和6年度に実施した「地域福祉に関するアンケート調査」の団体アンケートでは、よく見聞きする住民の不安や悩みとして、「身体的なこと」と回答した団体が4割を超えており、介護保険や障害サービスなど、福祉制度の利用だけでは解決できない日常生活上の困難を支援する取組として、地域の助け合い・支え合い活動を広げるため、活動の立ち上げや継続を支援する必要があります。

また、子育て支援においては、支援を必要とする人と支援を提供する人の会員組織である、ファミリー・サポート・センターについて、制度の周知と支援を提供する会員の確保に取り組む必要があります。

取組

主な施策	内 容 (●主な事業)
高齢者や障害者等の移動支援	高齢者や障害者等で買物や受診のための移動に困難を抱える人を地域のボランティアが送迎する取組や、草津市社会福祉協議会が実施する車両の貸し出し等を支援します。 ●地域支え合い運送支援事業 (健康福祉政策課・草津市社会福祉協議会)
高齢者や障害者等の生活支援	ごみ出しが困難な高齢者や障害者等で構成される世帯へのごみ出し支援を行う地域の団体を支援します。 ●高齢者等ごみ出し支援事業<コミュニティ支援型> (人とくらしのサポートセンター)
子育てと就労を支援する活動の推進	子育てと就労の両立等を支援するため、支援を受けたい会員と支援を提供する会員で構成されるファミリー・サポート・センターの周知と提供会員の確保に取り組みます。 ●ファミリー・サポート・センター事業(子育て相談センター)
重層 福祉サービス等と地域との協働への取組支援	在宅サービスへの地域理解を促進し、事業者がサービスを届けやすい地域づくりの取組等を支援します。 ●生活支援体制整備事業 (人とくらしのサポートセンター・草津市社会福祉協議会)

重層は「重層的支援体制整備事業」の関連施策です。

基本方向（3）安全・安心な地域づくり

基本施策① 災害時等における支援体制の強化

現状と課題

災害に備え日々から避難等において支援が必要な人を見守りながら、地域での助け合い・支え合いの関係を築き、いざというときには安否確認や支援を行なえる体制づくりが必要であることから、災害時に支援を必要とする人の救助や避難等を地域で支えるための、「草津市避難行動要支援者避難支援プラン全体計画」を策定するとともに、避難行動要支援者名簿を作成し、災害時に支援が必要な人の把握に努めています。

こうした中、令和6年度に実施した「地域福祉に関するアンケート調査」では、「避難行動要支援者登録制度」の「名称も内容も知らなかった」と回答した人が約7割であり、登録者の拡大に向けた周知・啓発の推進と登録方法の簡素化について、引き続き検討していく必要があります。

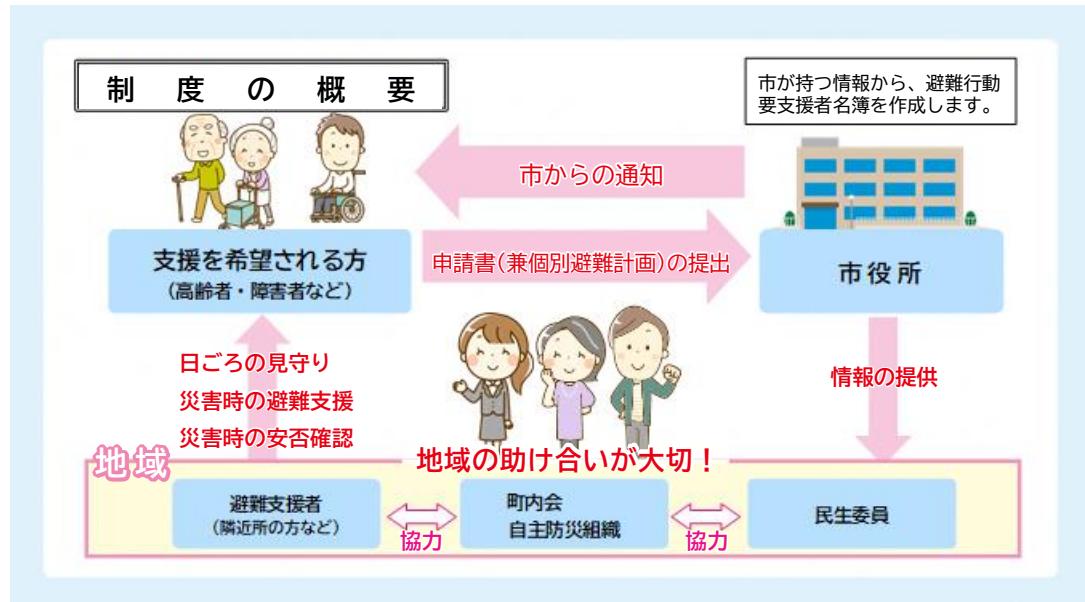
また、感染症等による緊急事態発生時の活動制限下においても、地域福祉活動等について一定水準を維持・継続できるよう事前の計画や準備するための環境づくりが必要です。

取組

主な施策	内 容（●主な事業）
避難行動要支援者への避難支援	避難行動要支援者の登録を進めるとともに、町内会（自主防災組織）との協定をさらに進め、日々からの支援体制づくりを推進します。 ●避難行動要支援者登録の推進（健康福祉政策課・危機管理課）
地域の防災体制づくり、防災訓練の促進	町内会（自主防災組織）等による要支援者支援のための避難誘導や救出、援護、避難所運営等をはじめとする防災訓練の実施を促進します。 ●自主防災組織・減災協働コミュニティ事業補助金（危機管理課）
災害ボランティアセンターの充実	災害時にボランティア活動体制が円滑に機能するよう、災害時を想定した運営訓練や研修会を実施します。 ●災害ボランティアセンター運営訓練（草津市社会福祉協議会）
福祉避難所*の確保	避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする人で、在宅の人を対象とした福祉避難所について、利用可能な施設の状況を把握し、協力を得られる施設の指定を進めます。 ●福祉避難所の指定（障害福祉課・長寿いきがい課・介護保険課）
感染症対策の推進	日常生活や地域福祉活動において必要な感染症に関する情報提供に努めます。 ●感染症対策事業（健康増進課）

«避難行動要支援者登録制度»

ひとり暮らしの高齢者や障害者など災害時に支援を必要とする人に対して、ご近所の人をはじめ、地域の皆さんで支援する仕組みです。



※ 支援者自身が被災される場合もあり、支援を必ず約束するものではありませんが助かる可能性が高まります。

基本施策② 誰もが住みやすい環境づくり

現状と課題

市民誰もが安心して暮らせる住まいの支援や誰もが利用しやすく移動しやすい公共施設やインフラ等の整備、公共交通の充実を進めていますが、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯は年々増加傾向にあり、こうした高齢者が安全に快適に日常生活を送ることができるように、施設や道路、公共交通などを安全かつ円滑に利用できる環境づくりを一層進めるとともに、暮らしや生活の多様なニーズを充実させる必要があります。

また、年齢、性別、障害や病気の有無にかかわらず、すべての人にとって快適に生活できるまちづくりを具現化するユニバーサルデザイン*の考え方を踏まえ、サービスやまちのバリアフリー化を推進するとともに、障害のある人やベビーカー等での外出を促進するため、その特性等を踏まえた移動手段の確保に努めるなど、移動の円滑化を推進する必要があります。

取組

主な施策	内 容 (●主な事業)
道路等のバリアフリー化の推進	「草津市バリアフリー基本構想」に基づき、重点整備地区の歩道整備等を推進し、誰もが移動しやすい環境整備に努めます。 ●道路等のバリアフリー化の推進（道路課）
公共交通ネットワークの充実	「草津市地域公共交通計画」に基づき、市民（地域）、交通事業者、行政が連携、協働して公共交通ネットワークを形成し、公共交通の充実を図ります。 ●草津市地域公共交通計画の推進（交通政策課）
施設のユニバーサルデザイン化の促進	「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」に基づき、届出書の内容を審査し、施設のユニバーサルデザイン化の促進に向けて、適切な助言・指導を行います。 ●「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」に基づく届出の審査（建築政策課）
高齢者、障害者等が安心して暮らせる住まいの確保	高齢者や障害者等が望む住まいで暮らし続けられるよう、介護保険や障害福祉サービスの活用などにより、住宅のバリアフリー化を促進します。 ●住宅のバリアフリー化支援 (障害福祉課、長寿いきがい課、介護保険課)
高齢者や障害者等の生活支援	家庭ごみをごみ集積所に出すことが困難な高齢者・障害者等で構成される世帯を支援するため、直接、市がごみを収集します。 ●高齢者等ごみ出し支援事業<直接支援型> (人とくらしのサポートセンター・資源循環推進課)

基本施策③ 再犯防止の取組の推進

現状と課題

犯罪をした人は、生活環境や就労等による生きづらさから立ち直りに困難を抱えることが少なくないため、社会復帰後、行政や更生保護活動等による様々な支援やあたたかな見守りが必要であり、また、犯罪をした人の生活環境や就労環境が改善されることで、犯罪が犯罪を招く負の連鎖を断ち切ることにもつながります。

こうしたことから、市では、犯罪や非行の防止と犯罪と非行をした人たちの更生への理解を深めるための全国的な運動である「社会を明るくする運動」を関係団体等とともに展開していますが、「地域福祉に関するアンケート調査」によると、運動の認知度について、約8割の人が「名称も内容も知らなかった」と回答していることから、引き続き、滋賀県や草津市社会福祉協議会、保護司会等と連携し、犯罪や非行の防止と、犯罪や非行をした人の更生への理解促進に向けて取り組む必要があります。

◆◆◆再犯防止推進計画について◆◆◆

平成28年に「再犯防止等の推進に関する法律」が施行され、市町村における「再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（地方再犯防止推進計画）」の策定が努力義務とされるとともに、地域福祉との一体的な展開が求められています。

また、令和元年度には、第一次滋賀県再犯防止推進計画（令和6年度に改定）が策定され、基本施策に国・市町・民間団体等との連携強化が位置づけられました。

本市では、「地域福祉計画」に「再犯防止推進計画」を包含し、滋賀県・関係団体等と連携を図りながら、地域福祉と一体的に再犯防止の取組を推進します。

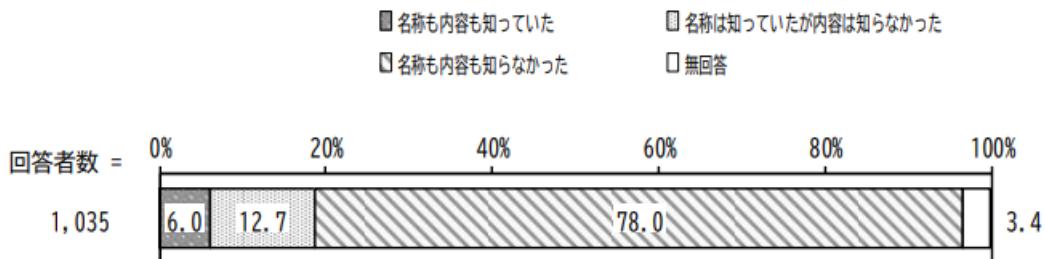
取組

主な施策	内 容（●主な事業）
「社会を明るくする運動」の推進	犯罪や非行の防止と立ち直りを支える取組である「社会を明るくする運動」において、街頭啓発や小学生の作文コンクール等を実施し、再犯防止に関する地域での理解を促進します。 ●社会を明るくする運動（健康福祉政策課・草津市社会福祉協議会）
更生保護活動の充実	保護司会等更生保護関係団体への活動支援を通じて、更生保護の活動拠点である草津・栗東更生保護サポートセンターの運営や、保護司等更生保護関係の支援者・団体が展開する相談・就労支援等の充実を図ります。 ●更生保護団体への活動補助金（健康福祉政策課）
再犯防止推進に関する周知・啓発の推進	再犯防止の推進に向け、滋賀県および滋賀県更生保護事業協会と連携し、更生保護事業の取組等についての周知・啓発に努めます。 ●更生保護の取組に関する周知・啓発（健康福祉政策課）
保護観察対象者等の就労支援	建設工事の入札参加者の格付けにかかる主観点評価項目において、犯罪や非行をした人の受入に取り組んでいる協力雇用主を対象に加点項目を設け、保護観察対象者等の就労支援に資する取組を進めます。 ●市内業者格付け（契約検査課）

「地域福祉に関するアンケート調査」
令和6年11月28日～12月23日実施

対象：市民3,000人（草津市に住所を有する18歳以上の市民から無作為抽出）

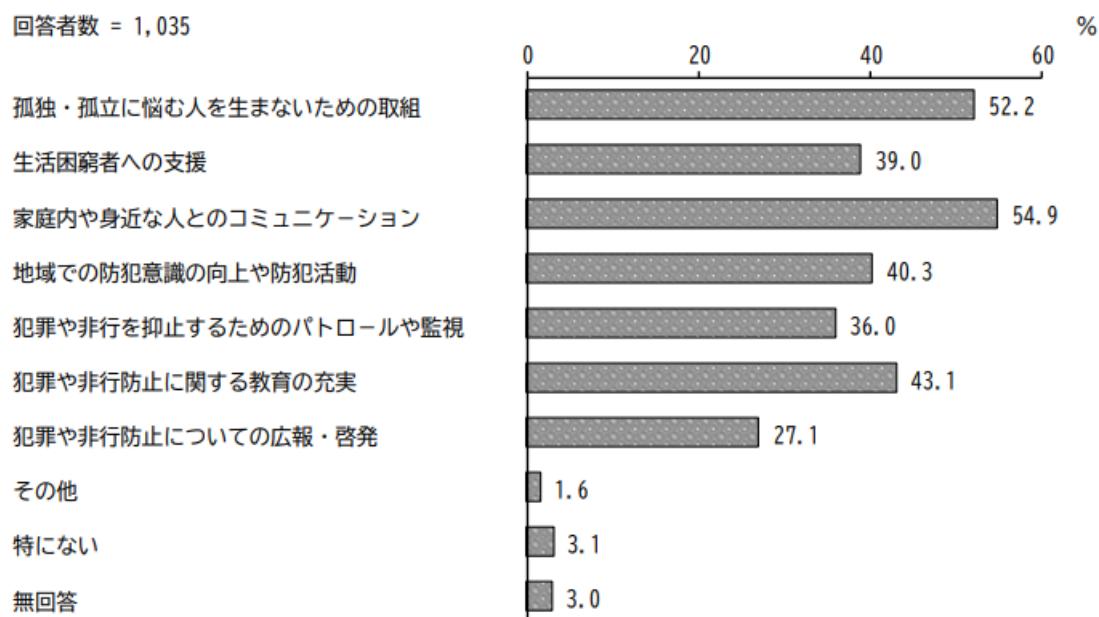
問 「社会を明るくする運動」について知っていましたか。



「名称も内容も知らなかった」が78.0%で最も割合が高く、次いで、12.7%の「名称は知っていたが内容は知らなかった」、6.0%の「名称も内容も知っていた」となっています。

問 犯罪や非行を防止するためにはどのようなことが必要だと思いますか。

(当てはまる番号すべてに○)



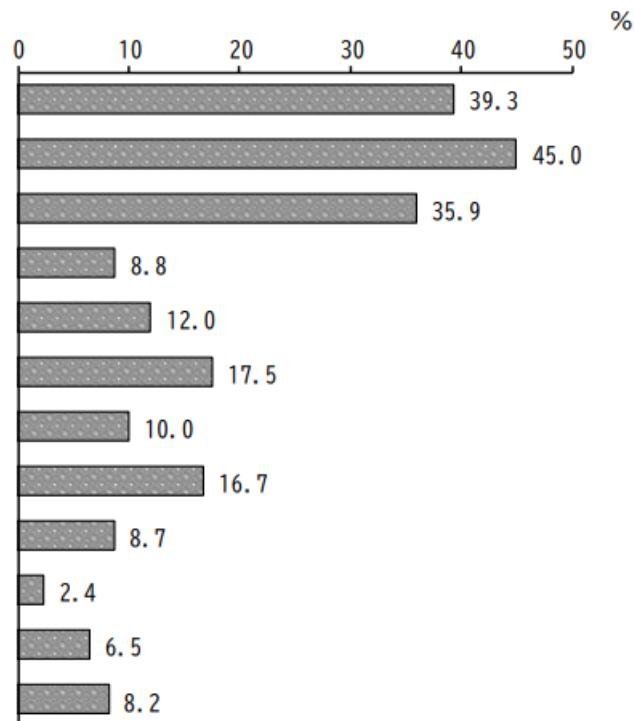
「家庭内や身近な人とのコミュニケーション」が54.9%で最も割合が高く、次いで、52.2%の「孤獨・孤立に悩む人を生まないための取組」、43.1%の「犯罪や非行防止に関する教育の充実」となっています。

問 再犯犯止のために必要な取組について

(当てはまる番号すべてに○)

回答者数 = 1,035

- 犯罪をした人を支援する相談窓口を充実すること
- 犯罪をした人が、仕事に就く機会を充実することや協力雇用主を増やすこと
- 犯罪をした人が、就業できるように学習支援や資格取得の支援を行うこと
- 犯罪を地域の問題として捉え、地域ぐるみで再犯防止に向けた支援をすること
- 犯罪をした人が、刑期を終えた後などに住むことができる場所を提供すること
- 保護司の確保や育成
- 犯罪をした人にも地域活動やボランティア活動に参加してもらうこと
- 犯罪をした人への支援ネットワーク（病院、学校、福祉施設、民間団体等）を作ること
- 再犯防止について広報・啓発活動をすること
- その他
- 特はない
- 無回答



「犯罪をした人が、仕事に就く機会を充実することや協力雇用主を増やすこと」が45.0%で最も割合が高く、次いで、39.3%の「犯罪をした人を支援する相談窓口を充実すること」、35.9%の「犯罪をした人が、就業できるように学習支援や資格取得の支援を行うこと」となっています。

基本方向（1）総合相談窓口の充実

基本施策① 総合相談体制の充実

現状と課題

本市では、高齢者、障害者、子ども・若者や子育て家庭、生活困窮者等、それぞれの分野ごとに専門の相談窓口を設置し、本人やその家族等の相談を包括的に受け止め、草津市社会福祉協議会や民生委員・児童委員*の活動と関係機関が連携した相談支援体制の充実に取り組んでいます。

こうした中、令和6年度に実施した「地域福祉に関するアンケート調査」において、「不安や悩みについての相談先」として、「相談できる人がいない」や「誰にも相談しない」と回答している人が一定数存在することから、困りごとを抱えている人が安心して相談することができるよう相談窓口の情報発信に努めるとともに体制充実を図る必要があります。

取組

主な施策	内 容（●主な事業）
重層 福祉の総合相談・支援の充実	生活困窮をはじめ福祉に関する総合的な相談を受け、相談者に寄り添いながら、関係機関等と連携した相談支援を行うとともに、多機関協働事業により、各分野で対応困難な複雑化・複合化した課題を抱える人や世帯の支援における総合調整を行います。 ●福祉の総合相談窓口（人とくらしのサポートセンター）
重層 高齢者総合相談・支援の充実	高齢者が地域で安心して生活できるよう、各圏域の地域包括支援センターにおいて、介護・福祉・健康・医療など様々な面からの相談支援を行います。 ●地域包括支援センター*総合相談支援事業（長寿いきがい課）
重層 障害者相談支援事業の充実	基幹相談支援センターにおいて、総合的・専門的な相談支援の実施、地域の相談支援体制の強化に取り組みます。 ●基幹相談支援センター事業（障害福祉課）
重層 子ども家庭センターによる相談支援体制の充実	妊娠期から子ども・若者が社会的自立に至るまでの包括的・継続的な相談支援体制の充実を図ります。 ●子ども家庭センターによる相談支援体制 (家庭児童相談室・子育て相談センター・子ども家庭若者課)
草津市社会福祉協議会における相談機能の充実	一般的な暮らしの困り事のほか、介護や障害に関する相談を受け付け、必要に応じて専門機関等に繋げるなど、困ったときのホットラインとしての役割を担います。 ●心配ごと相談所（草津市社会福祉協議会）
地域に根差した相談業務の充実	地域に根差した人権と福祉の拠点として、相談者に寄り添いながら、関係機関と連携した相談支援を行います。 ●隣保館*相談事業（人権政策課）

重層は「重層的支援体制整備事業」の関連施策です。

基本施策② 多機関協働と伴走支援の推進

現状と課題

個人や世帯が抱える課題は多様化しており、社会的孤立や望まない孤独状態などのつながりの希薄化やダブルケア*、8050問題*といった複雑化・複合化した課題や制度の狭間の課題があることにより、単独の分野や支援機関では対応が困難な世帯に対して、多機関の協働による支援が求められています。

このような状況を踏まえ、関係機関の総合調整による多機関協働を進めることで各分野の関係機関の機能を発揮したチームによる連携・協働した支援を推進するとともに、困りごとを抱えている人に寄り添い、継続した伴走支援を行うことにより、社会参加や適切な支援につながるよう働きかける必要があります。

取組

主な施策	内 容 (●主な事業)
重層 多機関協働に向けた総合調整機能の充実	複雑化・複合化した課題を抱える人や世帯の支援における総合調整を行い、役割分担や支援の方向性を検討し、関係機関で構成するチームによる世帯支援を推進します。 ●コーディネート会議（人とくらしのサポートセンター）
重層 アウトリーチ*支援の推進	潜在的なニーズを抱え、必要な支援が届いていない人や世帯の把握を通じ、関係性構築に向けた支援として家庭訪問や同行支援等による継続的な伴走支援を行うことにより、必要な支援が届くように働きかけます。 ●アウトリーチ支援事業（人とくらしのサポートセンター）
重層 参加支援*の推進	狭間のニーズに対応するため、社会福祉法人の活用や居場所、ボランティア、地域活動や民間企業等の社会資源への働きかけによる開拓を通じたマッチングを行い、本人やその世帯の状態に合った支援を行います。 ●参加支援事業（人とくらしのサポートセンター）

重層は「重層的支援体制整備事業」の関連施策です。

基本施策③ 孤独・孤立対策の推進

現状と課題

本市においては、高齢者や障害者、こども・若者、子育て世帯等の孤独・孤立を予防するための居場所づくりや相談業務を展開するとともに、民生委員・児童委員*等の声掛けや草津市社会福祉協議会による電話訪問など、社会とのつながりを途絶えさせない取組や女性が経済的困窮により孤独・孤立状態に陥らないためのサポート、こどもとその保護者に向けた居場所づくり等の支援を行っています。

また、孤独・孤立対策を推進するために必要な連携および協働を図るため、各分野で実施している会議体を活用し、関係機関との情報交換や支援の協議を行っています。

こうした中、孤独・孤立対策の基本理念等を定めた「孤独・孤立対策推進法」が令和6年4月1日に施行され、「孤独・孤立の状態となることの予防」、「孤独・孤立の状態にある人への迅速かつ適切な支援」、「孤独・孤立の状態からの脱却」に資する取組として、社会的処方*の取組も取り入れた地域社会の活動や「つながり」づくりを一層推進する必要があります。

取組

主な施策	内 容 (●主な事業)
地域における孤独・孤立対策の推進	地域まちづくりセンター*や隣保館*において、子育てや健康づくり、生きがいづくりを目的とした教室の開催を支援し、参加者同士の親睦を深める機会を提供します。 ●地域まちづくりセンター自主教室（まちづくり協働課） ●隣保館での講座・教室開催および相談業務（人権政策課）
民生委員・児童委員による見守り・声掛け活動の推進	地域の身近な相談役である、民生委員・児童委員による見守りや声掛け活動を支援します。 ●民生委員・児童委員活動支援 (健康福祉政策課・草津市社会福祉協議会)
高齢者の孤独・孤立防止の取組	単身高齢者などに対し、傾聴ボランティアが電話で話し相手となることで、孤立・孤独や認知症を予防し、利用者が日常生活を安心して送れるよう支援します。 ●独居高齢者電話訪問事業（草津市社会福祉協議会）
こころの健康に関する相談の取組	こころの健康に関する相談を必要とする市民に対し、保健師が個別で相談を実施し、必要な支援や医療に繋ぐ等、関係機関と連携した支援を行います。 ●こころの健康に関する相談（健康増進課）
こどもやその保護者の居場所を確保する取組の支援	こどもの居場所（こども食堂など）が安定的に確保されるよう、実施回数に応じた助成金を交付します。 ●こどもの居場所サポート事業 (こども家庭若者課・草津市社会福祉協議会)

主な施策	内 容 (●主な事業)
経済的困窮による孤独・孤立への対策の推進	<p>食をテーマとした地域福祉活動や生活に困窮している世帯に対し、草津フードバンクセンターに集まった食糧を無償提供します。また、貧困、孤独・孤立により不安を抱える女性が、社会の絆・つながりを回復することができるよう、生理用品や食糧品等の提供を通じて各種サービスや相談支援に繋げます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●草津フードバンクセンター事業（草津市社会福祉協議会） ●つながりサポート事業 <チューリップ事業> (男女共同参画センター・草津市社会福祉協議会)
重層 ひきこもり*に関する相談・支援の充実	<p>福祉の総合相談窓口「人とくらしのサポートセンター」において、ひきこもりに関する相談を受け、相談者に寄り添いながら、関係機関等と連携した相談支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●福祉の総合相談窓口（人とくらしのサポートセンター）
生きづらさを抱えた人の居場所づくり	<p>生きづらさを抱える人が社会参加できる場づくりを行う団体の活動支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●生きづらさを抱える人のサロン支援事業 (人とくらしのサポートセンター)

重層は「重層的支援体制整備事業」の関連施策です。

«孤独・孤立対策推進法の概要»

趣旨

近時における社会の変化を踏まえ、日常生活若しくは社会生活において孤独を覚えることにより、又は社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態にある者への支援等に関する取組について、その基本理念、国等の責務、施策の基本となる事項及び孤独・孤立対策推進本部の設置等について定める。

→「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、

「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」を目指す

概要

1. 基本理念

孤独・孤立対策（孤独・孤立の状態となることの予防、孤独・孤立の状態にある者への迅速かつ適切な支援その他孤独・孤立の状態から脱却することに資する取組）について、次の事項を基本理念として定める。

- ① 孤独・孤立の状態は人生のあらゆる段階において何人にも生じ得るものであり、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図ることが重要であること。
- ② 孤独・孤立の状態にある者及びその家族等（当事者等）の立場に立って、当事者等の状況に応じた支援が継続的に行われること。
- ③ 当事者等に対しては、その意向に沿って当事者等が社会及び他者との関わりを持つことにより孤独・孤立の状態から脱却して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようになることを目標として、必要な支援が行われること。

2. 国等の責務等

孤独・孤立対策に関し、国・地方公共団体の責務、国民の理解・協力、関係者の連携・協力等を規定する。

3. 基本的施策

- ・孤独・孤立対策の重点計画の作成
- ・孤独・孤立対策に関する国民の理解の増進、多様な主体の自主的活動に資する啓発
- ・相談支援（当事者等からの相談に応じ、必要な助言等の支援）の推進
- ・関係者（国、地方公共団体、当事者等への支援を行う者等）の連携・協働の促進
- ・当事者等への支援を行う人材の確保・養成・資質向上
- ・地方公共団体及び当事者等への支援を行う者に対する支援
- ・孤独・孤立の状態にある者の実態等に関する調査研究の推進

4. 推進体制

- ・内閣府に特別の機関として、孤独・孤立対策推進本部（重点計画の作成等）を置く。
- ・地方公共団体は、関係機関等により構成され、必要な情報交換及び支援内容に関する協議を行う孤独・孤立対策地域協議会を置くよう努める。
- ・協議会の事務に従事する者等に係る秘密保持義務及び罰則規定を設ける。

施行期日

令和6年4月1日

基本方向（2）セーフティネット*の充実

基本施策① 生活困窮者の自立支援

現状と課題

「生活困窮者自立支援制度」は、仕事や生活など様々な困難により生活に困窮している人に対し、その人の状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、解決に向けた支援を行う制度です。

本市では、生活困窮者が抱える課題は、経済的な困窮をはじめとして、就労の状況、心身の状況、住まいの確保、家族の課題、家計の課題、債務、社会的な孤立など、複雑で多様化しており、専門の支援員が関係機関と連携しながら相談者に寄り添い、生活困窮者が自立した生活が送れるよう必要な支援に努めています。

引き続き、「生活困窮者自立支援制度」の活用と、関係課・関係機関との連携により、潜在的な生活困窮者への対応も含め、生活困窮者の自立支援について包括的な支援体制の充実に努めます。

取組

主な施策	内 容 (●主な事業)
重層 情報提供・相談窓口の充実	生活困窮者自立支援制度を活用し、庁内外の関係課・関係機関との連携により、多様で複合的な課題に対する相談支援を実施します。また、「生活困窮者自立支援制度」や「福祉の総合相談窓口」についての周知・啓発に努めます。 ●生活困窮者自立支援制度の運用（人とくらしのサポートセンター）
支援ネットワークの構築	関係機関や民生委員・児童委員*との連携により、生活困窮者の実態把握等ができる仕組みの構築を進めるとともに、多様で複合的な課題をもつ相談者については必要に応じて、関係課や関係機関で構成する支援会議等を開催して対応を検討します。 ●生活困窮者自立支援法に基づく支援会議の開催 (人とくらしのサポートセンター)
草津市社会福祉協議会との連携	草津市社会福祉協議会による生活福祉資金や生活つなぎ資金等の事業と連携し、生活困窮者に対する相談支援体制の充実に努めます。 ●生活福祉資金・生活つなぎ資金の活用（草津市社会福祉協議会）

重層は「重層的支援体制整備事業」の関連施策です。

基本施策② 権利擁護の推進

現状と課題

障害者・高齢者等に対して権利擁護に関する事業を行うNPO法人等と連携して、成年後見制度の普及と利用促進に努めており、草津市社会福祉協議会においても、認知症や知的障害等により判断能力が十分でない人が、地域においてその人らしい生活を送ることができるよう、日常的な金銭管理や福祉サービスの利用援助を行う地域福祉権利擁護事業を実施しています。

高齢化による認知症高齢者等の判断能力に不安を抱える高齢者や、知的障害者・精神障害者等の人が増加傾向にある中、これらの人々が自らの財産や権利を守れるよう、成年後見制度の利用促進と、権利擁護に関する機能の強化に努めるとともに、成年後見制度の担い手の不足が指摘されていることを踏まえ、専門職後見人だけでなく市民後見人等の育成や活動支援についても検討する必要があります。

◆◆◆成年後見制度利用促進計画について◆◆◆

平成28(2016)年5月に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」において、市町村は「国の成年後見制度利用促進基本計画(平成29年(2017)年3月24日閣議決定)」を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるように努めるとともに、中核となる機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めることとされました。

これを受け、本市では、地域福祉における「権利擁護」の取組において、成年後見制度の利用を促進することを目的に、「地域福祉計画」に「成年後見制度利用促進計画」を包含し、関係機関や関係事業者と連携を図りながら、制度の普及・啓発に努めます。

取組

主な施策	内 容 (●主な事業)
成年後見制度の利用促進に関する取組	NPO法人等との連携を通して、権利擁護に関する知識の普及と啓発、成年後見人等への報酬助成、成年後見市長申立等の利用支援、相談窓口の周知や制度が必要な方への利用支援、成年後見制度の担い手の育成、後見開始後の継続的支援等を通して、成年後見制度の利用を促進します。 ●成年後見制度利用支援事業（障害福祉課・長寿いきがい課）
地域福祉権利擁護事業の周知と利用促進	地域福祉権利擁護事業について、地域福祉権利擁護事業専門員の助成や関係機関との連携による支援の充実・適正化を図るとともに、リーフレット等を活用して周知・啓発に努めます。 ●地域福祉権利擁護事業の啓発（草津市社会福祉協議会）
権利擁護支援の地域連携ネットワーク構築	国の「成年後見制度利用促進基本計画」を踏まえ、権利擁護支援の必要な人の発見・支援、早期の段階からの相談・対応体制の整備、意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援等の地域連携の仕組みである「地域連携ネットワーク」の構築に取り組みます。 ●地域連携ネットワーク構築事業（障害福祉課・長寿いきがい課）

«成年後見制度»

成年後見制度は大きく分けて、「法定後見制度」と「任意後見制度」の二つがあり、また、一定の要件を満たすことで、専門職以外の人が後見人となることができます。

法定後見制度

認知症や障害等により判断能力が十分でない人に代わって、家庭裁判所から選任された援助者（成年後見人等）が、その人の預貯金の管理（財産管理）や日常生活での様々な契約等（身上保護）をしていく制度です。本人の判断能力に応じて、「補助」「保佐」「後見」の3つの類型に分けられます。

任意後見制度

判断能力がある人が、将来判断能力が不十分になった時に備えて、あらかじめ自分の生活や療養看護、財産の管理に関する事務の内容を行う人を契約によって決めておく制度です。この契約を「任意後見契約」といい、公証人の作成する公正証書によって結ぶものです。実際に判断能力が低下したときに、家庭裁判所に任意後見監督人選任の申し立てをし、選任されると契約の効果が発生します。

市民後見人

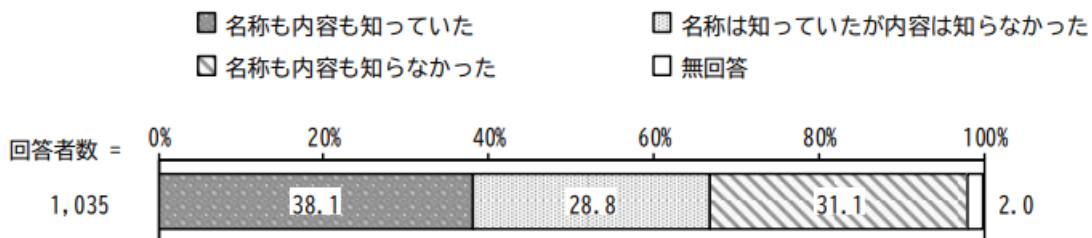
弁護士や司法書士などの資格を持たない、親族以外の市民による成年後見人等であり、市町村等の支援を受けて後見業務を適正に担います。主な業務は、ひとりで決めるに不安のある人の金銭管理、介護、福祉サービスの利用援助の支援などです。

「地域福祉に関するアンケート調査」

令和6年11月28日～12月23日実施

対象：市民3,000人（草津市に住所を有する18歳以上の市民から無作為抽出）

問 「成年後見制度」について知っていましたか。



「名称も内容も知っていた」が38.1%で最も割合が高く、次いで、31.1%の「名称も内容も知らなかった」、28.8%の「名称は知っていたが内容は知らなかった」となっています。

基本方向（3）福祉サービスの利用促進と評価

基本施策① サービス利用に関する情報発信の充実

現状と課題

介護・障害のサービスや公的保険制度等、福祉に関する情報を市民に広く周知するため、ホームページや冊子、リーフレット等を作成し提供しています。

こうした中、令和6年度に実施した「地域福祉に関するアンケート調査」では、「お住まいの地域では、安心して生活していくうえで、どのような課題があると感じていますか。」という問い合わせに対して、約3割の人が「保健・福祉サービスについて住民に知られていない。」と回答しており、広報やホームページの内容を更に充実させるとともに、SNSをはじめとした様々な媒体の活用や、市民が集まる場や機会での積極的な情報発信に努める必要があります。

取組

主な施策	内 容 (●主な事業)
高齢者やその家族に対する情報の提供	高齢者やその家族が利用しやすいよう、福祉サービスをはじめ、保健や医療等に関するわかりやすい情報の提供に努めます。 ●冊子「高齢者を支えるしくみ」の発行（長寿いきがい課）
子育て支援サービスの情報提供の充実	子育てガイドブックやホームページ、子育て応援サイト等により、子育て家庭をはじめ、より多くの方へ子育て支援サービスの情報を提供するよう努めます。 ●子育てガイドブックの発行と専用サイトの運営 (子育て相談センター)
障害特性に応じた伝達手段の充実	障害のある人へ市政情報を提供し社会参加を促進するため、広報紙の点字版や声の広報、市ホームページの文字サイズ変更や音声読み上げ機能など、障害特性に応じた伝達手段の充実を図ります。 ●人にやさしい広報作成（広報課）
地域福祉関連情報の共有化	地域福祉に関する様々な情報の共有を進め、学区等の活動情報やボランティア情報等を各種広報誌やホームページ等で利用しやすくなります。 ●ボランティアグループ・地域サロン*活動リスト等の発行 (草津市社会福祉協議会)

基本施策② サービスの評価と質の向上

現状と課題

介護保険サービスを始めとした福祉サービスは、利用者の意思や状態による利用制度になっているため、広報紙、ホームページ、冊子等により情報を発信し適切な利用に繋げるとともに、各サービスの質の向上に努めていますが、介護職員等の人材確保が多くの事業所において共通の課題となっています。

引き続き、人材確保に向けた様々な施策を講じながら、各サービスを担う事業者や専門職との情報共有に努めるとともに、サービス内容や事業者等に対する苦情等を公正な立場で判断し、サービスの質の向上に努める必要があります。

取組

主な施策	内 容 (●主な事業)
事業者のサービスの自己評価の促進	事業者のサービスの自己評価を促すとともに、結果については、事業所内での閲覧や事業所および市のホームページへの掲載等により公表し、サービス利用者が良質で適切なサービスを受けることができるよう努めます。 ●事業所情報の提供（介護保険課）
外部（第三者）評価制度の利用啓発	サービス利用者が良質で適切なサービスを受けることができるよう、また、第三者の意見が反映された評価に基づきサービスを選択できるよう、外部（第三者）評価制度の利用啓発を図り、指導を行うとともに、運営推進会議等において、情報共有・認識確認を行います。 ●外部評価の提供（介護保険課）
事業者職員やサービス提供者の研修充実についての働きかけ	サービス利用者が良質で適切なサービスを受けることができるよう、事業者の職員やサービス提供者に対して利用者の人権尊重と接遇の意識と知識、技術等の向上のための研修の充実について働きかけます。 ●地域密着型サービス事業者への情報提供（介護保険課）
地域での新たな福祉ニーズの掘り起こしとサービス事業者への発信	支援を必要とする人が、暮らしの場でのニーズに適したサービスが利用できるよう、地域活動の中で新たな福祉ニーズの掘り起こしを進めるとともに、サービス事業者への発信を行っていきます。 ●障害者福祉センター事業（障害福祉課）
分野横断的な福祉サービスの充実	高齢障害者に対する支援をスムーズに行うことができるよう、福祉部局間および関係機関との連携体制の強化を図ります。 ●高齢障害者の円滑なサービス利用に向けた連携強化（障害福祉課・長寿いきがい課・介護保険課）
人材確保に向けた取組	外国人を含めた介護分野に従事する人材の育成・確保に向けて、滋賀県、近隣他市、介護サービス事業所等と連携した広域的な観点を含めた取組を推進します。また、草津市社会福祉協議会と事業者が連携し、介護職の人材確保の課題を解決するための協議・実践を行います。 ●介護人材の確保に向けた取組の検討（介護保険課） ●社会福祉法人との連携（草津市社会福祉協議会）

1

協働体制による計画の推進

計画に基づく施策を推進していくためには、市と草津市社会福祉協議会、福祉・医療等の関係機関、地域団体、地域住民が互いに連携し、それぞれの役割を果たしながら一体となって、総合的な視点から協力して活動を推進することが重要です。

このため、次のような役割のもと、協働体制による計画の効率的、効果的な推進をめざします。

(1) 市の役割

地域福祉の推進にあたって、行政には住民の福祉の向上をめざして福祉施策を総合的に推進する「公助」としての責務があります。

そのため、中間支援組織*である草津市社会福祉協議会をはじめ、民生委員・児童委員*協議会、まちづくり協議会、町内会、社会福祉関係団体等と連携を図りながら、住民同士の助け合い・支え合い活動やボランティア等の人材育成を支援するとともに、福祉の制度やサービスを広く周知・啓発し、困難を抱える人や世帯を適切な支援に結び付けるための分野横断的な支援体制やネットワークの構築を進めていく必要があります。

(2) 草津市社会福祉協議会の役割

地域福祉の推進を使命とする草津市社会福祉協議会は、地域の実情を把握し、住民とともに地域課題に取り組む組織です。草津市社会福祉協議会は市と連携する中で、ボランティア活動、福祉意識の醸成、人材育成、学区・区社会福祉協議会活動の支援、相談事業等、地域の実情に応じたサービスの提供や支援に取り組むことが求められています。

(3) 福祉・医療等の関係機関に期待される役割

福祉・医療等の関係機関や高齢者・障害者・子ども等への各種福祉サービス事業所などには、サービス等の担い手として、ニーズに応じた質の高い利用者本位のサービス等を提供するとともに、利用者の権利擁護に関して十分な配慮がなされ、適切なサービス等の提供はもとより、利用者の立場に立った、心のこもったサービス等の提供が期待されます。

（4）地域団体に期待される役割

地域住民の日常生活の場として、地域に根ざした見守りや声かけ活動を促進し、日頃から顔の見える関係づくりを大切にすることで、孤独・孤立や困難の深刻化を防ぐとともに、地域の防災・防災活動を通じて、地域の安全・安心の向上にも努めることが期待されます。

（5）地域住民に期待される役割

行政や事業者から情報やサービスの提供を受けながら、住民一人ひとりが福祉に対する意識や認識を高めるとともに、地域福祉を支える一員として、地域活動やボランティア活動等に積極的に参加することや、隣近所の大切さを再認識し、地域内のコミュニケーションを進めることができます。

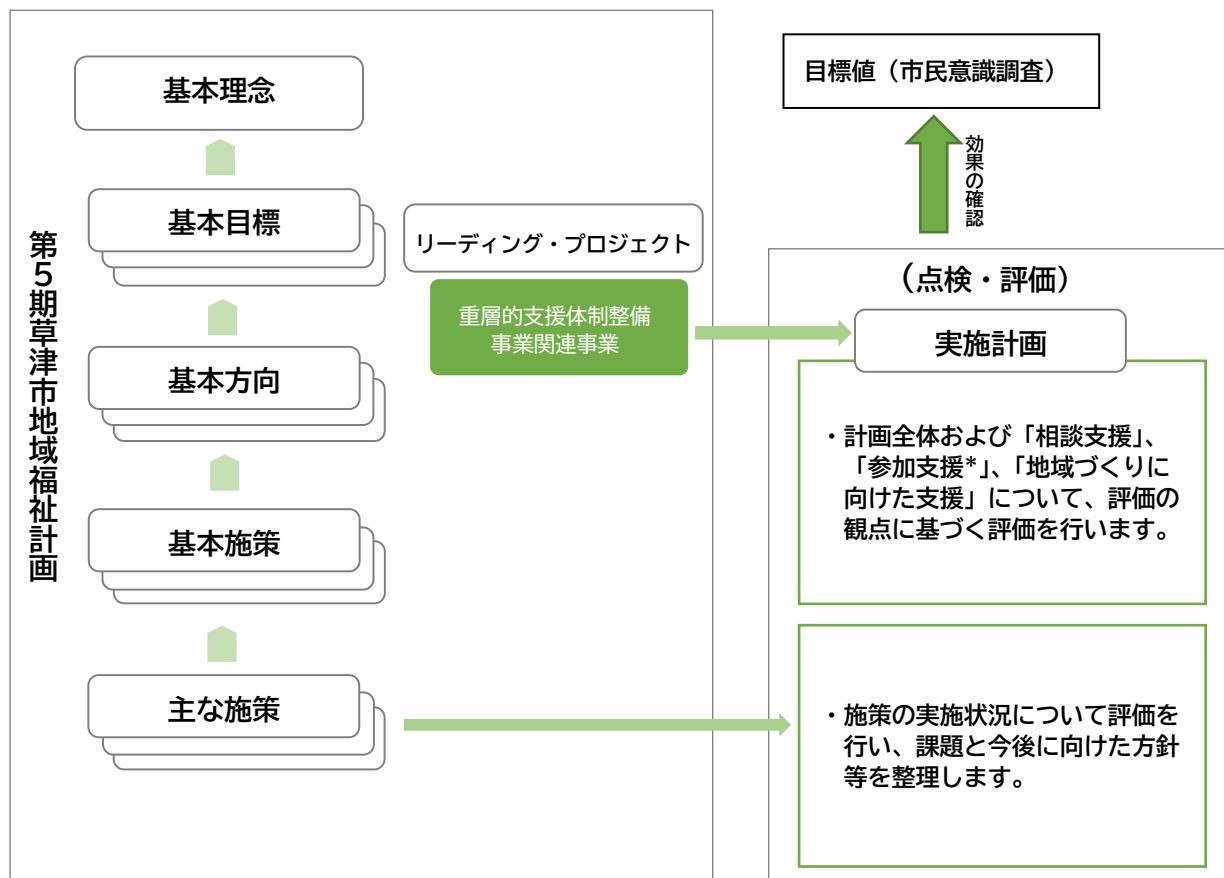
2

計画の評価

本計画の推進にあたっては、引き続き、「草津市地域福祉推進市民委員会*」において進捗管理を行い、P D C A*（計画・実行・評価・改善）サイクルを活用し、事業の実施手法等の見直し・改善を図ることで、効果的かつ継続的な計画推進を図ります。

進捗管理にあたっては、各基本施策を構成する「主な施策」の実施状況を評価するとともに、リーディング・プロジェクトに位置づけている「重層的支援体制整備事業」の対象事業については、本計画に包含する「重層的支援体制整備事業実施計画」で定める評価の観点に基づく評価を行います。また計画全体の効果を検証するための指標である「目標値」を確認し、見直し・改善の方向性を検討します。

進捗状況の点検評価の仕組み



資料編

1 草津市附属機関設置条例

○草津市附属機関設置条例

平成25年3月29日条例第3号

最終改正 令和6年3月28日条例第2号

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第138条の4第3項に規定する附属機関および地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第14条に規定する組織として設置する附属機関(以下これらを「附属機関」という。)の設置等については、法律もしくはこれに基づく政令または他の条例に定めるもののほか、この条例に定めるところによる。

(附属機関の設置およびその担任する事務)

第2条 市は、市長の附属機関として別表第1の名称の欄に掲げる機関を置き、その担任する事務を同表の担任事務の欄に掲げるとおり定める。

2 市は、教育委員会の附属機関として別表第2の名称の欄に掲げる機関を置き、その担任する事務を同表の担任事務の欄に掲げるとおり定める。

3 市は、水道事業および下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)の附属機関として別表第3の名称の欄に掲げる機関を置き、その担任する事務を同表の担任事務の欄に掲げるとおり定める。

4 市は、農業委員会の附属機関として別表第4の名称の欄に掲げる機関を置き、その担任する事務を同表の担任事務の欄に掲げるとおり定める。

(組織)

第3条 附属機関の委員の定数は、別表第1、別表第2、別表第3および別表第4の定数の欄に掲げるとおりとする。

2 附属機関が担任する事務のうち、特定または専門の事項について調査審議等をするため、当該附属機関の委員で構成する分科会、部会その他これらに類する組織を当該附属機関に置くことができる。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関および管理者が定める。

付 則

(前段 省略)

付 則(令和6年3月28日条例第2号)

(施行期日)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1(該当部分のみ抜粋)

名称	担任事務	定数
草津市地域福祉推進 市民委員会	社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める草津市地域福祉計画の評価および変更ならびに地域福祉推進の方策に関し必要な事項についての調査審議に関する事務	15人以内

別表第2(省略)

別表第3(省略)

別表第4(省略)

2 草津市附属機関運営規則

○草津市附属機関運営規則

平成25年4月1日規則第35号

最終改正 令和6年6月28日規則第34号

(趣旨)

第1条 この規則は、草津市附属機関設置条例(平成25年草津市条例第3号。以下「条例」という。)別表第1に掲げる市長の附属機関(別に定めるものを除く。以下「附属機関」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 附属機関の委員は、別表第1の委員資格者の欄に掲げる者のうちから市長が委嘱し、または任命する。

(任期)

第3条 附属機関の委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 別表第2に掲げる附属機関の委員の任期は、前項本文の規定にかかわらず、それぞれ同表の任期の欄に掲げるとおりとする。

(委員長等)

第4条 附属機関に委員長および副委員長を置く。

2 前項の規定は、委員長の名称に会長その他これに類する名称を、副委員長の名称に副会長その他これに類する名称を用いることを妨げるものではない。

3 委員長(会長その他これに類する名称である場合を含む。以下同じ。)および副委員長(副会長その他これに類する名称である場合を含む。以下同じ)は、委員の互選によりこれを定める。

4 委員長は、附属機関を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長に事故があるときまたは委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 委員長および副委員長とともに事故があるときまたは委員長および副委員長がともに欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

7 別表第3に掲げる附属機関の委員長および副委員長は、第3項の規定にかかわらず、それぞれ同表の委員長および副委員長の欄に掲げる者をもって充てる。

(附属機関の会議)

第5条 附属機関の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長、副委員長および前条第5項により指名された委員の全てが不在の場合は、市長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

(定足数および議決の方法)

第6条 附属機関の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

2 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 前2項の規定にかかわらず、別表第4に掲げる附属機関の定足数および議決の方法は、それぞれ同表の定足数および議決の方法の欄に掲げるとおりとする。

(関係人の出席等)

第7条 附属機関は、必要と認めたときは、その議事に關し専門的知識を持つ者または関係人を出席させ、説明または意見を聞くことができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(分科会等)

第9条 条例第3条第2項の規定により、別表第5に掲げる附属機関に、それぞれ分科会等の欄に掲げる分科会、部会その他これらに類する組織(以下「分科会等」という。)を置き、担任事務の欄に掲げる事務を所掌させる。

(庶務)

第10条 別表第1に掲げる附属機関の庶務は、同表の所属の欄に掲げる所属がこれを行う。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか附属機関の運営に關し必要な事項は、委員長が附属機関に諮ってこれを定める。

付 則

(前段 省略)

付 則(令和6年6月28日規則第34号)

(施行期日)

この規則は、令和6年7月1日から施行する。

別表第1(該当部分のみ抜粋)

附属機関の名称	委員資格者	所属
草津市地域福祉推進市民委員会	(1) 学識経験を有する者 (2) 福祉関係団体から選出された者 (3) 公募市民 (4) その他市長が必要と認める者	健康福祉部健康福祉政策課

別表第2(省略)

別表第3(省略)

別表第4(省略)

別表第5(省略)

3 草津市地域福祉推進市民委員会委員名簿

(敬称略・順不同)

区分	所属	委員名	備考
学識経験者	立命館大学	小田巻 友子	副委員長
福祉関係団体代表	草津市社会福祉協議会	清水 和廣	委員長
福祉関係団体代表	草津市民生委員児童委員協議会	栗津 豊	
一般公募による市民代表	一般公募による市民代表	三上 裕貴	
一般公募による市民代表	一般公募による市民代表	山口 七菜	
一般公募による市民代表	一般公募による市民代表	野口 恵理香	
ボランティアグループ代表	草津市ボランティア連絡協議会	田渕 稔子	
更生保護関係団体代表	草津保護区草津支部保護司会	山本 喜久子	
高齢者関係団体代表	草津市老人クラブ連合会	柴田 弘三	
障害者関係団体代表	草津市身体障害者更生会	村上 正廣	
障害者関係団体代表	草津市心身障害児者連絡協議会	涌井 康貴	令和7年度第1回 委員会まで 田村 裕子
子育て支援関係団体代表	草津市青少年育成市民会議	高山 智行	令和6年度第2回 委員会まで 福井 稔剛
医療関係団体代表	草津栗東医師会	新木 真一	
地縁関係団体代表	草津市まちづくり協議会連合会	岡田 やよい	
人権関係団体代表者	草津市同和事業促進協議会	水谷 秀夫	

4 策定経過

年 月 日	事 項	内 容
令和6年10月30日	令和6年度第1回 草津市地域福祉推進市民 委員会	・地域福祉に関するアンケート調査につ いて ・第5期草津市地域福祉計画策定スケジ ュールについて
令和6年11月28日 ～令和6年12月23 日	地域福祉に関するアンケ ート調査の実施	・個人(市民)アンケート ・団体アンケート
令和7年3月26日	令和6年度第2回 草津市地域福祉推進市民 委員会	・地域福祉に関するアンケート調査結果 について
令和7年6月2日	令和7年度第1回 草津市地域福祉推進市民 委員会	・草津市重層的支援体制整備事業につ いて ・第5期草津市地域福祉計画(骨子案)につ いて
令和7年7月30日	令和7年度第2回 草津市地域福祉推進市民 委員会	・重層的支援体制整備事業実施計画につ いて ・第5期草津市地域福祉計画(素案)につ いて①
令和7年8月4日	計画策定に係るワー クショップの開催	・不安や悩み、相談先について ・地域との関わりについて ・福祉に関する施策について
令和7年9月12日	令和7年度第3回 草津市地域福祉推進市民 委員会	・ワークショップの結果について ・第5期草津市地域福祉計画(素案)につ いて②
令和7年11月26日	令和7年度第4回 草津市地域福祉推進市民 委員会	・第5期草津市地域福祉計画(最終案)につ いて

5 用語解説

50 音順

【ア行】

■アウトリーチ (P39、45、47、76)

積極的に対象者のいる場所に出向いて働きかけること。訪問支援のみを指すのではなく、支援が必要な人に支援を届けることができるよう働きかける取組。

【カ行】

■健幸都市 (P5、6、61)

誰もが生きがいをもち、健やかで幸せに暮らすことのできるまちのこと。本市は平成28年度に「健幸都市宣言」を行っている。

■草津市地域福祉推進市民委員会 (P7、49、87)

草津市付属機関設置条例に基づき設置された市長の附属機関であり、担任事務として、社会福祉法に定める草津市地域福祉計画の評価および変更ならびに地域福祉推進の方策に関し必要な事項についての調査審議を行う。委員は、学識経験者、福祉関係団体から選出された者、公募市民、その他市長が必要と認める者で構成され、定数は15人以内。

■介護予防 (P49、60、63、65)

高齢者が要介護状態等になることの予防や、要介護状態等の軽減・悪化の防止を目的として行うもの。心身機能の改善だけを目指すのではなく、日常生活の活動を高め、社会への参加を促し、生きがいのある生活を送ることができるよう支援するもの。

【サ行】

■参加支援 (P27、30、44、45、48、50、76、87)

広義では、本人や世帯が地域や社会との関わり方を選択し、自らの役割を見いだすために多様な接点を確保することを目的とした支援。

■社会的処方 (P49、66、77)

social prescribing (ソーシャル・プリスクリービング) の和訳で、「社会とのつながりを処方する」という考え方。本計画では、医療的な処置や薬の処方だけではなく、人々を地域活動等の社会的なつながりに結び付けることによって、健康やウェルビーイングの向上等を目指すアプローチを指す。

■障害者差別解消法（P54）

すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として制定されたもので、障害を理由とする差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供等について定めている。

■セーフティネット（P43、45、80）

セーフティネットは「安全網」の意味で、何らかの生活課題を抱えた人が、さらに困難な状況に落ち込まないように、生活を支援する制度や仕組みのことをいう。

■生活支援コーディネーター（P49、62、67）

地域の助け合い・支え合い体制の構築に向けた取組を推進するために、既存の取組・組織等も生かしながら、資源開発、関係者のネットワークの構築、地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動のマッチング等を担う。

■総合型地域スポーツクラブ（P59）

地域住民のだれもが、いつでも、どこでも、いつまでも、スポーツを気軽に楽しみ、親しむことのできる生涯スポーツ社会の実現を基本理念とし、生涯にわたってスポーツに親しむ能力や体力・運動能力の向上、健康の保持・増進の基礎を培うため、各種スポーツ教室やイベントなどを行うもの。

【夕行】

■ダブルケア（P76）

狭義では、育児と介護の同時進行であるが、広義のダブルケアは、家族や親族等との密接な関係における複数のケア関係を指す。育児や介護だけではなく、自身や配偶者等の疾患や障害がある人のケア等により、ダブルケアのみでなく、トリプルケアや多重ケアを抱えている場合がある。

■男女共同参画（P46、53、55）

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野での活動に参画する機会が確保されており、男女が均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を受けることができるとともに、男女がともに責任を担うこと。

■地域共生社会（P1、3、27、30、31、44、49、53、67）

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

■地域協働合校（P54）

学校・家庭・地域の連携・協働による事業体で、それぞれの持つ教育機能を生かしながら、こどもと大人の協働による「地域学習社会」づくり（こどもと大人が地域文化や現代的な課題などについて、学び合い・関わり合い・よろこび合い・認め合いの協働を積み重ねる社会）を目指し、平成10（1998）年度から設置している。

■地域ケア会議（地域ケア個別会議、地域ケア推進会議）（P39、62）

地域包括支援センターや市が主催し、高齢者支援について医療や介護、福祉などの専門職、地域の関係者が協働して行う会議。個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域に共通した課題を明らかにし、地域課題の解決に繋げる。個別課題の解決やネットワーク構築、地域課題の発見等を行う「地域ケア個別会議」と、地域づくり、資源開発や政策形成等を行う「地域ケア推進会議」に大別される。

■地域資源（P35、37、38、39、40、49、62、67）

地域の強みや特性となり得る「ひと」や「もの」、「文化・歴史」などの有形・無形の優れた資源の総称であるが、介護方面では、主に生活支援・介護支援などのサービス、助成金など住民の暮らしを支えている人・物・情報などのこと。

■地域サロン（P34、P37、49、56、57、60、65、83）

社会参加が困難になった高齢者や閉じこもりがちな高齢者が、身近な場所で気軽に集い、地域の人同士のつながりを深める自主活動の場。地域に交流の場を設けることで、介護予防や仲間づくり、近隣での「助け合い」・「支え合い」を育む地域づくりにもつながる。

■地域包括ケアシステム（P27、30、31、42、52、62、63）

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域において、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制のこと。（詳細は63ページを参照）

■地域包括支援センター（P8、46、55、75）

地域の高齢者的心身の健康保持や生活の安定のために必要な援助を行うことを目的として設けられた機関。市町村または老人介護支援センターの設置者、一部事務組合、医療法人、社会福祉法人などのうち、市町村から包括的支援事業の委託を受けたものが設置することができる。主な業務は、①包括的支援事業（介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務）、②介護予防支援、③要介護状態になるおそれのある高齢者の把握などで、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の専門職が配置されている。

■地域まちづくりセンター（P57、59、77）

まちづくり協議会を主体とした協働のまちづくりを推進し、地域の活性化に寄与することを目的とした施設で、市内には14施設ある。

■地域密着型サービス（P59、84）

その地域に住む要介護・要支援の認定を受けている介護保険の利用者が、できる限り住み慣れた自宅又は地域で生活を継続できるようにするためのサポートを目的として創設されたサービス類型。

■地域力（P1、16、41、42、51、66、67、）

地域社会が抱える多様な問題や支援を求める人たちの声に住民自らが気づき、主体的に関係する組織や行政等と協働し、地域資源の有効活用を図りながら、問題解決に向けた方策や地域としての価値を創造していく力のこと。

■中間支援組織（P57、64、85）

まちづくりを活性化させるために組織が持つノウハウ、情報、ネットワーク等を活用し、まちづくりに取り組む各主体の活動を支援するなど、市民と市民、市民と市などの間に立って、各主体の連携を促進するコーディネート役を担う組織のこと。本市では、中間支援組織として（公財）草津市コミュニティ事業団と（福）草津市社会福祉協議会を指定。

【ナ行】

■認知症サポーター（P54）

認知症サポーターとは、市町村等が実施主体となる「認知症サポーター養成講座」の受講者で、認知症を正しく理解し、自身のできる範囲で認知症の人や家族を見守り支援する応援者をいう。受講者には、認知症を支援する目印としてオレンジリングが授与される。

【ハ行】

■8050問題（P76）

ハチマルゴーマル問題。高齢の親と働いていない独身の50歳代の子が同居している世帯に係る問題。高齢の親の収入に依存した生活となっていることにより、経済的困窮や親の介護、社会的孤立等に陥る可能性があり、分野横断的な対応が求められる。

■ひきこもり（P49、65、78）

ひきこもりは、現象や状態像であり、ひきこもり支援における対象者は、社会的に孤立し、孤独を感じている状態にある人や、様々な生きづらさを抱えている状態の人ことで、それぞれ一人ひとりの状況は違うが、具体的には、「何らかの生きづらさを抱え生活上の困難を感じている状態にある」、「家族を含む他者との交流が限定的（希薄）な状態にある」、「支援を必要とする状態にある」本人やその家族（世帯）であり、その状態の期間は問わない。

■福祉委員（P25、56、64、67）

福祉委員は、地域住民と協力し、社会福祉協議会や町内会と連携して地域課題の解決を図るなど福祉のまちづくりに関する身近な活動を推進する役割を担っている。

具体的な活動例としては、①民生委員・児童委員と連携した高齢者の見守り活動、②敬老会の案内通知を配布することなどにより地域の高齢者の顔を見ながら信頼関係をつくる、③地域サロン・子育てサロンの運営や協力、④学習会や研修への参加・地域福祉の啓発協力、⑤ふれあいまつり等地域のイベントに参加協力し住民と交流を図る、⑥学区・区社会福祉協議会の役員として運営や手伝いの他、地域に根ざした活動を展開している。

■福祉避難所（P69）

災害時に市が開設する学校等の指定避難所では生活に支障をきたすため、特別な配慮を必要とする高齢者や障害のある人等が避難する施設。

【マ行】

■民生委員・児童委員（P8、25、38、39、40、42、57、64、75、77、80、85、）

民生委員は、民生委員法に基づき、各市町村の区域に置かれる民間奉仕者で都道府県の推薦により厚生労働大臣が委嘱する。職務は、①住民の生活状態を適切に把握すること、②援助を必要とする者が地域で自立した日常生活を営むことができるよう相談・助言・その他の援助を行うこと、③援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するための情報提供等の援助を行うこと、④社会福祉事業者等と密接に連携し、その事業または活動を支援すること、⑤福祉事務所その他の関係行政機関の業務に協力することが規定されている。また、児童委員は、地域のこどもたちの見守りや子育て相談支援等を行う委員で、民生委員は児童委員を兼ねているため、「民生委員・児童委員」と列記されることも多い。

【ヤ行】

■ヤングケアラー（P55）

家族に介護などケアを要する人がいる場合に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども・若者のこと。

■ユニバーサルデザイン（P71）

ユニバーサルとは「普遍的」という意味で、建物や製品などのデザインにおいて、障害の有無などに問わらず、当初からすべての人が使いやすいように普遍的な機能を組み込んでおくという考え方。バリアフリーと似た概念であるが、バリアフリーが今ある障壁を取り除くという考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインははじめから障壁がないようにデザインするという考え方に対するもの。

【ラ行】

■隣保館 (P59、75、77)

社会福祉法に基づく隣保事業の推進および基本的人権の尊重の精神にのっとり、同和問題をはじめあらゆる人権問題の速やかな解決を図るため、地域社会の全体の中で、福祉の向上、人権啓発および住民の交流の拠点となるコミュニティーセンターとして、各種の事業を総合的に行う施設であり、市内には、西一会館、橋岡会館、新田会館、常盤東総合センターがある。

■老人クラブ (P57)

地域を基盤とする高齢者の自主的組織。同一小地域内に居住する、おおむね60歳以上で30人以上の会員から組織され、高齢者の生きがいづくりや健康づくりを進める活動、ボランティア活動をはじめとした地域を豊かにする各種活動等の多様な社会活動を総合的に実施する。

アルファベット順

【A】

■A I (P28、35、37)

Artificial Intelligence (アーティフィシャル・インテリジェンス) の略。人間にしかできなかつたような高度に知的な作業や判断を、コンピュータを中心とする人工的なシステムにより行えるようにした人工知能のこと。

【E】

■E S D (P54)

Education for Sustainable Development (エデュケーション・フォー・サステナブル・デベロップメント。持続可能な開発のための教育) の略で、SDGsの実現に向けた教育のこと。本市では「スクールE S Dくさつプロジェクト」として、様々な地域課題を体験的な学びを通して、その解決にこどもたちが主体的に関わり、地域社会の一員としての意識と行動力を身につけることを目指している。

■e スポーツ (P60)

Electronic Sports (エレクトロニック・スポーツ) の略で、ビデオゲーム・モバイルゲームを使った対戦をスポーツ競技として捉えた言葉。

【P】

■P D C Aサイクル (P87)

事業活動などにおいて、品質管理や進捗管理などを円滑に進める手法。Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）の4段階を繰り返すことで、業務を継続的に改善することが可能となり、計画を適切に推進することができる。

【S】

■SNS（P28、34、35）

Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略で、インターネット上の交流を構築するサービスのこと。